

第4章

世界トップレベルの学力と
規範意識等の育成を目指す
初等中等教育の充実

総論

教育は、子供たち一人一人の人格の完成を目指すものであり、子供たちが将来にわたって幸福な生活を営んでいく上で不可欠なものです。また、将来この国や社会を担っていく人材を育てていくという使命もあり、このような教育の重要性はどのような時代にあっても変わることはありません。特に、昨今では、グローバル化や知的基盤社会の到来、少子高齢化の進展など、社会が急速な変化を遂げており、教育の重要性はますます高まっています。

このような時代の中で子供たちへの教育を一層充実していくよう、文部科学省では、教育機会の確保や教育水準の維持向上のため、以下のような様々な政策を実施しています。

- 子供たちが全国どこにいても一定水準の教育を受けられるようにするために、幼稚園から高等学校までの教育課程の大綱的基準として学習指導要領等を定めています。平成20年3月に幼稚園教育要領、及び小学校、中学校の学習指導要領を、21年3月に高等学校と特別支援学校の学習指導要領などを改訂しました。これらの改訂では、知・徳・体のバランスを重視した「生きる力」を育むため、知識や技能の習得とともに、思考力・判断力・表現力などの育成を重視し、教科等の授業時数の増加と教育内容の充実を図っています（参照：第2部第4章第1節）。
- また、学校における教科の主たる教材として、子供たちが学習を進める上で重要な役割を果たす教科書の質・量の充実を図ることは不可欠であり、新しい学習指導要領に対応した教科書の検定を行っています（参照：第2部第4章第6節）。
- 学校における教育活動の成否は、子供たちに直接向き合う現場の教員の資質能力に負うところが大きく、教員の資質能力の向上は子供たちの教育の充実を図る上で重要な政策課題です。このため、教員の資格として教員免許制度を設けるとともに、養成、採用、研修の各段階を通じて様々な施策を講じています（参照：第2部第4章第10節）。
- また、教育の機会均等とその水準の維持向上を図るため、公立の義務教育諸学校の教職員給与費の全額を国と都道府県の負担により保障する義務教育費国庫負担制度が設けられています。また、学級規模については、平成23年4月に、小学校1年生の学級編制の標準を35人に引き下げ、24年度には、小学校2年生の36人以上学級の解消に必要な加配定数の増（900人）をはじめとする教職員定数改善を実施しました。さらに、25年度には、いじめ問題への対応や特別支援教育への対応など計800人の教職員定数増を実施しました。26年度予算では、少子化時代に対応する教職員定数の配置改善として、今後の少子化等を踏まえた定数の見直し（713人減）を図る一方で、小学校英語の教科化やいじめ・道徳教育への対応、特別支援教育の充実など、重要課題に対応するために必要な703人の定数の改善を計上するとともに、8,000人の経験豊かなシルバー人材等の積極的参加による地域ぐるみの教育再生を図る取組として、「補習等のための指導員等派遣事業」を25年度に引き続き実施することとしています（参照：第2部第4章第10節）。
- 子供たちが家庭の経済事情にかかわらず、必要な教育を受けられ、自立を図ることができるよう、社会全体で教育費を適切に負担していくことが必要です。文部科学省では、平成22年4月から実施している公立高校の授業料無償制及び高等学校等就学支援金をはじめとし、学校段階を通じて家庭の教育費負担の軽減に努めています。25年12月、低所得者支援の充実及び公私間格差の是正を図るべく、本制度に所得制限を設ける法改正を行いました。26年4月からは、低所得者への就学支援金の加算拡充や、授業料以外の教育費の支援として「高校生等奨学給付金制度」を創設する等の施策を実施します（参照：第2部第4章第14節）。
- 次代を担う科学技術系人材の育成や国民一人一人の科学に関する基礎的素養の向上を図るため、理数好きな子供の裾野の拡大や子供の才能を見いだし伸ばす施策を充実するなど科学技術・理数

教育充実のための施策を総合的に推進しています（参照：第2部第4章第2節）。

- 初等中等教育段階から国際的な視野を持つグローバル人材を育成するため、小・中・高等学校を通じた外国語教育の強化、高校生の海外留学の促進や国際理解教育の推進に取り組んでいます。また、海外で学ぶ子供や帰国・外国人児童生徒等に対する教育の充実に取り組んでいます（参照：第2部第4章第3節）。
- 近年、若年層の完全失業率や非正規雇用率の高さ、無業者や早期離職者の存在などに見られるように「学校から社会・職業への移行」が円滑に行われていないということや、子供たちが学校での生活や学び、進路選択に、はっきりとした目的意識を持って取り組めていないということが指摘されています。子供たちが社会的・職業的自立に必要な態度や能力を身に付け、明確な目的意識を持って人生を切り拓くことができるよう、学校教育におけるキャリア教育が重要です。また、将来にわたって職業人として必要とされる専門的な知識・技能の高度化、職業の多様化に対応することや業務を着実に遂行していくことができるよう、学校教育における職業教育が重要です。文部科学省としては、平成23年1月に中央教育審議会において取りまとめられた「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」（答申）も踏まえ、その充実を図っていくこととしています（参照：第2部第4章第4節）。
- このほか、学校教育・社会教育を通じて人権尊重の意識を高める教育の推進（参照：第2部第4章第8節）をはじめ、生涯にわたる人格形成の基礎を培う大切な時期である幼児期の教育の推進（参照：第2部第4章第11節）や、障害のある子供について、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を培うために一人一人の障害の状態などに応じて行う特別支援教育の推進（参照：第2部第4章第12節）に取り組んでいます。
- 学校は、子供たちの健やかな成長と自己実現を目指して教育活動を行うところであり、子供の健康と安全を保つことは重要です。文部科学省では、学校における食育の推進、心と体の健康問題への対応、登下校時を含めた学校における子供の安全確保に向けた施策に取り組んでいます（参照：第2部第4章第9節）。
- 現在、高等学校等は進学率が約98%に達し、国民的な教育機関となっており、その進学率の上昇に伴い、生徒の能力・適性、興味・関心、進路などが多様化しています。このため、生徒一人一人の個性を伸ばす高等学校教育の推進に取り組んでいます。また、平成23年9月に中央教育審議会初等中等教育分科会の下に、「高等学校教育部会」が新たに設置され、高校教育の質の確保・向上の在り方などについての審議が進められています（参照：第2部第4章第5節）。
- 保護者や地域住民の力を学校運営に生かす「地域とともにある学校づくり」により、子供が抱える課題を地域ぐるみで解決する仕組みづくりや、質の高い学校教育の実現を図ることが重要です。このため、保護者や地域住民が一定の権限と責任を持って学校の運営に参画することを可能とするコミュニティ・スクールの設置拡大や、学校評価の推進等に取り組んでいます。また、自主的・自律的な学校運営ができるよう、教育課程、予算などについての学校の裁量の拡大が進められています（参照：第2部第4章第13節）。

以上のように、子供たちの教育をめぐる政策課題は数多くあります。第4章では、このような子供たちの教育の一層の充実を図っていくための取組を詳しく紹介します。

第1節

学習指導要領が目指す教育の実現

第2期教育振興基本計画における関連成果指標

成果目標1（「生きる力」の確実な育成）

【成果指標】

- 国際的な学力調査の平均得点を調査国中トップレベルにする。
あわせて、習熟度レベルの上位層の増加，下位層の減少。
全国学力・学習状況調査における過去の調査との同一問題の正答率の増加，無解答率の減少
- 児童生徒の学習意欲の向上や学習習慣の改善
- 体力の向上傾向を確実にする（今後10年間で子供の体力が昭和60年頃の水準を上回ることを目指す）。

計画策定後の主な取組と課題（ポイント）

- 平成25年度 新学習指導要領の趣旨・内容の周知，教育課程編成・実施上の課題や優れた実践の共有等のための説明会・協議会の実施 参加実績 16万3,308人（平成24年度実績15万3,257人）
- 第2部第8章第2節② 学校における体育・運動部活動の充実参照。

学習指導要領は、全国的に一定の教育水準を確保する観点から、学校が編成する教育課程の大綱的基準として、国が学校教育法等に基づいて定めるものです。現行の学習指導要領では、

- 基礎的・基本的な知識・技能，これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等，主体的に学習に取り組む態度（「確かな学力」）
- 自らを律しつつ，他人と共に協調し，他人を思いやる心や感動する心など（「豊かな人間性」）
- たくましく生きるための健康や体力（「健やかな体」）

のバランスを重視した「生きる力」を育むことを目指しています。

現行の学習指導要領は、平成23年4月から小学校で、24年4月から中学校で全面実施されており、高等学校では25年度入学生から年次進行で実施されています。特別支援学校も小・中・高等学校に準じて実施されています。

1 確かな学力を育む

(1) 学習指導要領の基本的な考え方

①教育内容の主な改善事項

現行の学習指導要領における教育内容の主な改善事項としては、例えば次の六つが挙げられます。

(i) 言語活動の充実

言語は、論理や思考などの知的活動，コミュニケーション，感性・情緒などの基盤です。児童生徒一人一人の思考力・判断力・表現力等を育むためには、国語科をはじめ各教科などで記録，説明，批評，論述，討論などの言語活動の充実を図ることが有効と考えられます。各学校における言語活動の充実を支援するため、例えば、平成25年度は、言語活動の充実に関するイラストやポスターを小・中・高等学校や教育委員会に配布するとともに、「言語活動の充実に関する指導事例集【高等学校版】」を作成し、高等学校や教育委員会への配布を行いました。

また、芸術表現活動や対話，創作，表現に係る体験活動など，他者と関わり，協調・協働しながら課題解決に取り組む活動は、児童生徒の思考力・判断力・表現力等の向上や、コミュニケーション能力，自己肯定感，社会性，責任感等の育成に大きな効果があります。このため、平成22年度

から、芸術家などの専門家を学校へ派遣し、芸術表現体験活動等を取り入れたワークショップ型の授業を実践する事業を展開しており、これまでに延べ888校で実施しています。

(ii) 理数教育の充実(参照:第2部第4章第2節)

(iii) 伝統や文化に関する教育の充実

国際社会で活躍する日本人の育成を図るためには、我が国や郷土の伝統や文化を受け止め、その良さを継承・発展させるための教育を充実することが必要です。このため、現行の学習指導要領では、各教科等で我が国の伝統や文化についての理解を深める学習を充実しました。例えば、「国語」では、神話・伝承や古文・漢文に関する学習(小学校)を充実するとともに、「美術」では我が国の美術文化に関する学習(中学校)を、「音楽」では我が国の伝統的な歌唱や和楽器に関する学習(中学校)を充実しています。

(iv) 体験活動の充実(参照:第2部第4章第1節2(3))

(v) 道徳教育の充実(参照:第2部第4章第8節1)

(vi) 外国語教育の充実(参照:第2部第4章第3節1)

さらに、我が国の領土に関する教育や自然災害における関係機関の役割等に関する教育の一層の充実を図るため、平成20年7月に公表した「中学校学習指導要領解説」のうち、社会編の一部、また21年12月に公表した「高等学校学習指導要領解説」のうち、地理歴史編及び公民編の一部について、26年1月28日付けで改訂を行いました。

② 学習評価

学習評価は、児童生徒の学習状況を検証し、結果の面から教育水準の維持向上を保障する機能を有するものです。学習評価を通じて、学習指導要領に示す内容が児童生徒一人一人に確実に身に付いているかどうかを適切に評価し、その後の学習指導の改善に生かしていくとともに、学校の教育活動全体の改善に結び付けていくことが重要です。

このため、文部科学省では、各学校における学習評価が円滑に行われるよう、各都道府県教育委員会等に対する通知(「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について(平成22年5月11日、初等中等教育局長)」)を発出し、学習指導要領を踏まえた学習評価の考え方についての周知・徹底を図っています。

各学校では、校長のリーダーシップの下で、国や教育委員会等が示す評価に関する資料を参考にしながら、児童生徒の学習状況を判断する際の見直しとなる評価規準を適切に設定するとともに、評価方法の工夫改善や評価結果の教師同士での検討、実践事例の継承などに、組織的・計画的に取り組むことが求められています。また、学校では、保護者などに対し、児童生徒に対する学習評価の考え方などを事前に説明するとともに、通信簿などを通じ、子供たちの学習状況についてより丁寧に説明するなどの取組も進められています。

(2) 我が国の子供たちの学力・学習状況

① 全国学力・学習状況調査の実施

文部科学省では、平成19年度から、全国の小学校6年生と中学校3年生の児童生徒の学力状況などを把握する「全国学力・学習状況調査」を毎年4月に実施しています。この調査は、(i)義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ること、(ii)学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てること、(iii)以上のような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立することを目的として実施しています。教科は国語と算数・数学で、それぞれ「知識」に関する問題(A問題)と知識・技能の「活用」に関する問題(B問題)を出題しています(平成24年度調査は理科も実施)。学力を問う教科の調査だけでなく、児童生徒の生活習慣や

学習環境、学校の指導方法等の調査も行い、学力との関連を分析しています。平成19年度から21年度までは^{しっかい}悉皆調査、22年度及び24年度は抽出調査（抽出率約30%）及び希望利用方式（抽出調査の対象外の学校であっても、その設置者が希望すれば、抽出調査と同一の問題の提供を受け、本調査を利用できる）、25年度は^{しっかい}悉皆調査で実施しました（23年度は東日本大震災の影響等を考慮し、実施を見送り）。

調査結果を活用することで、各教育委員会や学校は自らの教育の成果と課題を検証し、教育施策の改善や教育指導の充実に生かすことができ、教育に関する継続的な検証改善サイクルの構築が着実に進むことが期待できることから、文部科学省としては、各教育委員会や学校に積極的な調査結果の活用を促しています。

②平成25年度全国学力・学習状況調査の結果の概要

平成25年度調査は、4年ぶりに^{しっかい}悉皆調査で、国語、算数・数学の2教科の調査を実施しました。25年度の調査問題は、「全国学力・学習状況調査の4年間の調査結果から今後の取組が期待される内容のまとめ」（国立教育政策研究所）で指摘した課題等、これまでの調査で見られた課題についての改善状況を把握する観点からの問題を出題していることが主な特徴です。今回の調査では、「ことわざの意味を理解すること」（小学校・国語）、「必要となる情報を取り出し、関係付けて読むこと」（中学校・国語）、「求積に必要な情報（図形の長さ・性質）を取り出して面積を求めること」（小学校・算数）、「具体的な事象における数量の関係を捉え、連立二元一次方程式をつくること」（中学校・数学）などで改善状況が見られました。しかし、国語については「複数の内容を含む文の中の語句の役割や語句相互の関係を理解すること」（小学校）、「説明的な文章について、表現の仕方や文章の特徴に注意して読むこと」（中学校）など、算数・数学については「乗法や除法の意味を理解すること」（小学校）、「一定の事柄が成り立つ理由や予想した事柄を数学的な表現を用いて説明すること」（中学校）などに依然として課題が見られました。

都道府県の状況（公立）を見ると、最低平均正答率と全国平均との差が縮小傾向にあり、また、過去の調査で平均正答率の低かった都道府県について改善傾向が見られました。

児童生徒の学力や学習状況と指導方法との関係については、学習指導要領で重視されている「見通し・振り返り学習活動」、「言語活動や総合的な学習の時間における探究活動」のような活動を積極的に行った学校ほど、教科の平均正答率等が高い傾向が見られました。また、これらの活動について、学校が「行っている」と考えていても、そのように受け取っていない児童生徒も一定割合存在し、特に中学校でその割合が大きいことが分かりました。

さらに、児童生徒の家庭での学習習慣の観点から指導方法を分析したところ、「適切にノートをとる、テストの間違いを振り返って学習するなどの学習方法に関する指導」、「家庭での学習方法を具体例を挙げながら教える指導」、「総合的な学習の時間における探究活動」等を行ったと回答した学校の方が、児童生徒が家庭での学習を積極的に行っている傾向が見られました。

平成25年度調査では、経年変化や経済的な面も含めた家庭状況と学力等の関係等についてきめ細かい把握・分析を行うため、新たに、経年変化分析調査、保護者に対する調査、教育委員会に対する調査を追加で実施しました。

保護者に対する調査結果から、家庭の所得や親の学歴に関する質問項目に対する回答を基に「家庭の社会経済的背景」という指標を作成し、各教科の平均正答率との関係を見ると、家庭の社会経済的背景が高い児童生徒の方が、各教科の平均正答率が高い傾向が見られましたが、家庭の社会経済的背景が低いからといって、必ずしも全ての児童生徒の学力が低いわけではなく、学習時間を確保することや宿題にきちんと取り組むことが学力の向上に良い影響を与えていることが分かりました。また、家庭の社会経済的背景が低いが高学力の児童生徒の特徴として、朝食を毎日とるなど、基本的な生活習慣が確立していることや、保護者が読書に関する働き掛けをしていることなどが分かりました。

さらに、家庭の社会経済的背景による学校内の格差の改善が図られている学校の取組の特徴として、放課後を利用した補充的な学習サポート、習熟度別少人数指導、小中連携、家庭学習の課題の与え方に関する教職員の共通理解などがあげられます。

また、教育委員会に対する調査により、教育委員会の取組と各教科の平均正答率との関係について分析しており、例えば、地域社会の一員としての意識を高める取組、情報教育やICT活用に関する取組、学校種間連携に関する取組、全国学力・学習状況調査の結果の活用等に関する取組などにおいて相関関係が見られました。

これらから、児童生徒の学力の向上には、学校・家庭・教育委員会などによる様々な指導や施策を組み合わせる取り組みが重要だと言えます。

図表 2-4-1 問題例：平成25年度全国学力・学習状況調査より

小学校・算数B 複数条件を基にした判断と根拠の説明（遊園地）

1

ゆりえさんたちは、遊園地に行く計画を立てています。

(1) ゆりえさんとひさこさんは、乗り物券を1人8枚ずつ買う予定です。この遊園地の乗り物と、乗るために必要な乗り物券の枚数は、次の表のとおりです。

乗り物	乗り物券の枚数(枚)
ジェットコースター	5
観覧車	4
ボート	3
ゴーカート	2
コーヒーカップ	1
メリーゴーランド	1

2人は、それぞれ下の乗り物に乗る計画を立てました。

ゆりえ

ひさこ

2人は、まだ乗り物券が残るので、ほかに乗る乗り物を下のよう考えました。

・残りの乗り物券で乗る。
 ・2人とも選んでいない乗り物に乗る。
 ・2人で同じ乗り物に乗る。

2人は、どの乗り物に乗ることができますか。答えを書きましょう。

(2) としおさんは、乗り物に乗る計画を立てたところ、乗り物券が15枚必要になることがわかりました。乗り物券と乗り放題券（フリーパス）の料金は、下の表のとおりです。

乗り物券		乗り放題券
1枚券 100円	11枚つづり 1000円	1500円

次の1から3までの券の買い方のうち、乗り物券15枚分の料金がいちばん安くなるのはどれですか。1つ選んで、その番号を書きましょう。また、その番号の買い方がいちばん安くなるわけを、言葉と数を使って書きましょう。

- 1 1枚券を15枚買う。
- 2 11枚つづりの乗り物券を1つと、1枚券を4枚買う。
- 3 乗り放題券を買う。

●出題の趣旨
 日常の事象を数理的に捉え、次のことができるかどうかをみる。
 ・情報を整理し、筋道を立てて考え、判断すること。
 ・示された情報を基に条件に合うものを選択し、その選択が正しい理由を数学的に表現すること。

●正答

(1) ゴーカート

(2) 【番号】 2

(正答例)
 【わけ】 1枚券を15枚買うと、 $100 \times 15 = 1500$ で、料金は1500円です。
 11枚つづりの乗り物券を1つと、1枚券を4枚買うと、 $1000 + 100 \times 4 = 1400$ で、料金は1400円です。
 乗り放題券を買うと、料金は1500円です。
 1500円と1400円を比べると、1400円のほうが安いので、11枚つづりの乗り物券を1つと、1枚券を4枚買う買い方がいちばん安くなります。

(正答率 (1) 51.2%, (2) 51.0%)

※平成25年度の全問題については (<http://www.nier.go.jp/13chousa/13mondai.htm>) を参照。

③平成26年度及び27年度の全国学力・学習状況調査

平成26年度調査は、国語、算数・数学の2教科で^{しっかい}悉皆調査を4月22日に行いました。27年度調査は、国語、算数・数学に、3年に一度実施することとしている理科を加えた3教科で^{しっかい}悉皆調査を実施する予定です。

【平成26年度調査】

(1) 調査実施日

平成26年4月22日（火）

(2) 調査対象

小学校第6学年，中学校第3学年 原則として全児童生徒

(3) 調査内容

①教科に関する調査（国語，算数・数学）

・主として「知識」に関する問題（A問題）

・主として「活用」に関する問題（B問題）

②生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査

・児童生徒に対する調査

・学校に対する調査

④調査結果の活用

本調査については，文部科学省，教育委員会，学校が，調査結果を把握・分析し，教育施策・指導方法の改善につながるよう活用していくことが重要です。

文部科学省及び国立教育政策研究所では，調査結果を踏まえた教育指導の充実や学習状況の改善に向けた取組への支援として，（i）調査結果の分析を踏まえた課題や指導のポイントを示した「報告書」の作成・配布，（ii）課題が見られた事項について，授業のアイデア例をまとめたパンフレット「授業アイデア例」の作成・配布，（iii）調査結果を活用した指導改善に向けた説明会の開催，（iv）都道府県教育委員会等の要請に応じて助言を行うための学力調査官等の派遣，（v）教育委員会・学校における調査結果を活用した優れた学校改善の取組事例の収集・普及，（vi）専門家等による追加的な分析・検証などを行っています*1。

⑤調査結果の公表の取扱い

調査結果の公表に関しては，教育委員会や学校が，保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である一方，序列化や過度な競争による弊害が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要です。

この観点を踏まえ，平成26年度の実施要領においては，調査結果の公表の取扱いについて見直しを行い，次のとおり定めました。

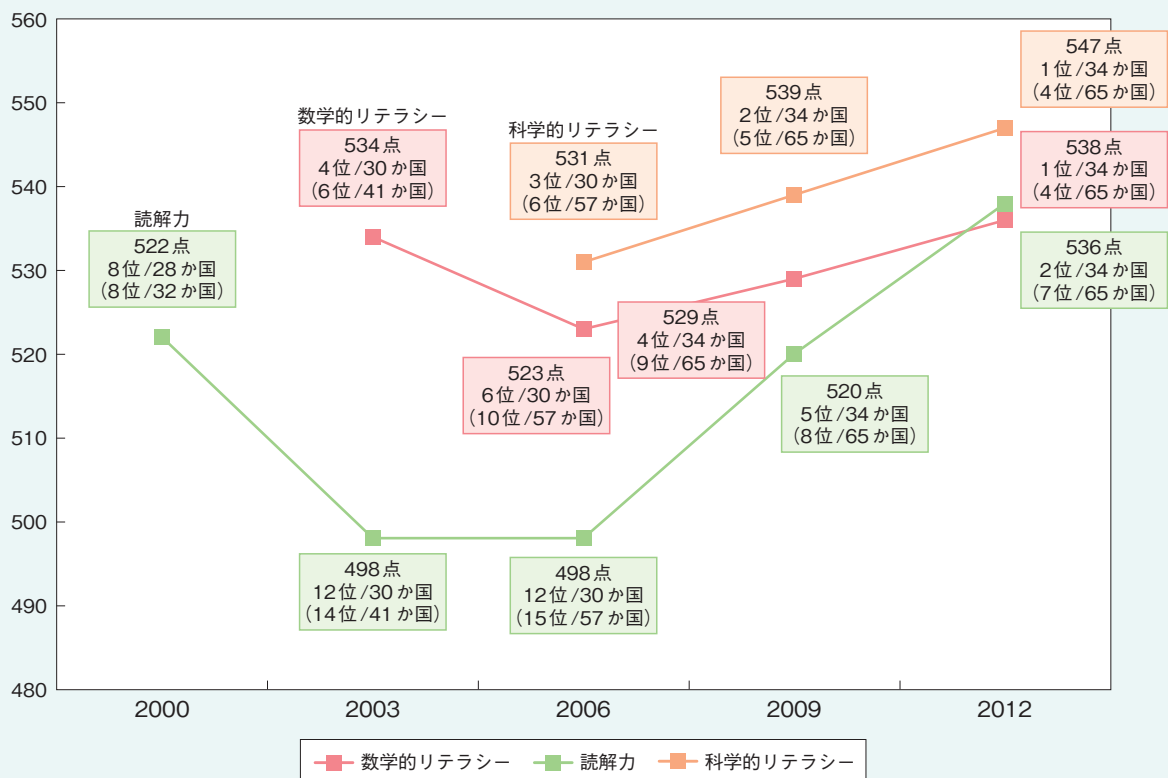
*1 これらの資料については <http://www.nier.go.jp/kaihatsu/zenkokugakuryoku.html> 参照

- ◇市町村教育委員会（学校の設置管理者）において、それぞれの判断で、実施要領に定める配慮事項に基づき、個々の学校名を明らかにした調査結果の公表を行うことは可能であるとした。
- ◇都道府県教育委員会において、市町村教育委員会の同意を得た場合は、実施要領に定める配慮事項に基づき、当該市町村名又は当該市町村教育委員会が設置管理する学校名を明らかにした調査結果の公表を行うことは可能であるとした。
- ◇教育委員会等において調査結果を公表する場合の配慮事項として、
 - ・公表内容・方法等は、教育上の効果や影響等を考慮して適切なものとなるよう判断する。
 - ・単に平均正答率等の数値のみの公表は行わず、分析結果を併せて公表する。また、分析結果を踏まえた改善方策についても公表する。
 - ・市町村教育委員会において個々の学校名を明らかにした結果の公表を行う場合は、当該学校と公表内容・方法等について事前に十分相談する。なお、平均正答率等の数値を一覧にしての公表や各学校の順位付けは行わない。
 - ・児童生徒の個人情報保護や学校・地域の実情に応じた必要な配慮を行う。ことなどを定めた。

⑥ OECD生徒の学習到達度調査（PISA：ピザ）

2012（平成24）年調査の結果（2013（平成25）年12月公表）によると、我が国は読解力、科学的リテラシーの分野で調査開始以降初めてOECD諸國中トップに、数学的リテラシーもOECD諸國中2位になるなど、過去最高の結果となりました。3分野全てにおいて、平均得点は比較可能な調査回以降、最も高くなっています。また習熟度レベル別でも、2009（平成21）年調査から引き続き、レベル1以下の下位層の割合が減少し、レベル5以上の上位層の割合が増加しています。その要因として、基礎的・基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等、確かな学力を育成するための取組、少人数教育の推進によるきめ細かな指導体制などの教育環境の整備、全国学力・学習状況調査の実施による教育施策や教育指導の改善の取組などの成果が表れてきたものと考えられます。ただし、数学的リテラシーは、世界トップレベルの国・地域と比べると、上位層の割合が低いという課題が見られ、また、世界的に見ると、シンガポールなどの他の上位国も平均得点を更に上げているなど、学力の向上に熱心に取り組んでいる状況が見られます。

図表 2-4-2 OECD生徒の学習到達度調査（PISA）平均得点及び順位の推移



※1. 順位は、OECD加盟国中（カッコ内は全参加国・地域中の順位）
 ※2. 数学的リテラシー、科学的リテラシーは経年比較可能な調査回以降の結果を掲載
 ※3. 各リテラシーが中心分野となった回（読解力は2000年、数学的リテラシーは2003年、科学的リテラシーは2006年）のOECD平均500点を基準値として、得点を換算

⑦国際数学・理科教育動向調査（TIMSS：ティムズ）

国際教育到達度評価学会（IEA）では、小学校4年生、中学校2年生を対象とし、初等中等教育段階における児童生徒の算数・数学と理科の教育到達度を測定し、学校のカリキュラムで学んだ基本的な知識や技能がどの程度習得されているかを評価するため、「国際数学・理科教育動向調査（TIMSS）」を4年おきに実施しています。

これまでの調査結果によると、我が国は、小学校及び中学校の算数・数学、理科の全てについて、国際的に上位を維持しており、直近の2011（平成23）年調査では、小学校では、各教科とも前回調査に比べ、平均得点が有意に上昇するとともに、習熟度の低い児童の割合が減少し、習熟度の高い児童の割合が増加しており、中学校では、各教科とも平均得点は前回調査と同程度ですが、習熟度の高い生徒の割合が増加しています。しかし、他のトップレベルの国と比べると、各教科において習熟度の高い児童生徒の割合が低いことや、学習に対する意欲等が国際平均よりも低いなどの課題が見られます。

図表 2-4-3 これまでのTIMSSの結果

【平均得点の推移】

		1995	1999	2003	2007	2011
小学校 4年生	算数	567点 (3位/26か国)	(調査実施せず)	有意差なし 565点 (3位/25か国)	有意差なし 568点 (4位/36か国)	有意に上昇 585点 (5位/50か国)
	理科	553点 (2位/26か国)	(調査実施せず)	有意に低下 543点 (3位/25か国)	有意差なし 548点 (4位/36か国)	有意に上昇 559点 (4位/50か国)
中学校 2年生	数学	581点 (3位/41か国)	有意差なし 579点 (5位/38か国)	有意に低下 570点 (5位/46か国)	有意差なし 570点 (5位/49か国)	有意差なし 570点 (5位/42か国)
	理科	554点 (3位/41か国)	有意差なし 550点 (4位/38か国)	有意差なし 552点 (6位/46か国)	有意差なし 554点 (3位/49か国)	有意差なし 558点 (4位/42か国)

※各国・地域の得点は、1995年調査における基準値（500点（対象児童生徒の3分の2が400点から600点に入るよう標準化））からの変化を示す値である。

これらの状況を踏まえ、世界トップレベルの学力・規範意識を育むための取組を一層推進することが重要であり、文部科学省では、①言語活動や理数教育の充実などを図った学習指導要領の着実な実施とフォローアップ、②教職員定数の改善による習熟度別指導などの少人数教育の推進や、教職員の資質向上によるきめ細かな指導体制の整備、③全国学力・学習状況調査の継続的な実施による教育の検証改善サイクルの確立などにしっかり取り組んでいきます。

2 豊かな心を育む

(1) 道徳教育の推進（参照：第2部第4章第8節1）

(2) 人権教育の推進（参照：第2部第4章第8節2）

(3) 青少年の体験活動の推進（参照：第2部第3章第3節2）

(4) 国旗・国歌の指導

学校における国旗・国歌の指導は、児童生徒に我が国の国旗・国歌の意義を理解させ、これを尊重する態度を育てるとともに、諸外国の国旗・国歌も同様に尊重する態度を育てるために、学習指導要領に基づいて行っているものです。

平成11年8月には「国旗及び国歌に関する法律」が施行され、国旗・国歌の根拠について慣習として定着していたものが成文法としてより明確に位置付けられ、学校教育における国旗・国歌に対する正しい理解が更に進められました。

現行の学習指導要領では、小・中学校社会において我が国及び諸外国の国旗と国歌の意義を理解させ、これらを尊重する態度を育てよう指導することとしており、また、小・中・高等学校特別活動において「入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする」と規定しています。さらに、小学校音楽において、国歌を「歌えるよう指導すること」としています。

文部科学省としては、引き続き全ての学校において、学習指導要領に基づいた国旗・国歌に関する指導が一層適切に行われるよう指導していきます。

3 健やかな体の育成

これからの社会を生きる児童生徒において、健やかな心身の育成を図ることは極めて重要です。体力は、人間の活動の源であり、健康の維持のほか意欲や気力といった精神面の充実に大きく関わっており、生きる力の重要な要素です。

このため、体育科・保健体育科で、基礎的な身体能力の育成を図るとともに、運動部活動などと連携させることなどにより、体育・健康に関する指導に、学校教育活動全体として効果的に取り組んでいます（学校体育・運動部活動等については、第2部第8章第2節②参照）。

4 学習指導要領の着実な実施とフォローアップ等

(1) 円滑かつ着実な実施に向けた支援策

学習指導要領を円滑かつ着実に実施するためには、その趣旨の周知とともに教育条件の整備が必要です。このため、文部科学省では、各都道府県教育委員会指導主事などを対象とした説明会の開催や言語活動の充実に関する指導資料の作成等を行うとともに、理数教育や外国語教育など各教科等の充実に向けた支援や、教育の情報化など各教科等横断で取り組むべき重要事項の推進も図っています。

また、指導環境の整備については、

- ・理科の実験用機器などの購入経費の補助
- ・武道場の整備への支援
- ・教職員定数の改善
- ・補習等のための指導員等派遣事業

などを行うとともに、教材に関して、平成23年4月に定めた「教材整備指針」に基づく例示教材等の整備を推進するため、「義務教育諸学校における新たな教材整備計画」を策定し、単年度約800億円、24年度から33年度までの10年間で約8,000億円の地方財政措置が講じられることとなっています。

(2) 教育課程の改善等に向けた取組

文部科学省では、今後の学習指導要領の改訂に役立てるための実証的な資料を得るため、学習指導要領によらない教育課程の編成・実施を認め、新しい教育課程や指導方法について実践研究を行う「研究開発学校」制度^{*2}を設けています（平成25年度の研究開発学校数：34件、96校）。

これまでも、その成果は、例えば、平成元年（小学校）の生活科や、10年（小・中学校）及び11年（高等学校）の「総合的な学習の時間」、20年（小学校）の「外国語活動」の導入に向けた検討を行う際に、実証的な資料として活用されました。

また、学校が、地域の実態に照らしたより効果的な教育を実施できるよう、学校又は地域の特色を生かした特別の教育課程の編成・実施を認める「教育課程特例校」制度^{*3}を設けています。具体的には、東京都品川区の「市民科」、世田谷区の「日本語科」など、学校の創意工夫を生かした教育課程が編成・実施されています。

このほか、文部科学省では、子供たちに育成すべき資質・能力の構造を明らかにした上で、それを実現するための具体的な教育目標、指導内容などの教育課程と学習評価を一体として捉え、改善していくため、平成24年12月から「育成すべき資質・能力を踏まえた教育目標・内容と評価の在り方に

^{*2} 「研究開発学校」制度

教育実践の中から提起される諸課題や、学校教育に対する多様な要請に対応した新しい教育課程（カリキュラム）や指導方法を開発するため、学習指導要領等の国の基準によらない教育課程の編成・実施を認める制度

参照：http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kenkyu/

^{*3} 「教育課程特例校」制度

学校又は地域の特色を生かし、学習指導要領等によらない特別の教育課程の編成・実施を認める制度

参照：http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokureikou/

関する検討会」を開催し、情報収集・意見交換等を行い、平成26年3月に、論点整理を取りまとめました。

また、文部科学省では、平成24年度から「国際バカロレアの趣旨を踏まえた教育の推進に関する調査研究」を行っています。国際バカロレアのカリキュラムは、学習指導要領が目指す思考力・判断力・表現力等の育成にも資するものであり、その趣旨を踏まえたカリキュラムや指導方法、評価方法等に関する調査研究を実施し、我が国の教育課程の改善に生かしていくこととしています。

さらに、教育課程全体の見直しについても、英語教育改革や、中央教育審議会における高大接続・入試改革、教育再生実行会議における学制改革の検討状況も踏まえつつ、今後検討を進めていきます。

Column No. 17

言語活動の充実を図った授業実践

学習指導要領を踏まえ、児童生徒の思考力・判断力・表現力等を育む観点から、各教科等において、発表、討議、ノート記述、レポート作成などの言語活動を活発かつ適正に行わせ、豊かな言語能力を養っていくよう配慮することが重要です。

ここでは、新聞を活用して言語活動の充実を図った中学校の授業実践の一例を紹介します。本事例校では、読み手に分かりやすい文章を作成するという国語科の授業の中で、①相手に分かりやすく物事を伝えるための表現手法や工夫を、新聞を読み比べてグループで確認する、②確認した内容に注意して、見出しや段落構成に配慮した文章を作成する、③作成した文章を全体場で発表し批評し合う、という学習を行っています。

生徒は、複数の新聞の記事を読み比べることで、同じ事柄に関する記事であっても、新聞によって注目する視点が違うことなどに気付き、相手に分かりやすく伝えることを意識して、見出しの付け方や表現方法などを工夫して文章を作成したり、批評し合う中で、他の人の文章表現を参考に自分の文章を見直したりしていました。

新聞は、様々な教科等において効果的な教材となります。ただし、教材として使用するに当たっては、児童生徒が社会的事象を多面的・多角的に考察し、公正に判断することができるよう、その取扱いに留意することが必要です。



新聞の記事の構成について確認



各新聞社の記事を比較して読む様子

第2節 科学技術系人材を育成するための 理数教育の推進

第2期教育振興基本計画における関連成果指標

成果目標5（社会全体の変化や新たな価値を主導・創造する人材等の養成）

【成果指標】

○国際科学技術コンテストへの参加者の増加

計画策定後の主な取組と課題（ポイント）

- 国際科学技術コンテストへの参加者の増加 平成23年度1万2,855人→平成25年度1万6,388人
- スーパーサイエンスハイスクール（SSH）について、平成25年度は201校を支援するとともに（平成24年度：178校）、科学技術人材の育成に関する機能を強化。また、高校段階の次世代人材育成の高度化を推進するため、平成26年度予算において、大学による国際的な科学技術人材育成プログラムの開発・実施を支援する「グローバルサイエンスキャンパス」の創設に係る予算を計上。
- 中学生を対象として、「第1回科学の甲子園ジュニア全国大会」を平成25年度に開催し、科学の甲子園、国際科学技術コンテスト、サイエンス・インカレと併せて、理数好きの生徒等の裾野を拡大するとともに、切磋琢磨する場を提供。
- 次代を担う科学技術人材の育成・確保のため、理数好きの生徒等を拡大するとともに、優れた素質を持つ生徒等を発掘し、その才能を伸ばすための支援策の充実にに向けた検討が必要。

知識基盤社会の到来とともに、科学技術に関する世界的な競争がこれまで以上に激化しており、我が国でも、次代を担う科学技術系人材の育成が不可欠です。

それと同時に、科学技術の成果が社会の隅々にまで活用されている今日、国民一人一人の科学に関する基礎的素養の向上が極めて重要です。

この二つの観点から、科学技術の土台となる理数教育の充実を図ることは喫緊の課題です。

このような課題も踏まえ、平成20年3月に改訂した小学校学習指導要領、中学校学習指導要領、21年3月に改訂した高等学校学習指導要領では、観察・実験やレポートの作成、論述、自然体験などに必要な時間を十分確保するため、理科や算数・数学の授業時数を増やしました。また、国際的な通用性や小・中・高等学校の学習の円滑な接続などを図る観点から、例えば小学校算数では台形の面積（第5学年）や反比例（第6学年）、小学校理科では、物と重さ（第3学年）や骨と筋肉の働き（第4学年）、食物連鎖（第6学年）、中学校数学では二次方程式の解の公式（第3学年）、中学校理科ではイオンや遺伝の規則性、放射線の性質と利用（第3学年）などを指導することとしました。

これらの学習指導要領は、小学校では平成23年度から、中学校では24年度から全面実施されます（理科や算数・数学については、21年度から一部を前倒しして先行実施）。また、高等学校については、小・中学校における学習の成果を生かすため、数学、理科は24年度入学生から順次実施されています。

なお、理科教育振興法に基づき、公・私立の小・中・高等学校等における実験用機器をはじめとした理科、算数・数学教育に使用する設備の計画的な整備を進めるとともに、平成25年度からは、理科教育における観察・実験の充実のため、小・中学校における理科の観察・実験アシスタントの配置の支援や教員の指導力向上等を図るための研究協議を実施しています。

このほか、将来の科学技術人材を育成するため、以下の施策をはじめとする科学技術・理数教育充実のための取組を総合的に推進しています。

1 理数好きな子供の裾野の拡大

科学技術振興機構では、子供の科学技術、理科・数学に関する興味・関心と知的探究心を一層高めるため、学校や教育委員会と大学・科学館等が連携した体験的・問題解決的な取組の支援（平成25年度支援件数444件）や、最先端の研究現場における合宿型の学習活動（サイエンスキャンプ）の支援（同81件）、中学校・高等学校等の科学部活動への支援（同254件）等を実施しています。

さらに、理数系教員への支援として、中学校・高等学校等の理数教育を担当する教員に、合宿形式で最先端の科学技術を体感させ、才能ある生徒を伸ばすための効果的な指導方法を修得させる取組の支援（平成25年度支援件数6件）や、大学・大学院が教育委員会と連携して、理数に優れた指導力を有し各学校や地域の理数指導において中核的な役割を果たす小・中学校教員を養成するための取組を支援（同9件）しています。このほか、児童生徒の知的好奇心・探究心に応じた学習の機会を提供するため、理科教育用デジタル教材等を開発し、インターネット等を通じて全国の学校等への提供を行っています（26年3月31日時点の登録教員数7万2,018名）。

2 子供の才能を見だし伸ばす取組の充実

文部科学省では、平成14年度から、先進的な理数教育を実施する高等学校等を「スーパーサイエンスハイスクール（SSH）」として指定し、科学技術振興機構を通じて、課題研究の推進、理数に重点を置いたカリキュラムの実施、科学技術人材の育成等を支援しています。25年度においては、全国201校の高等学校等が特色ある取組を進めています。さらに、25年度からは、地域の中核的拠点形成や継続的な海外連携など、科学技術人材育成に係る重点的な取組をSSH本体と一体とした事業として推進するため「科学技術人材育成重点枠」を設け、追加の支援を行っています。

また、科学技術振興機構では、科学好きの高校生等が全国レベルで切磋琢磨し活躍できる場として、平成23年度から「科学の甲子園」を実施しています。25年度は、各都道府県で実施された代表選考会には前を上回る6,704名の生徒が参加し、3月に兵庫県立総合体育館において開催された第3回全国大会では、三重県立伊勢高等学校チームが優勝しました。さらに、25年度から、科学好きの中学生が切磋琢磨し、評価される場として「科学の甲子園ジュニア」を実施しています。12月に国立オリンピック記念総合センターにおいて第1回全国大会が開催され、滋賀県チームが優勝しました。

このほか、科学技術振興機構では、数学・化学・生物学・物理・情報・地学・地理等の国際科学技術コンテストの国内大会の開催や、国際大会への日本代表選手の派遣、国際大会の日本開催に対する支援を行っています。国内大会の参加者数は、平成24年度1万4,764人から25年度は1万6,388人となり、年々増加しています。国際科学オリンピックの日本代表選手が金メダル3個、銀メダル21個、銅メダル4個の合計28個のメダルを獲得しました。さらに、25年度は国際地理オリンピックが京都市において開催され、大いに盛り上がりました。科学技術振興機構では、理数学習に関して卓越した意欲・能力を有する生徒に対して、学校外で高度で発展的な学習環境（課題研究、体系的学習プログラム）を年間通して継続的に提供する大学等の取組の支援（25年度支援件数15件）も実施しています。

第3節 グローバル人材の育成に向けた教育の充実

第2期教育振興基本計画における関連成果指標

成果目標5（社会全体の変化や新たな価値を主導・創造する人材等の養成）

【成果指標】

- 「国際共通語としての英語力の向上」
 - ・学習指導要領に基づき達成される英語力の目標（中学校卒業段階：英検3級程度以上，高等学校卒業段階：英検準2級程度～2級程度以上）を達成した中高校生の割合50%
- 「英語教員に求められる英語力の目標（英検準1級，TOEFL iBT80点，TOEIC730点程度以上）を達成した英語教員の割合（中学校：50%，高等学校：75%）」
- 「日本の生徒・学生等の海外留学者数，外国人留学生数の増加（2020年を目途に日本人の海外留学生数を倍増など）」

計画策定後の主な取組と課題（ポイント）

- 中学校第3学年で英検3級程度以上の英語力を有する生徒の割合：31.2%
高等学校第3学年で英検準2級程度以上の英語力を有する生徒の割合：31%（平成24年度）
- 中学校の英語教員で目標を達成した教員の割合：27.7%
高等学校の英語教員で目標を達成した教員の割合：52.3%（平成24年度）
- 海外に留学（3か月以上）する高校生数：3,275人（平成23年度）
- 平成26年度予算において，高校生留学に必要な留学支援金の拡充及び短期派遣事業のメニューを新設した。

1 英語をはじめとした外国語教育の強化

（1）学習指導要領

平成23年4月から，小学校で現行の学習指導要領が全面実施され，年間35単位時間（週1コマ）の外国語活動が導入されました。外国語活動では，外国語を通じて，言語や文化について体験的に理解を深め，積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り，外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませることにより，中学校以降の外国語学習につながるコミュニケーション能力の素地を育成することを目的としています。

また，平成24年度から全面実施された中学校の学習指導要領では，指導する語彙数を900語から1,200語に充実したほか，授業時数を週3コマから週4コマに増やし，「聞く」「話す」「読む」「書く」の4技能をバランスよく指導することとしています。25年度から年次進行で実施されている高等学校の学習指導要領でも，指導する語彙数を1,300語から1,800語に充実させ，さらに，「生徒が英語に触れる機会を充実するとともに，授業を実際のコミュニケーションの場面とするため，授業は英語で行うことを基本とする」ことを明記しました。

（2）外国語能力の向上に向けた取組

現行の学習指導要領を着実に実施するためには，英語担当教員が一定の英語力及び指導力を備え，指導の充実を図ることが重要です。このため，英語教育に関する実践的・効果的な指導力を身に付けることを狙いとして，英語担当教員の米国派遣事業などを実施しています。

また，「国際共通語としての英語力向上のための5つの提言と具体的施策～英語を学ぶ意欲と使う

機会の充実を通じた確かなコミュニケーション能力の育成に向けて～」(平成23年6月 外国語能力の向上に関する検討会)の実現に向けて、24年度から、各都道府県の拠点校を中心とした優れた英語教育の取組への支援、外部検定試験を活用した生徒の英語力の把握・分析及びそれを通じた指導改善、各中・高等学校の外国語教育における「CAN-DOリスト」の形での学習到達目標設定のための手引の作成など、外国語能力向上のための諸施策を推進しています。

加えて、文部科学省は、総務省及び外務省と共に「語学指導等を行う外国青年招致事業（JETプログラム）」を推進しています。本プログラムは、外国語教育の充実や、地域レベルでの国際交流の進展を図ることを通じて、諸外国との相互理解を増進するとともに、我が国の国際化の促進に寄与することを目的としています。本プログラム参加者のうちALTは、生徒が授業で生きた英語に触れたり、実際に英語を使ったりする機会を充実させるために重要な存在です。平成25年度は26か国から招致した4,000人のALTが、学校などで語学指導や国際理解のための活動に従事しています。

さらに、文部科学省ではグローバル化に対応した教育環境の更なる整備に向けて、小・中・高等学校を通じた英語教育改革を進めるため、「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画」をまとめ、平成25年12月に発表しました(参照：第1部特集1第4節①(1))。

2 高校生留学等について

(1) 高校生留学の促進等

平成23年度に外国の高等学校へ3か月以上留学した者は3,257人、海外研修旅行者(語学などの研修や国際交流などを目的として、外国の高等学校などに3か月未満の旅行に出た者)は2万9,953人となっており、調査を開始した昭和61年度以降のピーク時(3か月以上留学した者は4,487人(平成4年度)、海外研修旅行者は3万9,310人(12年度))に比べ、日本人高校生の海外留学や海外研修旅行は減少傾向にあります(出典：文部科学省「平成23年度高等学校等における国際交流等の状況」(25年4月公表、隔年実施))。

文部科学省では、グローバル化が加速する中で、日本人としてのアイデンティティや日本の文化に対する深い理解を前提として、豊かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化理解の精神等を身に付けて様々な分野で活躍できるグローバル人材を育成するため、「第2期教育振興基本計画」等を踏まえ、海外に留学する高校生に対して留学費用の一部を支援する事業(支援対象者数300人)を実施しています。また、児童生徒に国際的視野を持たせ、海外留学への関心を持ってもらうため、各都道府県が海外勤務や海外留学等の経験者をグローバル語り部として高等学校等に派遣して、国際理解教育や国際的な職業への関心を高めるための授業等を行えるようにしたり、高校生留学を推進するためのフェア等を各都道府県内で開催したりすることにより、安心・安全な留学への関心を喚起し、留学への機運を醸成するための支援を行っています。

このほか、著名な科学者による講義や他国からの参加高校生との交流を深めることを目的とする「オーストラリア科学奨学生(ハリー・メッセル国際科学学校)事業」(主催：オーストラリア・シドニー大学内物理学財団、隔年実施、期間：約2週間)に高校生を派遣するための選考及び支援を行っています。次回は平成27年度に開催される予定であり、約10人の高校生を派遣する予定です。

(2) 外国人高校生の短期受入れ

文化や伝統、生活習慣の異なる同世代の若者が交流を深めることは、広い視野を持ち、異文化を理解し、これを尊重する態度や異なる文化を持った人々と共に生きていく資質・能力を育成する上で、重要です。

文部科学省では、民間の高校生留学・交流を扱っている団体を通じて、海外で日本語を学習している外国人高校生を6週間程度日本に招致し、日本の高等学校への体験入学等を行う「異文化理解ス

「トップアップ事業」を平成8年度から実施しています。25年度は115人の高校生を招致しました。26年度も同数の高校生を招致することとしています。

(3) 高校生の海外への修学旅行

平成23年度において海外修学旅行を行った高等学校は、延べ1,207校（公立424校、私立779校、国立4校）で参加生徒数は15万1,419人となっており、調査を開始した昭和61年度以降のピーク時（高等学校数は延べ1,388校（平成18年度）、参加生徒数は19万6,971人（12年度））に比べ、減少しています（出典：文部科学省「平成23年度高等学校等における国際交流等の状況」）。海外への修学旅行は、外国人との交流の機会や外国の歴史・文化などに接する機会を得ることで、国際理解が深まるなど意義がありますが、実施に当たっては、安全確保に万全を期する必要があります。このため、「海外修学旅行の安全確保について」（平成24年9月25日、初等中等教育局長通知）を全国の都道府県・指定都市教育長、知事、附属学校を置く国立大学法人学長宛てに送付し、計画段階における準備の万全を求めています。また、万一事故が発生した場合、大使館等関係在外公館において迅速かつ適切な対応が図れるよう、外務省と連携して安全確保と情報提供体制の整備に努めています。

3 国際バカロレアについて

国際バカロレア（IB）は、IB機構が提供する国際的な教育プログラムです。国際的に活躍できる人材を育成する上で優れたプログラムとして評価されており、国際的に通用する大学入学資格（IB資格）を取得することもできます。IBの教育理念や手法は、学習指導要領の目指す方向性と軌を一にし、語学力のみならず課題発見・解決能力、論理的思考力、コミュニケーション能力など、グローバル化に対応した素養・能力を育む上で適したものです。IBの導入により、生徒の国内のみならず海外大学への進路の拡大や、その特徴的な手法やカリキュラムが我が国の初等中等教育改革に与える波及効果等も期待されます。政府は、「日本再興戦略－JAPAN is BACK」（平成25年6月閣議決定）において、2018年までに日本のIB認定校等を200校へ大幅に増加させる目標を掲げており（平成26年3月現在19校）、現在、その日本における普及拡大に取り組んでいます。

IBには、生徒の発達段階や目的に応じて、次のようなプログラムがあります。

- (1) プライマリー・イヤーズ・プログラム（PYP）（対象：3歳から12歳）
- (2) ミドル・イヤーズ・プログラム（MYP）（対象：11歳から16歳）
- (3) ディプロマ・プログラム（DP）（対象：16歳から19歳）

中でも高校レベルのDPは、2年間のカリキュラムを履修し、最終試験を経て所定の成績を収めることで、IB資格を取得できます。IB資格は、国際的に通用する大学入学資格として、世界の主要な大学の入学者選抜等で広く活用されています。

IBの日本での普及拡大に向けては、特にDPでは、これまで母語を除く全ての科目を原則として英語で教える必要があったことから、指導可能な教員（外国人指導者等）の確保が大きな課題でした。このため、文部科学省では、平成25年度から、国際バカロレア機構との協力の下、DPの一部の科目を日本語でも実施可能とする「日本語デュアルランゲージディプロマプログラム」（日本語DP）の開発・導入を進めています。日本語DPの活用により、IB校で指導可能な教員の確保が以前と比べ容易になり、日本の学校へのIBの導入が進むことが期待されます。そのほか、国内の大学入学者選抜においてIB資格やその成績の活用を促進するため、大学に対し積極的な情報提供や様々な情報交換を進めています。26年度からも、新たに幾つかの大学でIBを活用した入試の導入を予定しているなど、大学の関心も高まっています。

また、文部科学省では、IBに係る最新状況を広く周知するために「文部科学省・国際バカロレア

普及拡大広報ページ」*⁴を開設するなど、積極的な広報活動にも取り組んでいます。

4 海外子女教育の充実

我が国の国際化の進展に伴い、多くの日本人が子供を海外へ同伴しており、平成25年4月現在、海外に在留している義務教育段階の子供の数は7万1,628人となっています（図表2-4-4）。

文部科学省では、海外子女教育の重要性を考慮し、日本人学校や補習授業校の教育の充実・向上を図るため、日本国内の義務教育諸学校の教員を派遣するとともに、過去に在外教育施設に派遣された経験がある退職教員をシニア派遣教員として派遣するなど、高い資質・能力を有する派遣教員の一層の確保に努めています（平成25年度は派遣教員1,097人、シニア派遣教員87人）。

さらに、教育環境の整備として、義務教育教科書の無償給与、教材の整備、通信教育などを行っています。

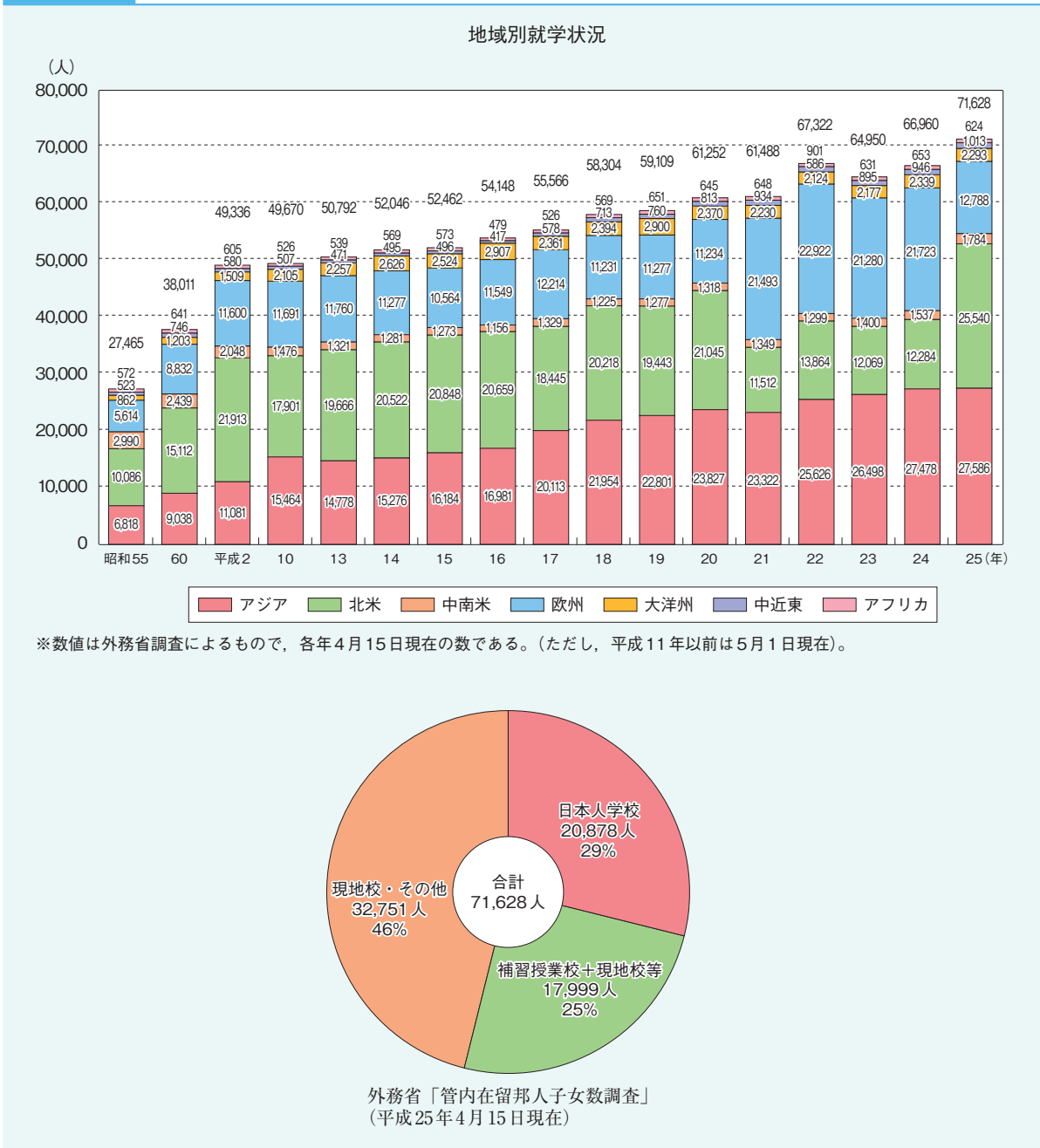
このほか、外国における災害、テロ、感染症などに対応するため、在外教育施設派遣教員安全対策資料の作成などを行うほか、有事の際には、関係省庁や現地の在外教育施設などと緊密な連携を図り、教職員や児童生徒の安全確保に努めるとともに、臨時休校等のため一時帰国した児童生徒の就学機会が確保されるよう、都道府県教育委員会等に周知を図るなどの対応をしています。

なお、海外子女教育・帰国児童生徒教育に関する情報は、総合ホームページ（通称「CLARINET（クラリネット）」*⁵）に掲載しています。

*⁴ 参照：<https://www.facebook.com/mextib>

*⁵ 参照：http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/main7_a2.htm

図表 2-4-4 海外に在留している義務教育段階の子供の数



5 帰国児童生徒、外国人の子供等に対する教育の充実

(1) 公立学校に在籍する帰国・外国人児童生徒等の現状

平成24年4月1日から25年3月31日までの1年間で、海外に1年以上在留した後に帰国した児童生徒は、公立の小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校を合計して、8,128人います。また、公立学校に在籍する外国人児童生徒は25年5月1日現在7万1,789人で、そのうち、日本語指導が必要な外国人児童生徒は2万7,013人であり、全都道府県に在籍しています。さらに、日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒（帰国児童生徒のほか、本人が重国籍又は保護者の一人が外国籍である等の理由から、日本語以外の言語を家庭内言語として使用しており、日本語能力が十分でない児童生徒が含まれる）は6,171人で、増加傾向にあります。

(2) 帰国児童生徒、外国人の子供等への支援施策

文部科学省では、このような児童生徒について、国内の学校生活への円滑な適応を図るだけでなく、児童生徒の特性の伸長・活用など、海外における学習・生活体験を尊重した教育を推進するため、以下のような施策に取り組んでいます。

- ①学級数等から算定されるいわゆる基礎定数とは別に、個別の課題（日本語指導を含む。）解決のために各都道府県からの申請に応じて配当する加配定数を措置。
- ②受入れから卒業後の進路まで一貫した指導・支援体制を構築するため、各自治体が行う帰国・外国人児童生徒等の受入れ促進・日本語指導の充実・支援体制の整備に関する取組を支援する補助事業。
- ③「日本語指導が必要な児童生徒を対象とした指導の在り方に関する検討会議」（平成24年4月11日初等中等教育局長決定）が「日本語指導が必要な児童生徒に対する指導の在り方について（審議のまとめ）」を25年5月31日に公表。これを踏まえて、日本語指導が必要な児童生徒を対象とした「特別の教育課程」の編成・実施について、学校教育法施行規則の一部を改正し、26年1月14日に公布、同年4月1日から施行。
- ④学校において児童生徒の日本語能力を把握し、その後の指導方針を検討する際の参考となる「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメント～DLA～」及び教育委員会等が帰国・外国人児童生徒等教育に関する研修会を計画する際の参考となる「外国人児童生徒教育研修マニュアル」の普及。
- ⑤リーマンショック後の景気後退により不登校・不就学になっている外国人の子供に対して日本語等の指導や学習習慣の確保を図り主に公立学校への円滑な転入を促すため、「定住外国人の子供の就学支援事業」（虹の架け橋教室）を平成21年度から実施。

第4節 キャリア教育・職業教育の推進

第2期教育振興基本計画における関連成果指標

成果目標4（社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成等）

【成果指標】

- 児童生徒の進路に向けた意識の向上
 - ・将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合の増加
 - ・教科学習が将来社会に出た時に役立つと思う児童生徒の割合の増加
- 就職ミスマッチなどによる若者の雇用状況（就職率、早期離職率等）改善に向けた取組の増加
 - ・中学校、高等学校における職場体験・インターンシップの実施状況の改善

【計画策定後の主な取組と課題（ポイント）】

- 平成25年度 全ての専門高校において、職業との関連が深い実践的な教育を行うことにより、専門的な知識・技術・技能等の育成を行っている。
- 既に実施している取組内容の充実や質の更なる向上に対する支援、優良事例や先進事例などの情報発信に努めていくことが課題。
- 初等中等教育段階の職場体験活動・インターンシップの実施率はおおむね上昇傾向であるが、高等学校普通科においては、インターンシップを体験した生徒の割合が低水準にとどまっている（普通科14.7%（平成20年度）→17.9%（平成24年度））。今後、外部の組織や人材と連携・協働するにあたってのマッチングや体制の整備、キャリア教育の意義・必要性に対する教員の理解の促進、「産業社会と人間」のようなキャリア教育の中核となる時間を高等学校普通科の教育課程に位置付けることの検討が必要。

1 キャリア教育の推進

(1) 初等中等教育におけるキャリア教育の推進

今日、日本社会の様々な領域において構造的な変化が進行しており、中でも特に、産業や経済の分野においてその変容の度合いが著しく大きく、雇用形態の多様化・流動化に直結しています。そのような中、現在の若者と呼ばれる世代は、例えば、若年層の完全失業率や非正規雇用率の高さ、無業者や早期離職者の存在などに見られるように「学校から社会・職業への移行」が円滑に行われていないという点において大きな困難に直面していると言われてしています。さらに、中学生や高校生を対象とした調査結果からは、我が国の子供たちは他国に比べ、将来就きたい仕事や自分の将来のために学習をしようとする意識が低かったり、目的がはっきりしないまま高等学校へ進学したり、「取りあえず」大学へ進学したりする生徒が多くいることが明らかになっており、子供たちが学校での生活や学び、進路選択に、はっきりとした目的意識を持って取り組めていないという様子が浮かび上がってきます。

こうした状況に鑑み、子供たちが、“働くことの喜び”や“世の中の実態や厳しさ”などを知った上で、将来の生き方や進路に夢や希望を持ち、その実現を目指して、学校での生活や学びに意欲的に取り組めるようになり、また「学校から社会・職業への移行」をスムーズなものとし、社会的・職業的自立に必要な能力や態度を身に付けることができるようにするキャリア教育を推進していくことが重要です。

文部科学省においては、このようなキャリア教育を推進するため、キャリア教育の実践の普及・促進に向け、様々な施策を展開しています。

〈平成25年度実施施策〉※2.～5. についての詳細は、文部科学省・キャリア教育ウェブサイト^{*6}を参照

1. 全国各地で高等学校の教員にキャリア教育の意義や重要性について理解を深めてもらうための「キャリア教育推進アシストキャラバン」の実施
2. 学校と地域・社会や産業界等との円滑な連携に向けて、企業等の出前授業や職場体験活動・インターンシップの受入先の開拓等を行う地域組織の設置を促進する「地域キャリア教育支援協議会設置促進事業」の実施
3. 学校が望む支援と地域・社会や産業界等が提供できる支援をマッチングさせる特設サイト「子どもと社会の架け橋となるポータルサイト」を運営（平成24年8月～）
4. 厚生労働省、経済産業省と「キャリア教育推進連携シンポジウム」を合同開催（平成26年2月）
5. キャリア教育の充実発展に尽力し、顕著な功績が認められた学校、教育委員会等に対する「文部科学大臣表彰」、また、学校、地域の産業界、自治体等の関係者が連携・協働して行うキャリア教育の取組に対する「キャリア教育推進連携表彰」（経済産業省と共同実施）を実施

(2) 職場体験、インターンシップ（就業体験）等の体験活動の推進

職場体験やインターンシップ（就業体験）は、生徒が教員や保護者以外の大人と接する貴重な機会となり、1.異世代とのコミュニケーション能力の向上が期待されること、2.生徒が自己の職業適性や将来設計について考える機会となり、主体的な職業選択の能力や高い職業意識の育成が促進されること、3.学校における学習と職業との関係についての生徒の理解を促進し、学習意欲を喚起すること、4.職業の現場における実際的な知識や技術・技能に触れることが可能となることなど、極めて高い教育効果が期待されます。そのため、キャリア教育の中核的な取組の一つとして、文部科学省としても、学校現場における職場体験、インターンシップの普及・促進に努めています。

公立小学校においては、多くの学校で、職場見学が実施されています。また、公立中学校における

*6 参照：http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/career/index.htm

職場体験は、平成24年度の実施率が98.0%と、ほとんどの中学校において実施されています。しかし、その事前指導や事後指導の実践に当たっては、職場体験を一過性のイベントとして終わらせず、日常の教育活動と関連付け、その狙いや効果を高めることを目的とした実践が十分でないなど、更なる工夫も必要となっています。

さらに、公立高等学校（全日制及び定時制）におけるインターンシップの実施率は79.8%となっています。しかし、その参加は希望制となっている学校が多いため、在学中にインターンシップを体験した生徒の割合は、全体で29.9%、普通科では17.9%となっており、生徒の参加率の向上が期待されています。

2 職業教育の推進

(1) 専門高校における職業教育の現状

高等学校における職業教育は、農業、工業、商業、水産、家庭、看護、情報、福祉の専門高校を中心に、我が国の産業経済や医療・福祉の発展を担う人材を育成する上で、大きな役割を果たしています。平成25年5月現在、専門高校の数は2,006校、生徒数は約63万人であり、高等学校の生徒数全体の約19.1%を占めています。また、生徒の進路状況は、25年3月卒業者のうち、大学などへの進学者約20.8%、専門学校などへの進学者約24.1%、就職者約50.5%であり、生徒の進路は多様な状況にあります。

(2) 専門高校における教育内容の充実

①新学習指導要領の円滑かつ着実な実施に向けて

平成25年度入学生から年次進行で実施されている新学習指導要領（職業に関する教科）は、専門高校を取り巻く社会の状況や生徒の実態等を踏まえて、①将来のスペシャリストの育成、②地域産業を担う人材の育成、③人間性豊かな職業人の育成という三つの観点を基本としており、円滑かつ着実な実施に向けて、改訂の趣旨や内容について、広報・周知活動を図るとともに、先進事例の共有や課題の協議を行うなどの取組を実施しています。

②特色ある教育内容を展開する専門高校への支援と成果の普及

文部科学省では、専門高校において、将来のスペシャリストの育成に関する先端的な特色ある教育を実施している取組や、地域の産業界と連携した人材育成プログラムの開発等の実践的な取組を支援してきています。それらの事業成果の活用及び普及を図るため、成果事例集等を作成・配布することを通じて、事業成果の全国展開を図っています。

また、被災地における専門高校等を支援するため、平成24年度から実施している「東日本大震災からの復興を担う専門人材育成支援事業（専門高校における実践的な職業教育推進のためのカリキュラムの開発・実証等）」については、26年度においても引き続き実施します。

(3) 専門高校活性化に資する取組

①全国産業教育フェア

全国産業教育フェアは、専門高校等の生徒の学習成果を全国的な規模で総合的に発表し、全国の専門高校等の生徒の学習意欲や産業界、教育界、国民一般への専門高校等の魅力的な教育内容について理解・関心を高めるとともに、新しい時代に即した専門高校等における産業教育の活性化を図り、その振興に資することを目的として開催しています。平成25年度は愛知県において開催し、二日間を通して約10万8,000人が来場しました。26年度は宮城県で開催します。

②教員研修の充実

教員研修センター等では、教員等の資質を向上し、その指導力の強化を図るため、産業教育担当の

教員などを対象として、情報化・技術革新その他社会情勢の変化に適切に対応した最新の知識・技術を習得させる研修や、大学や企業等の産業教育に関わる施設に派遣する研修などを行っています。

③施設・設備の補助

産業教育振興のため、産業教育施設・設備基準に基づき、公立及び私立高等学校に必要な施設・設備の整備に関する経費の一部を支援しています。

(4) 専修学校高等課程（高等専修学校）における職業教育の充実

専修学校高等課程（高等専修学校）は、その柔軟な制度的特性を生かし、社会的要請に弾力的に応える教育を行うことで、中学校卒業段階で職業に対する目的意識を持った生徒等を対象に、実践的な職業教育・専門技術教育の機会を提供しています。

また、実学を重視する専修学校高等課程は、高等学校等の教育になじまない生徒にも教育の機会を与えており、従来、不登校や中途退学を経験している生徒等の受入れに積極的に対応しています。

専修学校高等課程は、高等学校等と並び、多様な教育の選択肢を提供する後期中等教育機関の一つとしてその役割を果たしていくことが今後とも期待されています。

3 高校生の就職問題について

高校生の就職については、平成26年3月新規高校卒業者の就職率（就職希望者に対する就職者の割合）は96.6%（26年3月末現在）となり、前年同期から0.8ポイント上昇しました。就職率は4年連続で前年同期を上回りました。しかし、卒業までに就職に至らなかった生徒も数多く存在し、それらの生徒は、卒業後もハローワーク等の支援を得て就職活動を継続してきました。

文部科学省においては、厚生労働省による支援策を周知し、学校とハローワークが連携した就職支援を呼び掛けるなど、関係省庁・関連経済団体等と連携して、新卒者の就職支援に取り組んでいます。

第5節 高校教育改革の推進

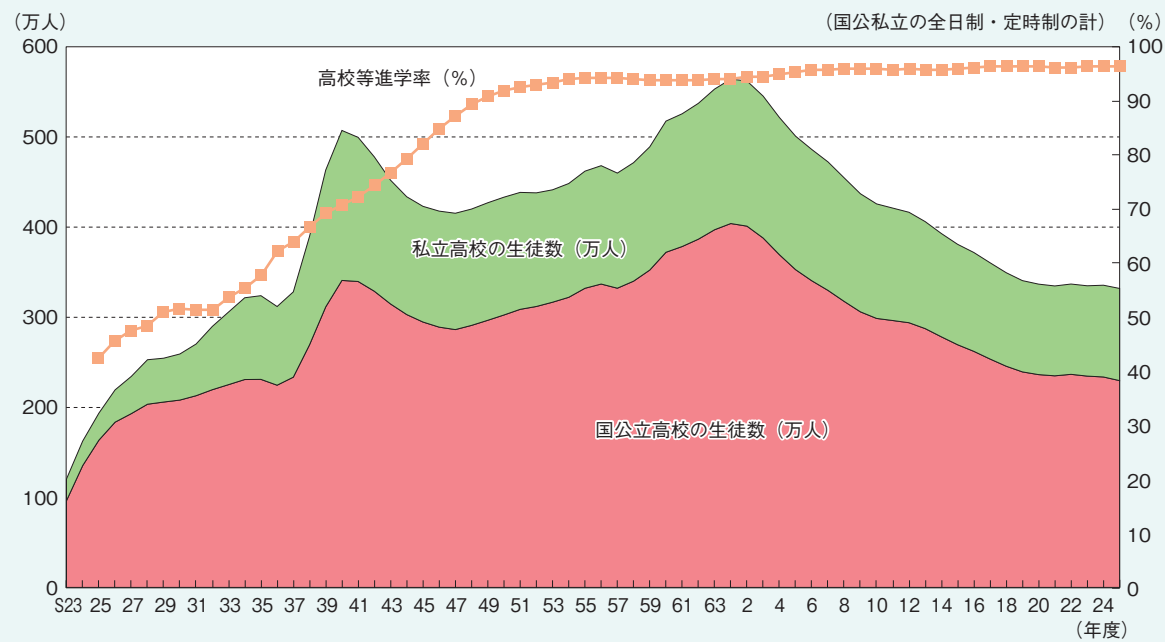
1 高校教育の現状

新制高等学校発足当初（昭和23年）約42%であった高等学校進学率は、現在では約98%に達しており、高等学校は国民的な教育機関となっています（図表2-4-5）。高等学校進学率の上昇に伴い、生徒の能力・適性、興味・関心、進路などが多様化しており、生徒一人一人の個性を伸ばす高校教育が求められています。

その一方で、高等学校の生徒数は、最も多かった平成元年の約560万人から25年度には330万人に減少しており、高等学校の適正配置・適正規模の在り方が課題となっています。

このため、各都道府県では、高等学校の適正配置・適正規模に留意しつつ、生徒一人一人の個性を伸ばし、知・徳・体の調和の取れた充実した高校教育を実現するため、各学校においてそれぞれの特徴を生かし創意工夫に富んだ魅力ある学校づくりが進められています。

図表 2-4-5 高校への進学率と生徒数の推移



(出典) 文部科学省「学校基本調査」

2 特色ある高等学校づくりの推進

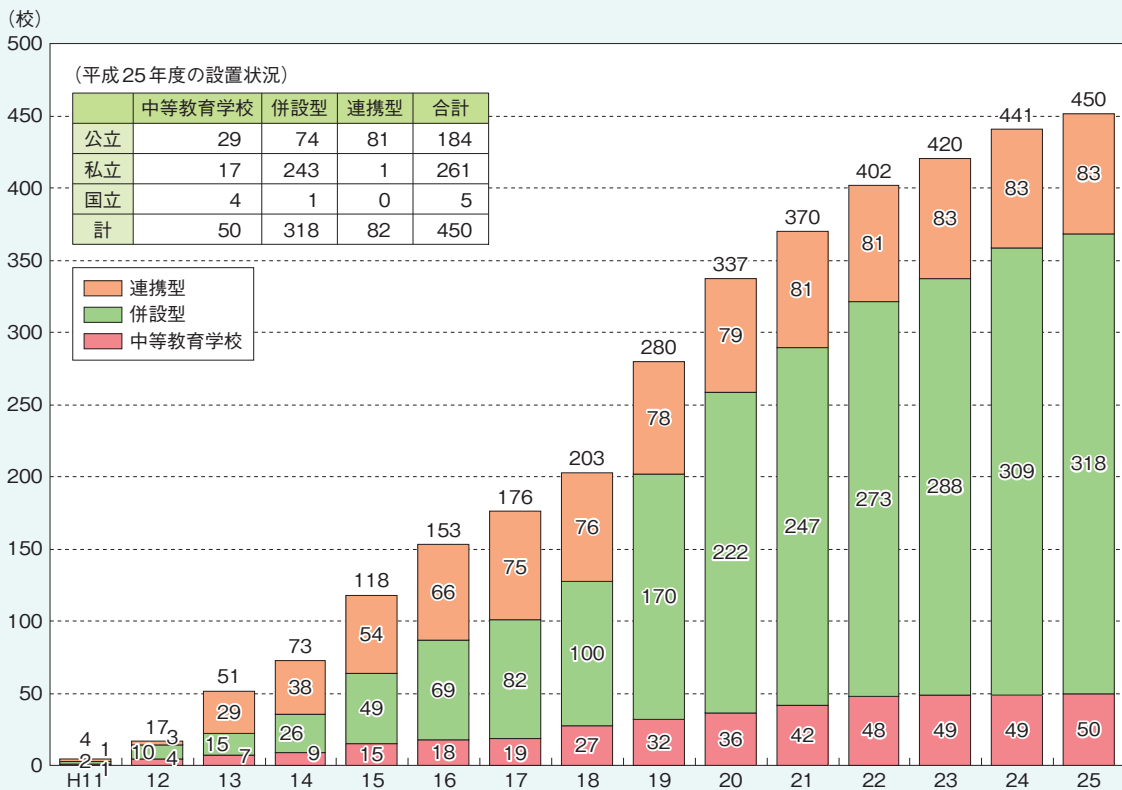
文部科学省は、生徒一人一人の個性を伸ばす特色ある高等学校づくりが可能となるよう、中高一貫教育、総合学科や単位制高等学校をはじめとする新しいタイプの高等学校や特色ある学科・コースの設置などを推進するとともに、自校以外での学修成果の単位認定の幅の拡大などを通じて、多様なカリキュラムづくりが可能となるよう、高校教育改革を推進しています。

(1) 中高一貫教育

中高一貫教育は、中等教育の一層の多様化を推進し、生徒一人一人の個性をより重視した教育を実現するため、平成11年度から導入されており、25年度までに450校が設置されています(図表2-4-6)。中高一貫教育校には、修業年限6年の学校として一体として中高一貫教育を行う中等教育学校、高等学校入学者選抜を行わず同一の設置者による中学校と高等学校を接続する併設型中高一貫教育校、市町村立中学校と都道府県立高等学校など、異なる設置者間でも実施可能な形態であり、中学校と高等学校が、教育課程の編成や教員・生徒間交流等の連携を深める形で中高一貫教育を実施する連携型中高一貫教育校の三つの形態があります。

また、中高一貫教育校として特色ある教育課程を編成することができるよう、実施形態に応じて、教育課程の基準の特例を設けています。

図表 2-4-6 中高一貫教育校の推移



(出典) 文部科学省「高等学校教育の改革に関する推進状況調査」

(2) 総合学科

総合学科は、普通科と専門学科に並ぶ新しい学科として、平成6年度から導入されており、25年度までに363校が設置されています(図表2-4-7)。

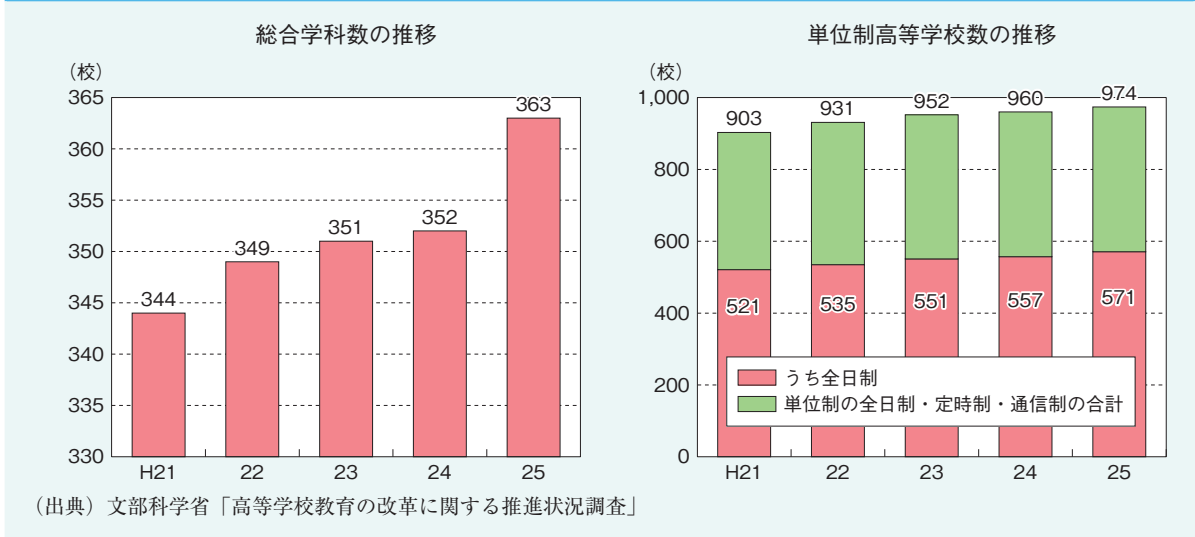
総合学科の教育の特色は、幅広い選択科目の中から自分で科目を選択し学ぶ点にあり、生徒がそれぞれの個性に応じて達成感を得ることができる学習や、将来の職業選択など自己の進路への自覚を深めるための学習が重視されています。

(3) 単位制高等学校

単位制高等学校は、学年による教育課程の区分を設けず、決められた単位を修得すれば卒業が認められる学校です。昭和63年度から定時制・通信制課程において導入され、平成5年度からは全日制課程においても設置が可能となっています。25年度までに974校(うち全日制課程は571校)が設置されています(図表2-4-7)。

単位制高等学校の特色としては、自分の学習計画に基づき、興味、関心などに応じた科目を選択して学習できることや、学年の区分がなく、自分のペースで学習に取り組むことができることなどが挙げられます。

図表 2-4-7 総合学科，単位制高校の推移



(4) 自校以外での学修成果の単位認定

生徒の多様な学習意欲に応じて選択学習の機会を拡大するため、①他の高等学校等において修得した単位、②大学、高等専門学校、専修学校等における学修、③知識・技能審査の成果に係る学修、④ボランティア活動、就業体験活動（インターンシップ）、スポーツ又は文化に関する分野における活動に係る学修など、生徒の在学する学校外における学修について、校長が教育上有益と認めたときは、合計36単位を上限として、単位として認定することが可能になっています。

3 高校教育の質の確保・向上に向けた取組

文部科学省では、多様な生徒の能力、興味、関心、進路希望等に対応するために高等学校・学科の多様化、特色化を推進してきましたが、一方で、義務教育段階での学習内容の定着不足や生徒の学習意欲をめぐる問題などの課題への対応が必要となっています。

こうした状況に鑑み、高校教育の現状と課題や今後の高校教育の在り方等について検討を行うため、中央教育審議会初等中等教育分科会に「高等学校教育部会」を設置し審議を進めています。

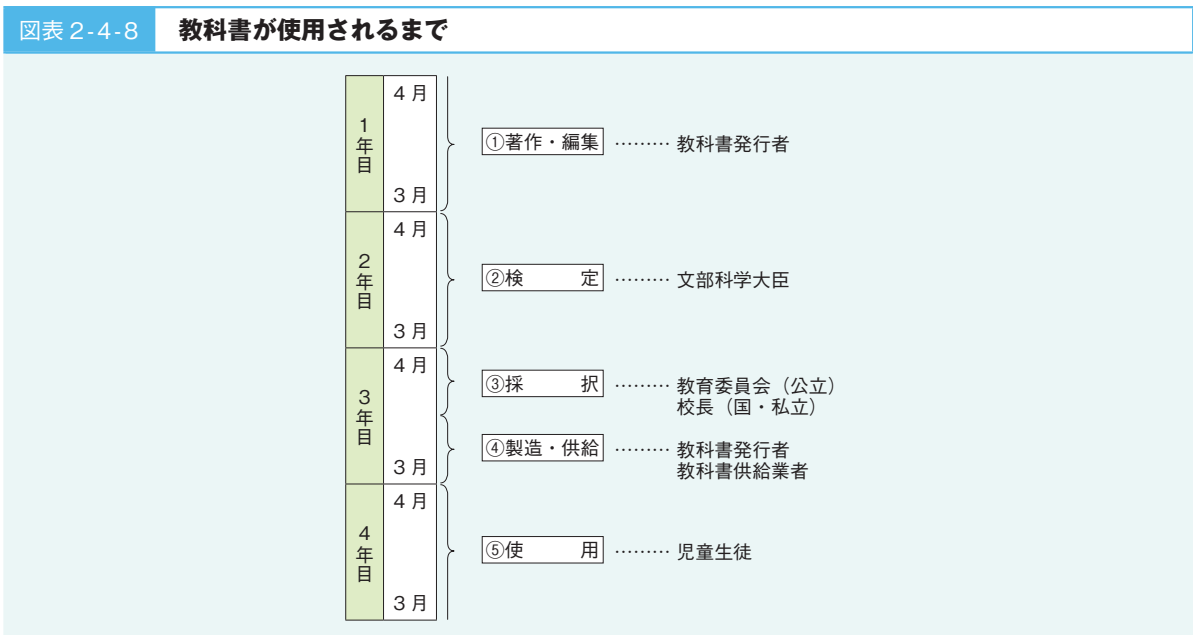
同部会では、平成24年8月に高校教育をめぐる課題全般を総覧し、「課題の整理と検討の視点」を取りまとめるとともに、その後、全ての生徒に共通に身に付けさせる資質・能力についての基本的な考え方や高校教育の質の向上・確保に向けた評価の仕組みの方向性を審議し、25年1月には、「初等中等教育分科会高等学校教育部会の審議の経過について」を取りまとめました。

平成25年度からは、定時制・通信制課程、総合学科及び専門学科といった多様な高等学校の学びについて審議を進めるとともに、10月の教育再生実行会議第四次提言を踏まえ、達成度テスト（基礎レベル）の在り方を含め、高校教育の質の確保・向上に向けた具体的施策等について審議を進めています。

第6節 教科書の充実

教科書は、学校における教科の主たる教材として、児童生徒が学習を進める上で重要な役割を果たすものです。教育の機会均等を実質的に保障し、全国的な教育水準の維持向上を図るため、学校教育法により、小・中・高等学校、特別支援学校などにおいては、文部科学大臣の検定を経た教科書又は文部科学省が著作の名義を有する教科書を使用しなければならないとされています。教科書は次のよ

うな過程を経て、児童生徒の手に渡り、使用されています（図表2-4-8）（図表2-4-9）。



図表 2-4-9 小・中・高等学校の教科書の検定・採択の周期

年度（西暦）		21	22	23	24	25	26	27	28	
学校種別等区分		(2009)	(2010)	(2011)	(2012)	(2013)	(2014)	(2015)	(2016)	
小学校	検定	◎				◎				
	採択		△				△			
	使用開始	○		○				○		
中学校	検定		◎				◎			
	採択	△		△				△		
	使用開始		○		○				○	
高等学校※	主として低学年用	検定	◎		◎				◎	
		採択		△		△				△
		使用開始			○		○			
	主として中学年用	検定		◎		◎				◎
		採択			△		△			
		使用開始				○		○		
	主として高学年用	検定					◎			
		採択						△		
		使用開始	○						○	

◎：検定年度
 △：直近の検定で合格した教科書の初めての採択が行われる年度
 ○：使用開始年度（小・中学校は原則として4年ごと、高校は毎年採択替え）

（注）1. 太線以降は、学習指導要領改訂後の教育課程の実施に伴う教科書についてである。
 ・小学校学習指導要領（平成20年文部科学省告示）…平成23年度から全面实施
 ・中学校学習指導要領（平成20年文部科学省告示）…平成24年度から全面实施
 ・高等学校学習指導要領（平成21年文部科学省告示）…平成25年度から学年進行により実施
 ※数学及び理科は平成24年度から学年進行により実施し、検定については平成22年度から実施

2. 中学校には中等教育学校の前期課程を、高等学校には中等教育学校の後期課程を含む。

1 教科書検定

教科書検定制度は、民間が教科書の著作・編集を行うことにより、著作者の創意工夫に期待するとともに、検定を行うことにより、客観的かつ公正で、適切な教育的配慮がなされた教科書を確保することを狙いとしているものです。

教科書検定は、教育基本法や学習指導要領、教科用図書検定基準に基づき、各分野の専門的な知見

を有する教科用図書検定調査審議会の委員によって、専門的・学術的な審議に基づいて厳正に行われており、平成25年度は、小学校用及び高等学校の主として高学年用教科書について検定を行いました。

また、国民の教科書に対する関心に応えるため、検定の結果を公開しています。平成25年度は、24年度に行った高等学校の主として中学年用教科書の検定結果を公開しました*7。

2 教科書の採択

教科書の採択とは、地域や児童生徒の実情に応じて、学校で使用する教科書を決定することであり、公立学校では設置者である都道府県や市町村の教育委員会、国・私立学校では校長が行っています。公立小・中学校の採択については、都道府県教育委員会が、市町村教育委員会の意見を聞いて市町村の単位で採択地区を設定します。複数の市町村から成る採択地区では、地区内の市町村の教育委員会が協議をして、種目ごとに同一の教科書を採択することになっています（参照：特集2第2節4）。

教科書の採択は、採択権者の権限と責任の下、①教科書の内容に関する十分な調査研究、②適正かつ公正な採択の確保、③保護者の参画などの開かれた採択の推進などが求められています。文部科学省では、各教育委員会に対して、調査研究のより一層の充実、採択事務のルール化などの採択手続の明確化、採択地区の適正規模化、静ひつな採択環境の確保など、採択のより一層の改善に努めるように指導しています。

3 教科書の無償給与

義務教育教科書無償給与制度は、憲法第26条が掲げる義務教育無償の精神をより広く実現する制度として、昭和38年度以来50年間にわたり実施され、国民の間に広く定着しています。この制度は、次代を担う児童生徒に国民的自覚を深めてほしいという国民全体の願いを込めて行われているものであり、同時に教育費の保護者負担を軽減するという効果を持っています。教科書無償給与の対象となるのは、全ての義務教育諸学校の児童生徒が使用する全教科の教科書であり、本制度の実施のため、平成25年度には約412億円の予算が計上され、約1,030万人の児童生徒に対して、合計約1億冊の教科書が給与されました。

4 教科用特定図書等の普及充実

平成20年の「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律」の制定を受け、拡大教科書など障害のある児童生徒が使用する教科用特定図書等の普及を図っています。

具体的には、できるだけ多くの弱視の児童生徒に対応できるような拡大教科書の標準的な規格を定めるなど、教科書発行者による拡大教科書の発行を促しています。平成25年度に使用される小・中学校用教科書に対応した標準規格の拡大教科書は全点発行されています。また、教科書発行者が発行する拡大教科書では対応できない児童生徒のために、一人一人のニーズに応じた拡大教科書などを製作するボランティア団体などに対して、教科書デジタルデータの提供を行っています。このほか、障害により検定教科書において一般的に使用されている文字や図形などを認識することが困難な児童生徒が使用する教科用特定図書等の整備充実を図るため、調査研究などを行っています。

*7 参照：http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/kentei/1332490.htm

図表 2-4-10 検定済教科書・拡大教科書の種類・発行点数

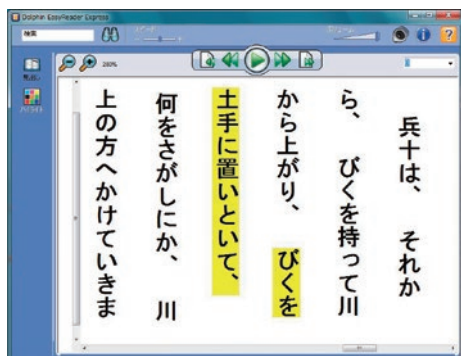
検定済教科書（平成25年度）			対応する拡大教科書発行点数		
	種類	点数	25年度	24年度	23年度
小学校	51	280	280 (100%)	280	280
中学校	66	131	131 (100%)	131	99
高等学校	1,121	1,157	64 (5.5%)	47	38
合計	1,238	1,568	475	458	417

Column No. 18

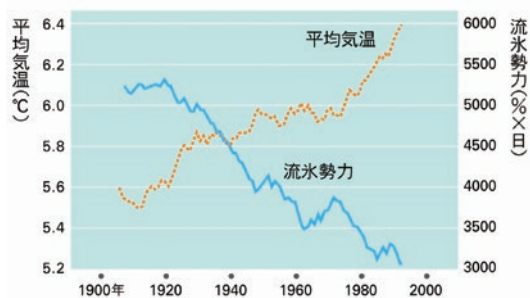
教科書のバリアフリー化への取組について

通常の検定教科書において一般的に使用される文字や図形等を認識することが困難な発達障害等のある児童生徒に対しては、教科書の文字を音声で読み上げるとともに、読み上げ箇所がハイライトで表示されるマルチメディアデイジー教材^(※1)等の音声教材がボランティア団体等により製作されており、文部科学省においても必要な調査研究等を行うなど、その普及促進に努めています。

また、通常の検定教科書についても、各教科書発行者においては、ルビのフォントを大きくしたり、ゴシックにする等のユニバーサルデザインフォントに関する取組や、色覚の特性に配慮したカラーユニバーサルデザインに関する取組など、教科書のユニバーサルデザイン化^(※2)に向けた取組が進められています。



※1 マルチメディアデイジー教材の例
(読み上げ箇所をハイライトで表示)



平均気温と流水勢力の推移(網走)
流水勢力とは、流水の期間と面積(目視範囲での割合)をかけた数値。

※2 「教科書のユニバーサルデザイン」の例
(色だけで情報を伝えないよう、線の種類を変えたグラフ)

いじめ等の生徒指導上の諸課題への対応

第2期教育振興基本計画における関連成果指標

成果目標6（意欲ある全ての者への学習機会の確保）

【成果指標】

○いじめ、不登校、高校中退者の状況改善（いじめの認知件数に占める、いじめの解消しているものの割合の増加、全児童生徒数に占める不登校児童生徒数の割合の減少、高校中退者数の割合の減少など）

計画策定後の主な取組と課題（ポイント）

- 平成24年度 いじめの認知件数に占める、いじめの解消しているものの割合 89.4%（平成23年度 80.2%）
- 平成24年度 全児童生徒数に占める不登校児童生徒数の割合 1.24%（平成23年度1.26%）
- 平成24年度 高校中退者数の割合 1.5%（平成23年度 1.6%）
- いじめの問題への対応は、学校における最重要課題の一つであり、いじめ防止対策推進法及び基本方針に基づき、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの未然防止、早期発見・早期対応のための対策を総合的かつ効果的に推進することが必要。

1 生徒指導上の諸問題

（1）生徒指導の在り方

生徒指導は、全ての児童生徒を対象として、学校のあらゆる教育活動の中で、それぞれの人格の健全な発達・成長を目指すとともに、現在及び将来における自己実現を図っていくために、児童生徒が自らを導いていく能力を育成すること、そして、学校生活が有意義で興味深く、充実したものになることを目指して行われるものです。生徒指導の積極的な意義を考慮し、児童生徒に社会的な資質や能力、態度などを修得・発達させるような指導・援助が行われています。

一方、いじめの社会問題化や少年による重大事件など、児童生徒の問題行動などは教育上の大きな課題となっています。文部科学省では、毎年度、各都道府県教育委員会などを通じて調査を行い、暴力行為、いじめ、不登校などの児童生徒の問題行動等の実態把握に努めています。平成24年度の調査結果では、小・中・高等学校における暴力行為の発生件数は約5万6,000件、小・中・高・特別支援学校におけるいじめの認知件数は約19万8,000件、小・中・高等学校における不登校児童生徒数は17万人と、依然として相当数に上っています。

学校においては、日常的な指導の中で、教師と児童生徒との信頼関係を築き、全ての教育活動を通じて規範意識や社会性を育むきめ細かな指導を行うとともに、問題行動の未然防止と早期発見・早期対応に取り組むことが重要です。また、問題行動が起こったときには、粘り強い指導を行い、指導を繰り返してもなお改善が見られない場合には、出席停止や懲戒などの措置も含めた毅然とした対応をとるとともに、問題を隠すことなく、教職員が一体となって対応する必要があります。さらに、教育委員会は学校を適切にサポートする体制を整備すること、そして、家庭や地域社会、関係機関などの理解と協力を得て地域ぐるみで取り組める体制づくりを進めていくことが重要です。

文部科学省では小学校段階から高等学校段階までの組織的・体系的な取組を進めるため、平成22年3月、生徒指導の概念・取組の方向性等を整理した学校・教員向けの基本書として「生徒指導提

要」を作成し、各教育委員会及び学校などに配布しました。

(2) いじめ

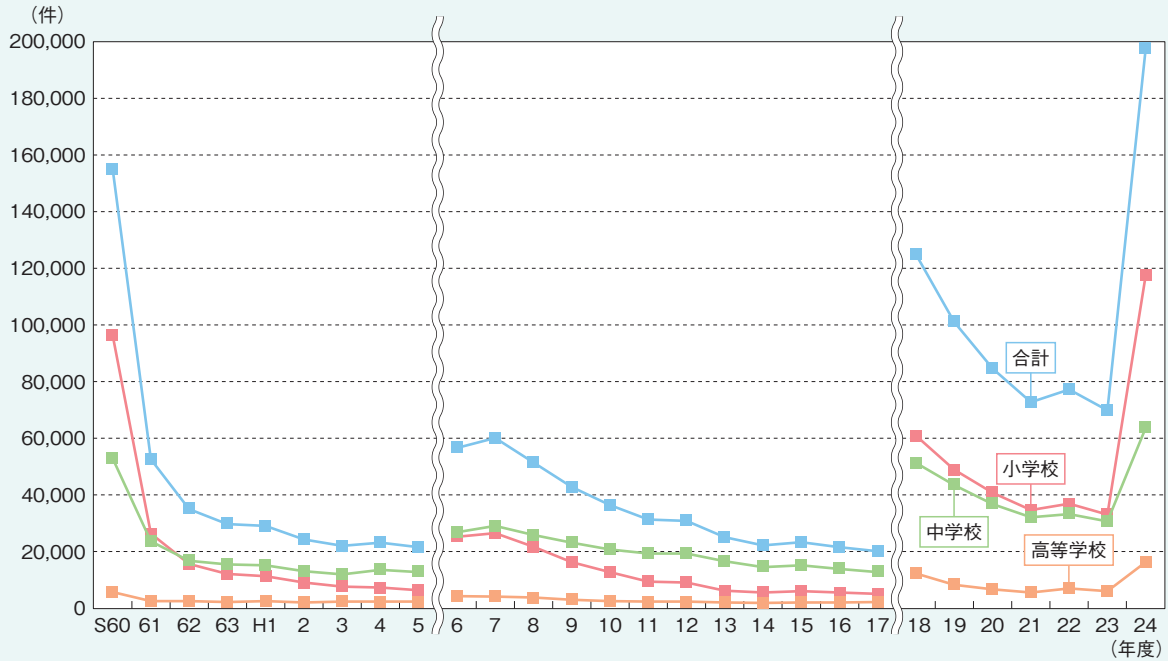
平成24年度には、いじめの問題を背景として生徒が自らその命を絶つという痛ましい事案をきっかけに、いじめの問題が大きな社会問題となりました。

これを受けて、文部科学省では、平成24年8月、緊急にいじめの問題に関する児童生徒の状況を把握し、学校・教育委員会のいじめの問題への取組状況を今一度見直すため、「いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び学校の取組状況に係る緊急調査」を実施しました。本調査では、平成24年4月から5、6か月間の、全国の国公私立の小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は、約14万4,000件に上りました。また、平成24年度1年間のいじめの認知件数は、約19万8,000件に上り、前年度1年間の認知件数（約7万件）と比べ、顕著に増加しました。これは、学校におけるいじめの実態把握の取組の充実が図られたものと考えられます。なお、平成24年度中にいじめを認知した学校数は約2万2,000校で、学校総数に占める割合は約57.3%（前年度は38.0%）となっています（[図表2-4-11](#)）。

いじめは、どの子供にも、どの学校にも起こり得るものであり、いじめの認知件数が多いか少ないかの問題以上に、いじめの早期発見に努め、いじめを認知した際には早期に対応することが大切です。

いじめの問題については、まず、「いじめは絶対に許されない」との意識を日本全体で共有し、子供を「加害者にも、被害者にも、傍観者にもしない」教育を実現することが必要です。また、いじめの問題に適切に対処するためには、子供たちの悩みや不安を受け止めて相談に当たることも大切です。

図表 2-4-11 いじめの認知件数の推移



	60年度	61年度	62年度	63年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
小学校	96,457	26,306	15,727	12,122	11,350	9,035	7,718	7,300	6,390
中学校	52,891	23,690	16,796	15,452	15,215	13,121	11,922	13,632	12,817
高等学校	5,718	2,614	2,544	2,212	2,523	2,152	2,422	2,326	2,391
計	155,066	52,610	35,067	29,786	29,088	24,308	22,062	23,258	21,598

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
小学校	25,295	26,614	21,733	16,294	12,858	9,462	9,114	6,206	5,659	6,051	5,551	5,087
中学校	26,828	29,069	25,862	23,234	20,801	19,383	19,371	16,635	14,562	15,159	13,915	12,794
高等学校	4,253	4,184	3,771	3,103	2,576	2,391	2,327	2,119	1,906	2,070	2,121	2,191
特殊教育諸学校	225	229	178	159	161	123	106	77	78	71	84	71
計	56,601	60,096	51,544	42,790	36,396	31,359	30,918	25,037	22,205	23,351	21,671	20,143

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
小学校	60,897	48,896	40,807	34,766	36,909	33,124	117,384
中学校	51,310	43,505	36,795	32,111	33,323	30,749	63,634
高等学校	12,307	8,355	6,737	5,642	7,018	6,020	16,274
特別支援学校 (特殊教育諸学校)	384	341	309	259	380	338	817
計	124,898	101,097	84,648	72,778	77,630	70,231	198,109

(注) 1. 平成5年度までは公立小・中・高等学校を調査。平成6年度からは特殊教育諸学校、平成18年度からは国私立学校、中等教育学校を含める。

(注) 2. 平成6年度及び平成18年度に調査方法を改めている。

(注) 3. 平成17年度までは発生件数、平成18年度からは認知件数。

①文部科学省におけるいじめの問題に対する取組

文部科学省では、これまでも、「いじめの問題への取組の徹底について」(平成18年10月19日、初等中等教育局長通知)等により、教育委員会等や学校に対し、いじめの早期発見・早期対応、いじめを許さない学校作り、いじめが生じた際には問題を隠さず、学校・教育委員会と家庭・地域が連携して対処していくべきこと、全ての学校でのアンケート調査の実施等を求めてきました。

平成25年6月には、第183回国会においていじめ防止対策推進法が成立し、9月28日に施行されました。文部科学省では、同年10月、法に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「いじめの防止等のための基本的な方針」を策定しました(参照：第1部特集2第2節②)。

平成26年度には、「いじめ防止対策推進法」等を踏まえ、いじめの未然防止、早期発見・早期対応

や教育相談体制の整備及びインターネットを通じて行われるいじめへの対応を充実するため、「いじめ対策等総合推進事業」を拡充し、地方公共団体におけるいじめの問題等への対応を支援しています。

②関係諸機関との連携等について

いじめの問題の未然防止、早期発見、早期対応のためには、学校と関係機関との連携を強化することが必要であり、特に、いじめは犯罪行為に当たる可能性があることから、警察との連携を強化することが重要です。

そのため、文部科学省では、「犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案に関する警察への相談・通報について」(平成24年11月2日、大臣官房長・初等中等教育局長通知)を発出し、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案については、早期に警察へ相談・通報することが必要であること等を示しています。また、警察庁から各都道府県警察の長に対し、「学校におけるいじめ問題への的確な対応について」(通達)が発出されたことを踏まえ、「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携について」(平成25年1月24日、初等中等教育局長通知)において、学校・教育委員会が、警察におけるいじめ問題への対応の考え方を理解しつつ、より一層主体的に警察と連携・協力していく上での留意点を示し、警察との連携強化によるいじめ事案の早期発見やいじめ事案への適確な対応について具体的な取組を求めています。

さらに、どのような行為が犯罪行為に該当するのかについての理解を促すため、学校において生じる可能性がある犯罪行為等について、いじめの態様別にまとめた、「早期に警察に相談・通報すべきいじめ事案について」(平成25年5月16日、初等中等教育局長通知)を発出しています。

加えて、「学校等と法務省の人権機関との連携強化について」(平成25年4月2日、児童生徒課長通知)において、いじめの未然防止のため、授業や講演会、教員研修等に、法務局職員や人権擁護委員を招くなどの取組を通じ、法務省の人権機関との更なる連携を推進することを求めています。

③「ネットいじめ」への対応について(参照：第2部第11章第1節5)

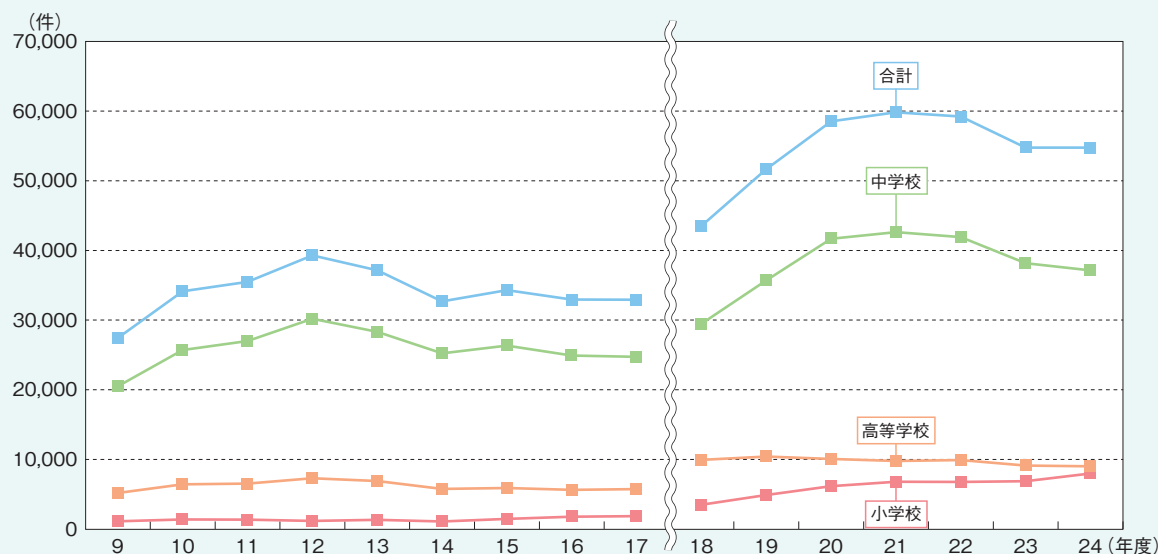
近年、インターネットや携帯電話を利用したいじめ(「ネットいじめ」)が深刻な問題になっています。文部科学省では、「ネットいじめ」に対応するため、学校・教員向けの「『ネット上のいじめ』に関する対応マニュアル・事例集」や「学校ネットパトロールに関する取組事例・資料集」、及び児童生徒向けにスマートフォン等の安全・安心な利用を啓発するリーフレットを作成し、各教育委員会等に配布しています。また、26年度には、都道府県・指定都市における、ネットパトロール監視員や民間の専門機関の活用等による学校ネットパトロールの取組への支援を新たに行うこととしています。

(3) 暴力行為

平成24年度、全国の国公立の小・中・高等学校の児童生徒が起こした暴力行為(対教師暴力・生徒間暴力・対人暴力・器物損壊)の発生状況は、学校内で発生したものが、全学校の約25.3%に当たる9,444校において約5万件、学校外で発生したものが、全学校の約8.9%に当たる3,330校において約5,600件となっており、18年度調査から、把握の仕方について、軽微な事案も含めて計上するなど調査内容・方法の見直しを行ったことの影響もあるものの、依然として相当数に上っています(図表2-4-12)。

文部科学省では、平成25年度から「いじめ対策等生徒指導推進事業」において、暴力行為などの未然防止や早期発見・早期対応につながる取組、サポートチームなど関係機関とのネットワークを活用した取組などを実践する調査研究を実施しています。

図表 2-4-12 暴力行為発生件数の推移



	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
小学校	1,432	1,706	1,668	1,483	1,630	1,393	1,777	2,100	2,176	3,803	5,214	6,484	7,115	7,092	7,175	8,296
中学校	21,585	26,783	28,077	31,285	29,388	26,295	27,414	25,984	25,796	30,564	36,803	42,754	43,715	42,987	39,251	38,218
高等学校	5,509	6,743	6,833	7,606	7,213	6,077	6,201	5,938	6,046	10,254	10,739	10,380	10,085	10,226	9,431	9,322
合計	28,526	35,232	36,578	40,374	38,231	33,765	35,392	34,022	34,018	44,621	52,756	59,618	60,915	60,305	55,857	55,836

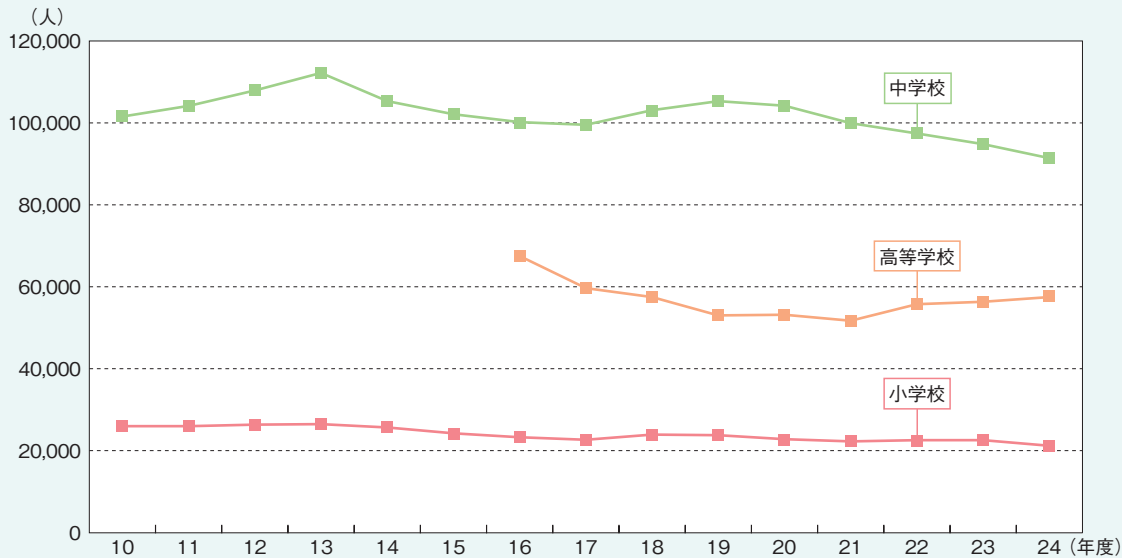
(注) 1. 平成9年度からは公立小・中・高等学校を対象として、学校外の暴力行為についても調査。
 (注) 2. 平成18年度からは国私立学校も調査。また、中学校には中等教育学校前期課程を含める。

(4) 不登校

平成24年度の全国の国公私立の小・中学校の不登校児童生徒数は約11万3,000人、高等学校は約5万8,000人と、依然として相当数に上っています(図表2-4-13)。

文部科学省では、平成25年度から「いじめ対策等生徒指導推進事業」において、教育委員会が設置・運営し、不登校児童生徒の指導・支援を行う教育支援センター(適応指導教室)を活用した取組などについて調査研究を実施するとともに、NPO法人等の学校外の機関などに対して、不登校児童生徒の実態に応じた効果的な活動プログラムの開発などを委託しています。また、平成23、24年度に不登校経験者の状況を把握するための不登校生徒に関する追跡調査を実施し、平成26年6月には、結果の取りまとめを行いました。

図表 2-4-13 不登校児童生徒数の推移



	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
小学校	26,017 (0.34)	26,047 (0.35)	26,373 (0.36)	26,511 (0.36)	25,869 (0.36)	24,077 (0.33)	23,318 (0.32)	22,709 (0.32)	23,825 (0.33)	23,927 (0.34)	22,652 (0.32)	22,327 (0.32)	22,463 (0.32)	22,622 (0.33)	21,243 (0.31)
中学校	101,675 (2.32)	104,180 (2.45)	107,913 (2.63)	112,211 (2.81)	105,383 (2.73)	102,149 (2.73)	100,040 (2.73)	99,578 (2.75)	103,069 (2.86)	105,328 (2.91)	104,153 (2.89)	100,105 (2.77)	97,428 (2.73)	94,836 (2.64)	91,446 (2.56)
小中合計	127,692 (1.06)	130,227 (1.11)	134,286 (1.17)	138,722 (1.23)	131,252 (1.18)	126,226 (1.15)	123,358 (1.14)	122,287 (1.13)	126,894 (1.18)	129,255 (1.20)	126,805 (1.18)	122,432 (1.15)	119,891 (1.13)	117,458 (1.12)	112,689 (1.09)
高等学校	-	-	-	-	-	-	67,500 (1.82)	59,680 (1.66)	57,544 (1.65)	53,041 (1.56)	53,024 (1.58)	51,728 (1.55)	55,776 (1.66)	56,361 (1.68)	57,664 (1.72)

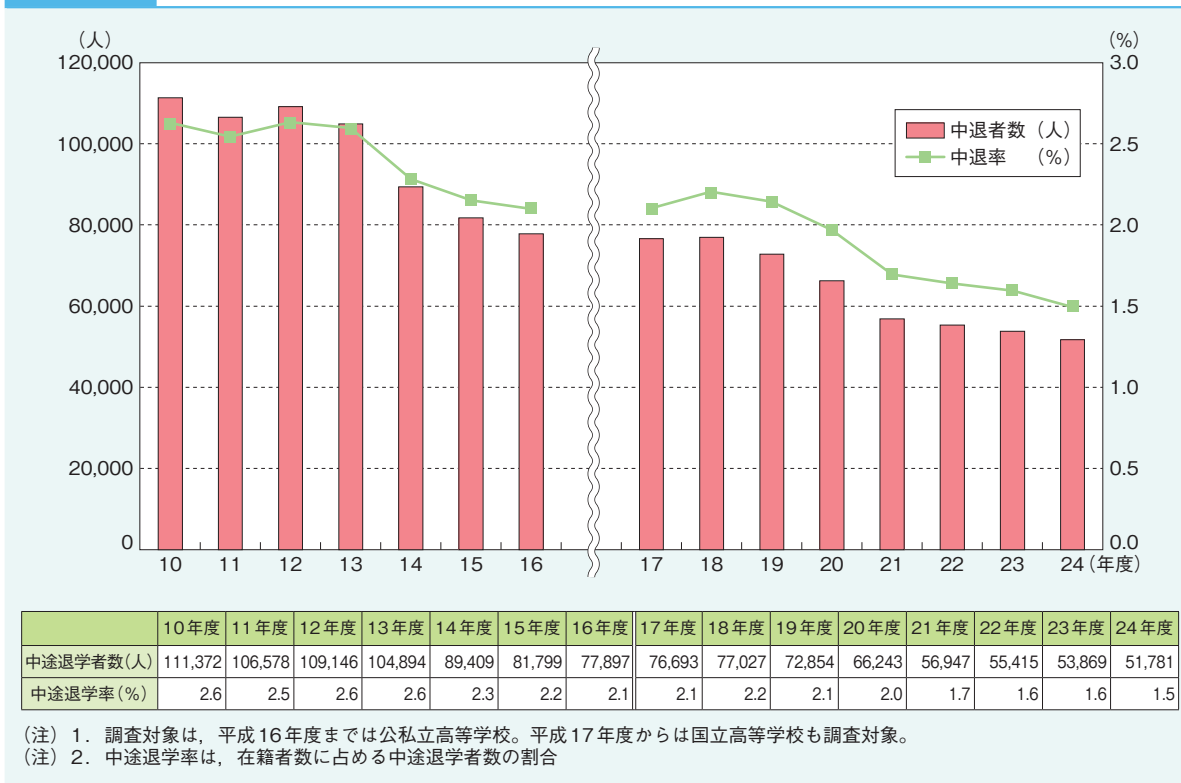
(注) 1. 年度間に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒数のうち不登校を理由とする者について調査。不登校とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないまたはしたくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的理由によるものを除く）をいう。
 (注) 2. カッコ内は、全児童生徒数に占める不登校児童生徒の割合（%）。
 (注) 3. 高等学校は、平成16年度から調査。

(5) 高等学校中途退学

平成24年度の全国の国公私立の高等学校における中途退学者数は約5万2,000人、在籍者に占める中途退学者の割合（中退率）は約1.5パーセントとなっています（図表 2-4-14）。中途退学の理由は、「学校生活・学業不適應」が約40.0%で最も多く、次いで「進路変更」が約33.3%となっています。

高等学校中途退学への対応については、各高等学校において、一人一人の生徒が主体的に目標や意欲をもって学ぶことができるよう、生徒の能力・適性・興味・関心などに応じて魅力ある教育活動を展開するとともに、キャリア教育の充実、一層きめ細かな教育相談、ガイダンスを実施することなどが重要です。また、就職や他の学校への転・編入学など積極的な進路変更について支援していくことも大切です。

図表 2-4-14 中途退学者数及び中途退学率の推移



(6) 自殺

内閣府・警察庁の自殺統計では、平成25年中の小・中・高等学校の児童生徒の自殺者数は282人となっています。

「自殺対策基本法」に基づく「自殺総合対策大綱」(平成24年8月閣議決定)には、児童生徒の自殺予防についての調査研究の推進や自殺予防に資する教育の実施、教職員に対する普及啓発などの実施、学校における心の健康づくり推進体制の整備、いじめを苦にした子供の自殺予防、自殺が起きたときの学校での事後対応の促進などが盛り込まれています。

文部科学省では、命の大切さを学ばせる教育などを通じて児童生徒の自殺の防止に取り組むとともに、その特徴や傾向などを考慮した対策を検討するため、平成20年度から有識者会議を開催し、児童生徒の自殺予防や、不幸にして自殺が起きたときの緊急対応に必要な学校・教職員向けの資料を作成し、各教育委員会や学校に配布してきました。25年度には、23年度より検討している、児童生徒を直接対象とした自殺予防教育の在り方について、引き続き調査研究を行うとともに、児童生徒の自殺が起きた時の背景調査の在り方について、「子どもの自殺が起きたときの調査の指針」(平成23年3月)策定後の各自治体における運用状況や、いじめ防止対策推進法における重大事態への対処の規定等を踏まえ、必要な見直しを検討しました。

また、平成22年度からは、毎年、各教育委員会等の生徒指導担当者や校長・教頭などの管理職を対象に、普及啓発協議会を開催しています。

2 教育相談体制の整備・充実

児童生徒のいじめの問題などに適切に対処するためには、児童生徒の悩みや不安などを受け止めて、速やかに相談できるよう教育相談体制を整備することが重要です。

文部科学省では、学校等における教育相談体制を整備するために、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーや、教育分野に関する知識に加えて、社会福

社などの専門的な知識・技術を用いて、児童生徒が置かれた様々な環境へ働き掛け、関係機関などとのネットワークを活用して支援を行う専門家であるスクールソーシャルワーカーを配置する都道府県等に対して補助を行っています。

スクールカウンセラーについては、平成25年度は全公立中学校及び公立小学校1万3,800校に配置するために必要な経費の補助を行うほか、生徒指導推進協力員・学校相談員として、元警察官などの地域の人材を小中高等学校等へ配置するために必要な経費の補助を行っています。26年度予算では、全公立中学校に対するスクールカウンセラーの配置に加え、生徒指導上、大きな課題を抱える公立中学校にスクールカウンセラーによる週5日相談体制を導入し、常時生徒が相談できる体制づくりを推進するとともに、公立小学校については、従来の配置に加え、小中連携型配置の導入による公立小中学校の相談体制の連携促進に係る経費を計上しています。

また、スクールソーシャルワーカーについては、各都道府県・指定都市、中核市に対して、平成25年度は1,355人分の配置に必要な経費の補助を行っています。26年度予算では、1,446人分に拡充して、配置に必要な経費を計上しています。

さらに、文部科学省では、いじめの問題に悩む子供や保護者等が、いつでも、全国どこからでも相談ができる体制の整備を図るため、平成19年から、夜間・休日を含めた「24時間いじめ相談ダイヤル(0570-0-78310(なやみ言おう))」を整備しています。文部科学省では、引き続き教育相談体制の充実に努めていきます。

加えて、平成25年度から、幅広い外部専門家を活用していじめ問題等の解決に向けて調整、支援する取組を促進するため、都道府県や市区町村における、第三者的立場から調整・解決する取組や、外部専門家を活用して学校を支援する取組に対して補助を行っています。また、26年度からは、都道府県・指定都市における、ネットパトロール監視員や民間の専門機関の活用等による学校ネットパトロールの取組への支援を新たに行うこととしています。

3 体罰の禁止

体罰は、学校教育法第11条により厳に禁止されており、児童生徒の人権の尊重という観点からも許されるものではありません。また、体罰は、違法行為であるのみならず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、教員等及び学校への信頼を失墜させる行為であり、児童生徒に力による解決への志向を助長させ、いじめや暴力行為などの連鎖を生むおそれがあります。

しかし、平成24年度には、部活動中の体罰が背景にある生徒の自殺事案が発生し、大きな社会問題となりました。これを受け、文部科学省では、「体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態把握について」(平成25年1月23日、初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長通知)を発出し、体罰禁止の趣旨の周知徹底と、体罰を行った教員等への厳正な対応等を求めるとともに、体罰の実態について主体的に把握し、文部科学省に対して報告するよう求めました。また、教育再生実行会議の第一次提言も踏まえ、懲戒と体罰の区別等についてより一層適切な理解促進を図るとともに、教育現場において、児童生徒理解に基づく指導が行われるよう、「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」(平成25年3月13日、初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長通知)を発出し、懲戒と体罰の区別について、具体例を示して分かりやすく説明するとともに、部活動指導に当たっての留意事項を示しています。

平成25年8月には、国公立学校における24年度の体罰の状況についてまとめた結果を公表し、その結果を踏まえ、「体罰根絶に向けた取組の徹底について」(平成25年8月9日、初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長通知)を発出し、厳しい指導の名の下で、若しくは保護者や児童生徒の理解を理由として、体罰や体罰につながりかねない不適切な指導を見過ごしてこなかったか、これまでの取組を検証し、体罰を未然に防止する組織的な取組、徹底した実態把握、体罰が起きた場合の早期

対応及び再発防止策、事案に応じた厳正な処分など、体罰防止に関する取組の抜本的な強化を図るよう求めました。

さらに、平成25年10月には、体罰の実態把握の調査を踏まえ、教育委員会や学校等の関係者に対して、体罰の禁止について一層の理解の徹底を図り、体罰の根絶に向けた取組を促進することを目的とした緊急会議を開催しました。

運動部活動における体罰禁止の徹底については、平成25年3月、「運動部活動の在り方に関する調査研究協力者会議」を開催し、5月に、「運動部活動での指導のガイドライン」を策定しました。このガイドラインにおいては、運動部活動における指導と許されない指導の一定の考え方を示すとともに、教育的効果を高めるために運動部活動の運営、体制等についても必要事項を掲載しています。

文部科学省では、このガイドラインを各学校等に周知し、運動部活動から体罰を根絶するよう努めています。

第8節 道徳教育・人権教育の推進

第2期教育振興基本計画における関連成果指標

成果目標1（「生きる力」の確実な育成）

【成果指標】

- 自分自身や他者、社会等との関わりに関する意識の向上
- 学校のきまりを守っている児童生徒の割合の増加
- 自分には良いところがあると思う児童生徒の割合の増加
- 人の気持ちが分かる人間になりたいと思う児童生徒の割合の増加
- 将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合の増加

計画策定後の主な取組と課題（ポイント）

- 平成25年度 学校のきまりを守っている児童生徒の割合
小学校90.6% 中学校92.4%
- 平成25年度 自分には良いところがあると思う児童生徒の割合
小学校75.8% 中学校66.6%
- 平成25年度 人の気持ちが分かる人間になりたいと思う児童生徒の割合
小学校92.9% 中学校94.3%
- 平成25年度 将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合
小学校87.8% 中学校73.5%
- 学校教育に関しては、教育委員会や学校等における人権教育の取組の改善・充実に支援するため、平成20年3月に公表した「人権教育の指導方法等の在り方について（第3次とりまとめ）」の周知、人権教育の実践的な研究を行う「人権教育研究推進事業」の実施、「第3次とりまとめ」を踏まえた人権教育の推進に関する取組状況調査の分析・結果の公表、「人権教育に関する特色ある実践事例集」の公表などの取組を行った。
- 人権教育の推進に関する取組状況調査の結果から、各教育委員会や学校における人権教育の取組についてはおおむねその定着が図られているといえるが、残念ながら前回の調査時と比べて大きな進展が見られるというまでには至っていない状況にある。今後、人権教育の指導方法等の在り方に関する調査研究会議の議論を踏まえつつ、「第三次とりまとめ」の更なる周知・活用促進を図ることなどを通じ、各教育委員会や学校における人権教育の取組の改善・充実に進める必要がある。

1 道徳教育の推進

学校教育では、人間として調和の取れた育成を目指して、子供たちの発達の段階に応じた道徳教育を展開することとしています。

幼稚園では、各領域を通して総合的な指導を行い、道徳性の芽生えを培うこととしています。小・中学校では、道徳の時間（週当たり1単位時間）を要として、各教科、総合的な学習の時間、特別活動などそれぞれの特質に応じて適切な指導を行い、学校の教育活動全体を通じて道徳教育を行うこととしています。高等学校では、人間としての在り方生き方に関する教育を、学校の教育活動全体を通じて行うことにより、その充実を図ることとしています。

文部科学省では、道徳教育の充実を図る観点から、平成24年度補正予算によって、全国の小・中学生に対して道徳教育用教材「心のノート」の配布を再開しました。

また、教育再生実行会議の第一次提言も踏まえ、「道徳教育の充実に関する懇談会」を平成25年3月から10回にわたり開催し、「心のノート」の全面改訂や教員の指導力向上方策、道徳の新たな枠組みによる教科化の具体的な在り方などについて検討いただき、道徳の時間を「特別の教科 道徳」（仮称）として位置付けることが適当であることなどについての報告が取りまとめられました。その報告を踏まえ、26年2月17日に道徳に係る教育課程の改善等について中央教育審議会に諮問を行ったところであり、中央教育審議会において専門的な検討が開始されました。なお、「心のノート」は「私たちの道徳」として全面改訂され、26年4月から全国の小・中学生に配布されています。

さらに、文部科学省では、学校・地域の実情などに応じた特色ある道徳教育を支援するため、地域に根ざした道徳教材の作成をはじめ、道徳教育の充実のための外部講師派遣、保護者・地域との連携など自治体による多様な事業への支援を行う「道徳教育総合支援事業」を実施しています。

2 人権教育の推進

憲法や教育基本法にのっとり、学校教育・社会教育を通じて人権尊重の意識を高める教育を推進することは重要なことです。「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、「人権教育・啓発に関する基本計画」が平成14年に閣議決定（平成23年4月1日一部変更）されており、政府全体として人権教育・啓発を推進しています。学校教育においては、児童生徒の発達段階に応じて、その教育活動全体を通じ、人権尊重の意識を高めるための指導を進めており、一人一人を大切に教育の推進に努めています。

文部科学省では、学校教育の分野において、学校・家庭・地域社会が一体となった総合的な取組や学校における指導方法の改善充実について実践的な研究を行う「人権教育研究推進事業」を実施し、人権教育の先進的な取組の普及に努めています。また、人権教育の指導方法などの在り方について、「人権教育の指導方法等に関する調査研究会議」を平成15年度から開催し、20年3月に「人権教育の指導方法等の在り方について〔第3次とりまとめ〕」をまとめています。20年度及び21年度には、この3次にわたる「とりまとめ」の教育委員会・学校の人権教育の充実に向けた取組への活用状況について調査・分析を行いました。24年度及び25年度に調査を再実施し、調査結果を分析し公表しました。

また、平成23年度から人権教育の全国的な推進を図るため、人権教育の実践事例の収集・公表を実施しており、25年度においては、57の事例を公表しました。

そのほか、平成22年度から開始した都道府県等の人権教育担当指導主事等を対象とする「人権教育担当指導主事連絡協議会」を引き続き開催しており、人権教育の重要性について改めて認識を共有するとともに、国連「児童の権利に関する条約」等について引き続き周知を図っています。

第2期教育振興基本計画における関連成果指標

成果目標1（「生きる力」の確実な育成）

【成果指標】

- 健康の重要性を認識し、日常生活の実践に生かしている児童生徒の割合の増加
- 学校保健委員会を設置する学校の割合の増加
- 朝食を欠食する子供の割合の減少
- 学校給食における地場産物を使用する割合の増加

成果目標7（安全・安心な教育研究環境の確保）

【成果指標】

- 学校管理下における事件・事故災害で負傷する児童生徒等の減少・死亡する児童生徒等のゼロ化
- 子供の安全対応能力の向上を図るための取組が実施されている学校の増加

計画策定後の主な取組と課題（ポイント）

- 健康は、幸せな生活を送るために重要だと考えている児童生徒の割合は、【高3男子】90.1%、【高3女子】93.1%（平成22年度）。また、保健で学習したことを、自分の生活に生かしている児童生徒の割合は、【高3男子】47.1%、【高3女子】47.4%（平成22年度）
- 学校保健委員会を設置する学校の割合は、平成24年度で91.6%（平成23年度：90.7%）
- 朝食を欠食する子供の割合は【小学校】1.5%（平成22年度）。
- 学校給食における地場産物を使用する割合は25.1%（平成24年度）
- 学校安全計画の中に児童生徒等に対する安全指導の内容を盛り込んでいる学校の割合は95.2%（平成24年度）
- 学校保健に係る教職員の資質・能力向上、退職養護教諭や学校医等の活用、家庭・地域との連携などにより、保健教育・保健管理をより一層推進することが必要である。
- 第2次食育推進基本計画等も踏まえ、栄養教諭の配置を促進するとともに、学校給食の地場産物の活用の一層の普及・定着を図るための方策を検討する必要がある。
- 安全教育の充実に関する成果についての周知・徹底、安全教育を系統的に指導できる時間を確保するための検討、安全教育に関する教職員の研修等の充実などが必要である。

1 学校給食の充実，食育の推進

(1) 栄養教諭を中心とした指導の充実

近年の子供の食を取り巻く環境の変化に対応するためには、学校における指導体制を整備し、学校教育活動全体の中で体系的・継続的に食に関する指導を行うことが重要です。このため、平成17年4月から各都道府県において栄養教諭の配置が開始されており、25年4月1日現在で全都道府県に4,624名の栄養教諭が配置されています。また25年4月1日現在、国立大学の附属学校に74名の栄養教諭が配置されています。

現行の学習指導要領では、その総則に「学校における食育の推進」を明記するとともに、家庭科、体育科など関連する科目等においても、食育の観点からの記述を充実しています。

文部科学省においては、平成21年度から「栄養教諭を中核とした食育推進事業」を実施し、各地域において教育委員会の指導の下に栄養教諭を中核として家庭や生産者、PTAなどの地域の団体と連携・協力し、各地域の抱える食育推進上の課題の解決を図る取組を支援しています。22年度からは、これに加えて、新卒者など経験の浅い栄養教諭に対し、経験が豊富な退職栄養教諭・学校栄養職

員などの食育支援者を派遣し、栄養教諭の業務の補助・助言を行うことで、早期に学校における食育体制が確立されるよう支援するための事業を行っています。

さらに、平成25年5月に有識者会議を開催し、今後の学校における食育の在り方について検討した結果を受け、26年度では、学校における食育の更なる推進を図るため、地域の生産者や農林部局等各種外部機関と連携し、栄養教諭を中心に外部の専門家等を活用しながら地域をあげて食育に取り組むモデル事業として「スーパー食育スクール事業」を実施することとしています。

(2) 学校給食について

学校給食は栄養バランスの取れた豊かな食事を子供に提供することにより、子供の健康の保持増進を図ることはもちろん、食に関する指導を効果的に進めるため、給食の時間をはじめとして各教科や特別活動、総合的な学習の時間等において「生きた教材」として活用できるものであり、大きな教育的意義を有しています。平成24年5月現在、小学校では2万920校（全小学校の99.2%）、中学校では9,083校（全中学校の85.4%）、全体で約3万1,419校が学校給食を実施しています（図表2-4-15）。

図表 2-4-15 学校給食の実施状況

(国公私立)

区 分	全国総数	完全給食		補食給食		ミルク給食		計		
		実施数	百分比	実施数	百分比	実施数	百分比	実施数	百分比	
小学校	学 校 数	21,096	20,720	98.2	97	0.5	103	0.5	20,920	99.2
	児 童 数	6,764,619	6,683,778	98.8	14,681	0.2	15,125	0.2	6,713,584	99.2
中学校	学 校 数	10,633	8,302	78.1	58	0.5	723	6.8	9,083	85.4
	生 徒 数	3,569,010	2,552,989	71.5	11,065	0.3	257,609	7.2	2,821,663	79.1
特別支援学校	学 校 数	1,055	917	86.9	2	0.2	15	1.4	934	88.5
	幼児・児童・生徒数	129,994	114,211	87.9	81	0.1	1,083	0.8	115,375	88.8
夜間定時制高等学校	学 校 数	602	356	59.1	123	20.4	3	0.5	482	80.1
	生 徒 数	101,586	28,796	28.3	7,001	6.9	454	0.4	36,251	35.7
計	学 校 数	33,386	30,295	90.7	280	0.8	844	2.5	31,419	94.1
	幼児・児童・生徒数	10,565,209	9,379,774	88.8	32,828	0.3	274,271	2.6	9,686,873	91.7

※完全給食：給食内容がパン又は米飯（これらに準ずる小麦粉食品、米加工食品その他の食品を含む。）、ミルク及びおかずである給食
 補食給食：完全給食以外の給食で、給食内容がミルク及びおかず等である給食
 ミルク給食：給食内容がミルクのみである給食
 ※中学校には、中等教育学校前期課程を含む。
 (出典) 学校給食実施状況調査（平成24年5月1日現在）

各学校では、近年、学校給食の多様化が図られており、例えば学校給食の食材として地域の産物を活用したり、地域の郷土料理・伝統料理などを献立に活用したりする取組が進められています。第2次食育推進基本計画では学校給食における地場産物の活用率を平成27年度までに30%以上（食材数ベース）とすることを目指すとされていますが、24年度における活用率は、全国平均で25.1%となっています。さらに、25年12月には、「第2次食育推進基本計画」の一部改定が行われ、24年度に全国平均で77%であった学校給食における国産食材の使用割合を、27年度までに80%以上とする新たな目標が追加されました。

また、米飯給食は、伝統的な食生活の根幹である米飯に関する望ましい食習慣を児童生徒に身に付けさせることや、地域の食文化を通じて郷土への関心を深めることが期待できるなどの教育的意義を持つものであり、平成24年度の週当たりの米飯給食の実施回数は全国平均で3.3回となっています。

文部科学省では、週3回未満の地域・学校については週3回程度、週3回以上の地域・学校については週4回程度など新たな目標を設定し、実施回数の増加を図ることを促しています。

また、平成9年以降、学校給食を原因とする腸管出血性大腸菌O157による食中毒は発生していませんが、依然としてノロウイルス等による食中毒が発生しており、学校給食における衛生管理の徹底が求められています。

平成20年に「学校給食法」が改正され、文部科学大臣が学校給食の適切な衛生管理を図る上で必要な事項について維持されることが望ましい基準を定めることとされたことを受けて、21年3月に「学校給食衛生管理基準」(平成21年文部科学省告示第64号)を策定し、同年4月から施行しました。

そして、文部科学省では、「学校給食衛生管理基準」の徹底を図るため、「学校給食調理場における手洗いマニュアル」等の各種マニュアル^{*8}を作成しています。

学校給食における食物アレルギーを持つ児童生徒への対応については、従来、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン(平成20年3月)」や通知等により、学校長をはじめとした校内体制の整備のほか、保護者や主治医等と十分な連携を図りつつ、個々の児童生徒の状況に応じた対応に努めることなどを指導してきました。

平成24年12月、小学校で、食物アレルギーを有する児童が学校給食終了後にアナフィラキシーショック^{*9}の疑いで亡くなる事故が発生したことを受け、文部科学省では、平成25年5月に有識者会議を新たに開催し、同年7月に中間まとめの公表、9月及び10月に関係団体等からのヒアリング、12月に食物アレルギーの実態調査結果の公表等を行うなど、学校給食における食物アレルギー対応に関する充実方策等について検討を行ってきました。26年3月には、学校生活管理指導表を含むガイドラインの徹底、給食提供までの事故防止の取組の充実、緊急時対応等を含む校内と外部機関との連携や研修の充実などを主な内容とする最終報告を取りまとめました。

また、平成26年度には、学校給食における食物アレルギー対応の更なる充実を図り、教職員の理解促進を図るため、「ガイドライン」を分かりやすく示した資料の作成や普及啓発講習会を実施することとしています。

2 学校保健の充実

(1) 子供の健康課題に対する総合的な取組

現代の多様化・深刻化する子供の健康課題に対応するため、心の健康や性に関する問題、喫煙、飲酒、薬物乱用防止について記述した「児童生徒の心と体を守る啓発教材」を作成し、全国の小学5年生、中学1年生、高等学校1年生等に配布しました。

また、退職した養護教諭をスクールヘルスリーダーとして養護教諭が配置されていない学校や経験の浅い養護教諭が一人配置されている学校に派遣する事業や、メンタルヘルスの問題、各種感染症、アレルギー疾患など、学校だけでは解決できない児童生徒の現代的な健康問題について、学校保健支援チームを設置し、地域の医療機関等と連携して解決を図る事業など、各種施策を実施しています。

さらに、学校、家庭、地域の専門機関等が連携し、学校における健康課題を協議することで児童生徒等の健康づくりを推進する学校保健委員会の設置を推進しており、平成24年度の設置率は91.6%と高い水準を実現しています。

(2) がんに関する教育の推進

がん対策については、厚生労働省が中心となり、がん対策基本法の下、政府が策定する「がん対策推進基本計画」に基づいて行われており、平成24年度から新たな基本計画がスタートしています。

同計画では、今後5年以内に学校での教育の在り方を含め、健康教育全体の中で「がん」教育をどのようにすべきか検討し、検討結果に基づく教育活動の実施を目標とすることなどが示されています。

文部科学省では、同計画の達成に向けて、平成26年度からがんに関する教育の推進に取り組んでおり、具体的には、有識者から成る検討会を開催し、がん教育の先進事例の分析・調査等を行うとと

*8 参照：http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/index.htm

*9 アナフィラキシーショック
アレルギー反応により、じんましんなどの皮膚症状、腹痛や嘔吐^{おうと}などの消化器症状、呼吸困難など呼吸器症状が、複数同時にかつ急激に出現した状態

もに、各都道府県等が主体的に行うがん教育に関する取組に対して支援を行うことにより、各地域におけるがん教育の充実を図っています。

(3) 児童生徒等の健康診断の充実

学校における健康診断は、児童生徒の健康の保持増進を図り、学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資するため重要です。平成6年に大幅な改正を行いました。近年の児童生徒の健康問題を踏まえて、今後の健康診断の在り方について検討を行う必要性が指摘されてきたことから、24年度から、有識者で構成される「今後の健康診断の在り方等に関する検討会」において検討を行い、健康診断の必須項目から座高測定と寄生虫検査は省略可能であることや「運動器」の評価について充実を図ることなどを内容とする意見書を25年12月に取りまとめました。

文部科学省では、本意見書の内容を踏まえ、学校保健安全法施行規則を改正し、児童生徒等の健康診断の充実を図ることとしています。

(4) 感染症への対応

学校における感染症^{*10}の流行予防は、教育の場・集団生活の場として望ましい学校環境を維持するとともに、児童生徒等が健康な状態で教育を受けるためにも重要です。

平成24年には、医学の進展等を踏まえ、学校における感染症予防のより一層の充実を図るため、学校保健安全法施行規則を改正し、髄膜炎菌性髄膜炎を新たに学校において予防すべき感染症に追加するとともに、インフルエンザ等の出席停止の期間の基準を改めました（同年4月1日から施行）。

これらの改正等を踏まえ、教職員や医療関係者を対象とした学校における感染症対策に関する指導参考資料「学校において予防すべき感染症の解説」^{*11}を作成し、平成25年5月に公表しています。

(5) 学校におけるアレルギー疾患への対応

近年、アトピー性皮膚炎など児童生徒のアレルギー疾患の問題が指摘されており、学校における対応が重要となっています。文部科学省では、児童生徒の各種アレルギー疾患の実態などについて調査を行い、これを踏まえ、平成19年4月にアレルギー疾患に対する対応などについて解説した「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」及び「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」が文部科学省監修により作成され、20年4月から各学校等に配布されています。また、22年度から学校におけるアレルギー疾患の対応の充実を図るため、教職員や指導主事などを対象とする講習会を毎年全国6か所で開催していますが、26年度は全国10か所に拡大し、同ガイドラインなどの普及啓発をより一層推進しています。

(6) 心の健康問題への対応

社会環境や生活環境の急激な変化が、子供の心身の健康に大きな影響を与えており、学校生活においても生活習慣の乱れ、いじめ、不登校などの心の健康問題が顕在化しています。また、東日本大震災及びそれに伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故を原因として発生した放射性物質による健康上の不安等により、被災した子供の心のケアが重要な課題となっています。

文部科学省では、教職員などの学校関係者が、メンタルヘルスについての正しい知識を持って児童生徒に対応することができるよう、教職員向けの指導参考資料の作成や、子供の心のケアシンポジウ

*10 感染症

学校において予防すべき感染症は、学校保健安全法施行規則第18条により第一種から第三種に分けられている（第一種：エボラ出血熱、ペスト、鳥インフルエンザ（H5N1）（H7N9）など、第二種：インフルエンザ、百日咳、麻疹、風しん、結核、髄膜炎菌性髄膜炎など、第三種：コレラ、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフスなど）。

*11 参照：http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1334054.htm

ムを平成19年度から毎年開催しています。25年度は、「非常災害時の子どもの心のケアに関する調査」の調査報告書を取りまとめ、都道府県教育委員会等に配布するとともに、この調査結果も踏まえたシンポジウムや研修会を開催しました。さらに、心のケアに関する教職員向けの指導参考資料を新たに作成し、全国の教育委員会や学校に配布しました。

(7) 薬物乱用防止教育の充実

近年の青少年の薬物乱用問題については、これまでの諸対策により、薬物は絶対に使うべきではないと考える児童生徒の割合が高くなるなど規範意識の向上、少年の覚醒剤や大麻事犯の検挙人員の継続的な減少及びそれらの事犯全体における少年の割合の低下など、一定の成果が認められています。その一方で、大麻事犯については、平成25年中の大麻事犯全体の約41%を20歳代が占めており（「平成25年中の薬物・銃器情勢」（警察庁））、依然として若者を中心に乱用されている状況がうかがえることが指摘されています。また、近年、合法ハーブと称して販売される薬物等、乱用される薬物が多様化しており、若者への広がり懸念されています。薬物乱用対策推進会議で決定された「第4次薬物乱用防止5か年戦略」（平成25年8月）においても、「青少年、家庭及び地域社会に対する啓発強化と規範意識向上による薬物乱用未然防止の推進」が目標の一つに掲げられ、学校における薬物乱用防止教育を一層推進することが求められています。

文部科学省では、全ての中学校及び高等学校において、年に1回は薬物乱用防止教室を開催するとともに、地域の実情に応じて小学校においても薬物乱用防止教室の開催に努めるなど、薬物乱用防止に関する指導の一層の徹底を図るよう都道府県教育委員会等を指導しています。また、高等学校学習指導要領「保健体育」において新たに大麻を扱うこととし、大麻の有害性・危険性に関する指導を充実するなど、薬物乱用防止教育の推進に努めています。さらに、薬物乱用防止教室の指導者を対象とした講習会等の開催や、大学生等を対象とした薬物乱用防止のためのパンフレットの作成・配布等を通して、合法ハーブ等と称して販売される薬物等、多様化する乱用薬物に関する啓発の強化を図っています。

(8) 学校における性に関する指導の充実

学校における性に関する指導は、児童生徒に性に関する知識を理解させるとともに、生命の尊重や自己及び他者の個性を尊重し、相手を思いやり、望ましい人間関係を構築するなど、適切な行動を取ることができるようにすることを目的としており、体育科、保健体育科、特別活動、道徳などを中心に学校教育活動全体を通じて指導することとしています。なお、指導に当たっては、児童生徒の発達の段階を踏まえること、学校全体で共通理解を図ること、保護者の理解を得ることなどに配慮すること、集団指導と個別指導の連携を密にして効果的に行うことなどに配慮することが大切です。

これらを踏まえて文部科学省では、各地域における指導者養成と普及を目的とした研修会を各都道府県において開催するとともに、指導主事や教職員を対象とした「性に関する講習会」を開催し、性に関する今日的課題に対する理解や効果的な指導方法について研修内容を深めています。

3 学校安全の推進*¹²

(1) 子供の安全に関する総合的な取組

平成21年4月から施行された「学校保健安全法」では、学校安全を取り巻く今日的な課題に対応できるよう、それらの課題に対して学校全体としての取組体制を整備充実させるとともに、学校のみでは解決が難しい課題については地域の関係機関との連携などを図るという趣旨の下に、学校の施設・設備の安全点検、日常生活における安全に関する指導などを含めた学校安全計画の策定・実施や

*¹² 防災教育については、第2部第2章第3節 1 参照。

危険等発生時の対処要領の作成など学校安全に関する規定が充実されました。

また、同法に基づき、各学校における安全に関する取組を総合的かつ効果的に推進するため、平成24年4月、国として「学校安全の推進に関する計画」*13を策定しました。

(2) 学校での子供の安全確保の充実

学校は児童生徒等が安心して学習を行うことが求められる場所であり、学校においてその安全な環境を整備し、事件・事故を防止するための取組を進める必要があります。

このため安全対策として実施する監視カメラや非常通報装置、自動体外式除細動器（AED）の設置などに関する経費について地方交付税による措置が講じられています。また文部科学省では、教職員の校内研修や職員会議などで活用できる教職員向け学校安全資料を作成しています。

このほか、文部科学省は国土交通省、警察庁と連携し、平成24年度に実施した通学路の緊急合同点検の結果を踏まえ、学校、教育委員会、道路管理者、警察などの関係機関が連携し、実施する通学路の交通安全対策を支援するなど、通学路における交通安全の確保に向けた取組を推進しています。25年度は特に対策が必要な市町村に対し、通学路安全対策アドバイザーを派遣し、専門的な見地からの必要な指導・助言の下、学校、教育委員会が、関係機関と連携して行う通学路の合同点検や安全対策の検討に対して支援しています。

(3) 地域ぐるみで子供の安全を守る環境整備

学校内のみでなく登下校時を含めた子供の安全を確保するためには、地域社会全体で子供の安全を見守る体制の整備が必要です。文部科学省では、平成17年度から学校安全ボランティアを活用し、地域ぐるみで学校内外における子供の安全を見守る体制を整備するため、警察官OBなどから成るスクールガード・リーダー*14の巡回による学校や学校安全ボランティアに対する警備のポイントなどの指導、学校安全ボランティアの養成、各地域における子供の見守り活動に対する支援などを推進しています。

(4) 実践的な安全教育の充実

平成23年度から全面実施されている小学校学習指導要領、24年度から全面実施されている中学校学習指導要領、25年度から年次進行で実施される高等学校学習指導要領では、その総則に安全に関する指導について新たに規定されるとともに、体育科、保健体育科、特別活動など関連する各教科などにおいても安全に関する指導の観点から指導の内容の充実が図られています。

学校における安全教育においては、児童生徒等が自他の生命を尊重し、日常生活全般における安全のために必要な事柄を実践的に理解し、生涯を通じて安全な生活を送ることができるような態度や能力を養う安全教育を、生活安全・交通安全・災害安全のそれぞれの分野において行うことが重要です。特に子供の安全を確保するためには、子供自身に危険を予測し、危険を回避する能力を養成するよう実践的な安全教育を推進する必要があります。このため文部科学省では、学習指導要領の改訂などを踏まえ、学校における安全教育の教職員用の参考資料「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」*15の改訂（平成22年3月）を行いました。このほかにも、各種の教職員用の参考資料や教材を作成しています。

また、各都道府県において防犯教室や交通安全教室の講師となる学校安全の指導的な役割を果たしている教職員や都道府県教育委員会などの指導主事を対象とした学校安全に関する講習会の開催を支援しています。

*13 参照：http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1320286.htm

*14 スクールガード・リーダー

学校等を巡回し、学校安全体制及び学校安全ボランティアの活動に対して専門的な指導を行う者を指す。

*15 参照：http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1289310.htm

さらに、平成24年度から東日本大震災の教訓を踏まえた新たな防災教育の指導方法の開発・普及等を行う実践的防災教育総合支援事業を実施するなど、各学校で実践的な安全教育が実施できるよう支援しています。

第10節 きめ細かで質の高い教育に対応するための教職員等の指導體制の整備

計画策定後の主な取組と課題（ポイント）

- 平成25年10月、「教員の資質能力向上に係る当面の改善方策の実施に向けた協力者会議」において、大学院段階の教員養成の改革と充実、教職課程に関する情報の公表及び教職課程のグローバル化対応についての報告書（「大学院段階の教員養成の改革と充実等について」）を取りまとめた。
- 学校現場では、英語教育や理数教育、道徳教育など近年の教育課題への対応とともに、子供たちに基礎的な知識・技能を習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むことが求められている。このため、教員には高い専門性と実践的な指導力を身に付けられるよう、養成・採用・研修の一体となった改革を進める必要がある。
- 教員免許更新制度について検討を加え、必要に応じて所要の措置を講ずるため、平成25年9月から「教員免許更新制度の改善に係る検討会議」を開催し、制度全般について、専門的な見地から検討を行い、平成26年3月に「教員免許更新制度の改善について」（報告）を取りまとめた。
- 教職員評価を活用した人事管理、優秀教職員表彰の整備、指導が不適切な教員への適切な対応、教職員のメンタルヘルス対策等のため、文部科学省として、様々な機会を捉え、教育委員会に対し必要な指導を行っていくことが必要。

1 教員の資質能力の向上

（1）教員の養成・採用・研修の一体的な取組

学校教育の充実、その直接の担い手である教員の資質能力に負うところが極めて大きく、教員の資質能力の向上は子供たちの教育の充実を図る上で重要な政策課題です。子供たちに確かな学力や規範意識を身に付けさせ、社会を生き抜く力を養成する必要があるとともに、学校現場においては、グローバル化を踏まえた英語教育の強化、いじめ問題への対応、特別支援教育の充実、ICTの活用をはじめとした、複雑かつ多様な課題への対応が求められています。このため、教員としての高い使命感や倫理観とともに、こうした課題に適切に対応できる、高い専門性と実践的な指導力などを十分に備えた教員を確保する必要があります。

このような課題を踏まえ、「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について」（答申）（中央教育審議会 平成24年8月）において当面の改善方策として提言された事項の具体化に向けて、「教員の資質能力向上に係る当面の改善方策の実施に向けた協力者会議」において、25年10月、「大学院段階の教員養成の改革と充実等について」を取りまとめました。その中で教職大学院（参照：第2部第5章第4節 2（2））の発展・拡充や国立の教員養成系修士課程の改善、教職課程に関する情報の公表等が提言されています。

文部科学省では、第2期教育振興基本計画にも記載のあるとおり、今後、教員が専門性に秀で、実践的指導力を十分に身に付けることができるよう、教員養成における見直しや、教員に適性のある優れた人材を確保するための方策の検討、初任者研修をはじめとする現職研修のより一層の充実、マネ

ジメント力にたけた管理職の養成，教職大学院の発展等，養成・採用・研修の一体的な改革を着実に進めていきます。

①学校における教員養成の改善

平成20年11月に教育職員免許法施行規則を改正し，「教職実践演習」の導入，教職課程認定大学への是正勧告や認定取消しの仕組みの整備，教職指導や教育実習の円滑な実施の努力義務化等，教員養成課程の充実を図りました（21年4月から施行）。

教職実践演習は，教員として最低限必要な知識技能を修得したことを最終的に確認するための科目として導入され，原則として大学の4年次（短期大学の場合には2年次）後期に実施することとなっており，平成22年度入学生から教職実践演習を含んだカリキュラムが適用されています。

②教員採用の在り方の改善と多様な人材の登用

真に教員としての適性を有する人材の確保の観点から，各都道府県教育委員会等における採用選考の改善を促しており，学力試験の成績のみならず，面接試験や実技試験の実施，受験年齢制限の緩和，様々な社会経験を適切に評価する特別選考等を通じて，人物評価を重視する方向で採用選考方法が改善されています。

平成25年度に実施された採用選考では，個性豊かで多様な人材を確保するため，教職経験や民間企業等での勤務経験を有する者，英語に係る資格を持つ者，スポーツ・芸術での技能や実績を持つ者等を対象とした特別選考が62都道府県教育委員会等で実施されました。

また，全ての都道府県教育委員会等で採用選考基準を公表するなど，採用選考の透明性や不正防止の取組を行っています。

なお，条件附採用期間制度^{*16}を適正に運用し，新規採用者の教員としての適格性を見極めるよう，各教育委員会の取組を促進しています。

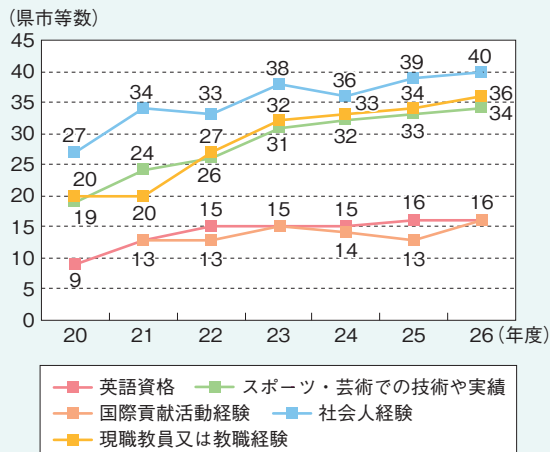
図表 2-4-16 平成26年度公立学校教員採用選考試験実施方法等

①受験年齢制限の緩和状況

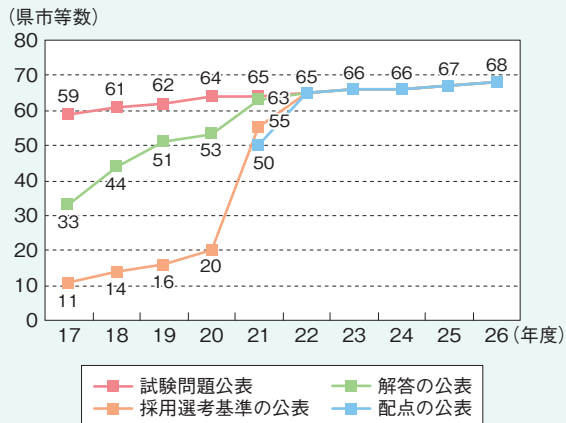
	30歳未満	36歳未満	41歳未満	58歳未満	上限なし
平成26年度	0	0	27	23	18
平成16年度	1	20	27	6*	6

※平成16年度は51歳未満

②特別選考試験



③採用選考の公表状況



(注) 各図で示す採用選考を実施している県市等は，平成26年度時点で，47都道府県，20指定都市，豊能地区（大阪府）である。

*16 条件附採用期間制度

採用選考において一定の能力実証を得た者について真に実務への適応能力があるかどうかを見極める制度であり，児童生徒の教育に直接携わる教諭・助教諭・講師については，その職務の専門性等から特に，条件附採用期間が1年間とされ，かつ，その間に初任者研修を受けることとなっている。

加えて、幅広い経験を持ち、優れた知識や技術などを持っている社会人や地域住民が、様々な形で学校教育に参加することも、学校教育の多様化・活性化を図るために極めて重要です。現在、教員免許状を取得していなくとも、各教科や総合的な学習の時間の一部などを担当することができる特別非常勤講師制度の活用が広がっており、平成24年度の活用件数は、全国で1万9,358件となっています。

さらに、優れた社会経験のある者を学校現場に迎え入れるため、特別免許状を授与し、教諭の職に就くことができる制度が整備されており、都道府県教育委員会等が行う採用選考において、特別免許状の授与を前提とした社会人選考も行われています。

③研修の充実及び高度化

教員には、その職責を遂行するため絶えず研究と修養に努めることが求められており、様々な研修が実施されています。

国では、教員研修センターにおいて、各地域で学校教育において中心的な役割を担う校長・副校長・教頭などに対する学校経営研修や、喫緊の重要課題について地方公共団体が行う研修の講師や企画・立案などを担う指導者を養成するための研修等により、地域の中核となるリーダーを育成しています。加えて、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において、本センターの機能強化が言及されており、今後、当該取組を進めていきます。

また、都道府県教育委員会等においては、教員がその経験、能力、専門分野等に応じて必要な研修を受けることができるよう、初任者研修、10年経験者研修、長期社会体験研修、大学院等派遣研修等が行われています。

加えて、教員が定期的に最新の知識技能を身に付けることで、自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目的として、平成21年4月から教員免許更新制が実施されています。

更新制導入後（平成21年4月1日以降）に授与される免許状（新免許状）には、10年間の有効期間が定められます。有効期間の更新は、都道府県教育委員会（免許管理者）が行い、（1）大学等が行う免許状更新講習^{*17}を30時間以上受講・修了した者、（2）免許管理者が最新の知識技能を十分に有しており、免許状更新講習の受講の必要がないと認めた者に対して認められています。

更新制導入前（平成21年3月31日まで）に授与された免許状（旧免許状）については、更新制の導入後も有効期間は定められませんが、現職教員については、10年ごとの修了確認期限^{*18}までに30時間以上の免許状更新講習を受講・修了することが義務付けられています。また、現職教員が、修了確認期限までに免許状更新講習を受講・修了しなかった場合は、その者が有する免許状は効力を失うこととされています。ただし、新免許状の場合と同様、免許管理者が最新の知識技能を十分に有しており、免許状更新講習の受講の必要がないと認めた者は、免許状更新講習の受講義務が免除されます。なお、現職教員以外については、免許状更新講習の受講は義務付けられていません。

当該制度は、制度施行後5年を経過した場合に制度の運用状況等について検討を加え、必要に応じ改善を行うものと法律で定められています。また教員が、グローバル化等の社会の急激な変化を受けて、現代的な教育課題に対応する指導力を身に付ける必要性が指摘されており、これに対応するため、免許状更新講習に係る枠組みや内容の見直しが求められています。このため、平成25年9月から「教員免許更新制度の改善に係る検討会議」を開催し、これまでの教員免許更新制度に係る諸問題を整理し、教員が職務の遂行に必要な現代的な教育課題について、その時々に応じた最新の知識・技能を修得することができるよう、専門的な見地から検討を行うとともに、今後の教員免許更新制度の

*17 免許状更新講習

免許状更新講習の内容は以下の二つの事項となっている。

1. 教職についての省察並びに子供の変化、教育政策の動向及び学校内外における連携協力についての理解に関する事項（12時間）
2. 教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項（18時間）

*18 修了確認期限

旧免許状所持者である現職教員等が免許状更新講習の課程を修了したことについての都道府県教育委員会の確認を受けなければならない期限。

より良い運用に向けた改善策の検討を行い、26年3月に「教員免許更新制度の改善について」(報告)を取りまとめました。

(2) 教職員評価と優秀教職員表彰

①教職員評価に関する取組

教職員評価については、組織的な取組、業務改善、地域との協働について評価するなど学校組織全体の総合力を向上させる工夫を行うとともに、教職員自身による特長や課題の認識、面談等における管理職との認識共有を通じて人材育成に資する工夫を行うことなど、一層の改善充実に努めることが重要です。また、教職員の能力と業績を適正に評価し、評価結果が処遇上も報われるようにしていくことは、教職員全体への信頼性を高め、頑張る教職員を励まし応援していく上で極めて重要です。そのため、評価結果を人事、給与、優秀教職員表彰、当該教職員の資質向上に必要な研修機会の付与に活用するなど、教職員評価を活用した人事管理に一層努めるよう、各教育委員会に対し促しています。

また、いじめ防止対策推進法に基づき策定された「いじめの防止等のための基本的な方針(平成25年10月11日文科科学大臣決定)」において教員評価の留意点として示されたとおり、教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価するため、実施要領の策定や評価記録書の作成、各学校における教員評価への必要な指導・助言を行うよう、各教育委員会に対し指導しています。

②優秀教職員表彰に関する取組

教職員の意欲を向上させ、更なる活躍を期待し、広く他の教職員の模範となることを期待するため、優秀な教職員を表彰することは非常に重要です。平成24年度には、67都道府県・指定都市のうち59の教育委員会が優秀教員表彰の取組を実施しています。文部科学省においても、18年度から文部科学大臣優秀教員表彰を実施してきましたが、25年度は、表彰対象に事務職員等を加えるとともに、学校運営の改善を選考基準に追加するなど実施要項を改正し、「文部科学大臣優秀教職員表彰」として実施しました。25年度の被表彰者については、全国の国公私立学校の現職の教職員のうち、学校教育における教育実践等に顕著な成果を上げた者の中から、都道府県・指定都市教育委員会などが候補者を推薦し、875名が表彰されました。

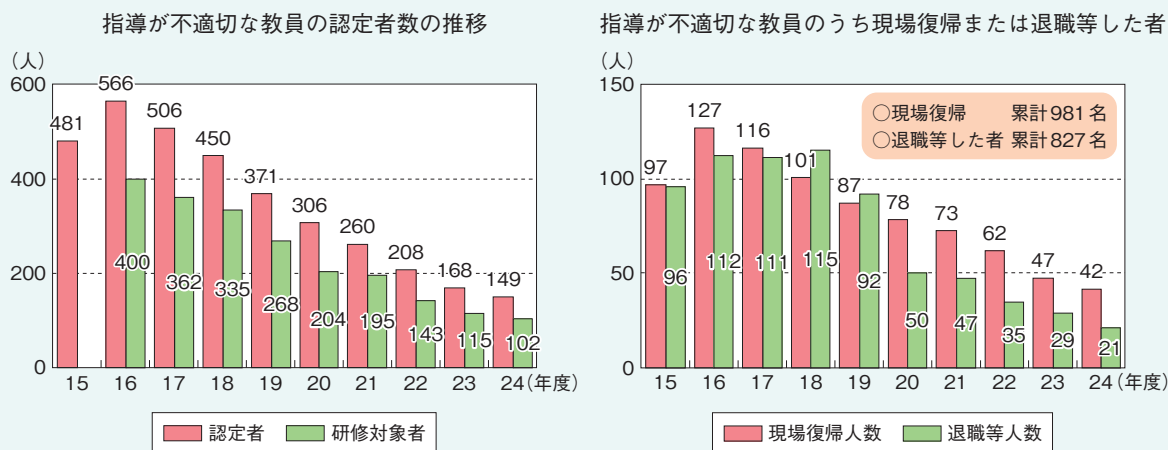
(3) 指導上の問題がある教員への対応

①指導が不適切な教員への対応

教員の指導は、心身共に発達段階にある児童生徒に対して大きな影響を及ぼすものであり、指導が不適切な教員が児童生徒の指導に当たることがないようにしなければなりません。

指導が不適切な教員の認定や指導に課題のある教員に対する取組を行うに当たっては、教員評価を十分に活用するとともに、文部科学省において取りまとめた「指導が不適切な教員に対する人事管理システムのガイドライン(平成20年2月8日)」などを踏まえ、指導が不適切な教員に対する指導改善研修後の免職その他の必要な措置、指導が不適切であるとの認定に至らないが、指導に課題があるとされた教員の資質向上のための取組、条件附採用期間制度の適正な運用などにより、人事管理システムの公正かつ適正な運用に引き続き努めるよう、各教育委員会に対し促しています。

図表 2-4-17 平成24年度における指導が不適切な教員の認定者数等



(注) 研修対象者については16年度から調査

(注) 退職等人数には、依願退職、分限免職、転任が含まれる。

認定者総数 (①+②+③)	うち24年度 新規認定者	①24年度に研修を受けた者							その他 (他の研修受講 1 病気休暇 1 懲戒免職 1)	② 研修受講予定者の うち、別の措置が なされた者 (依願退職 1 病気休暇 7)	③ 25年度からの 研修対象者
		現場 復帰	依 願 退 職	分 限 免 職	分 限 休 職	転 任	研 修 継 続				
149	69	94	42	20	1	4	0	24	3	8	47

(出典) 文部科学省「平成24年度公立学校教職員の人事行政状況調査」

②非違行為を行う教員に対する厳正な対処

わいせつ行為や体罰などの非違行為はそれ自体許されないものであるのみならず、教員に対する信頼、ひいては学校教育全体に対する信頼を著しく損なうものです。

体罰事案については、各教育委員会において引き続き、体罰の未然防止、徹底した実態把握及び早期対応に努めるとともに、体罰を行ったと判断された教員については、客観的な事実関係に基づき厳正な処分などを行うよう促しています。特に、児童生徒に傷害を負わせるような体罰を行った場合、児童生徒への体罰を常習的に行っていた場合、体罰を起こした教育職員が体罰を行った事実を隠蔽した場合などについては、より厳重な処分を行うよう各教育委員会に対し指導しています。

また、児童生徒に対するわいせつ行為などについては、教員として絶対に許されないものであり、各教育委員会において対策を強化するとともに、こうした非違行為があった場合には、原則として懲戒免職とするなど、厳正な対応をするよう指導しています。

さらに、文部科学省では、各教育委員会に対して、懲戒処分全般の基準を作成することや、処分事案について、児童生徒などのプライバシー保護に十分配慮しつつ、できるだけ詳しい内容を公表するよう指導し、教職員の服務規律の一層の確保を促しています(図表 2-4-18)。

図表 2-4-18 教育職員に係る懲戒処分等の状況について（平成24年度）

(単位：人)

処 分 事 由	① 懲戒処分		② 訓告等	合計 (①+②)		(参考) 最近10年間で最も多かった件数(年度)
		前年度比			前年度比	
交通事故	286	▲40	2,939	3,225	619	3,225 (24年度)
争議行為	6	6	2	8	8	13,623 (19年度)
体罰	176	50	2,077	2,253	1,849	2,253 (24年度)
わいせつ行為等	167	16	19	186	16	196 (15年度)
公費の不正執行又は手当等の不正受給	27	▲8	35	62	▲24	371 (21年度)
国旗掲揚・国歌斉唱の取扱いに係るもの	29	▲18	2	31	▲21	200 (15年度)
個人情報の不適切な取扱いに係るもの	41	2	341	382	169	382 (24年度)
その他の服務違反等に係るもの	236	100	4,444	4,680	3,892	4,680 (24年度)
合 計	968	108	9,859	10,827	6,508	

(注) 個人情報の不適切な取扱いは、平成17年度から項目を設定。

(出典) 文部科学省「平成24年度公立学校教職員の人事行政状況調査」

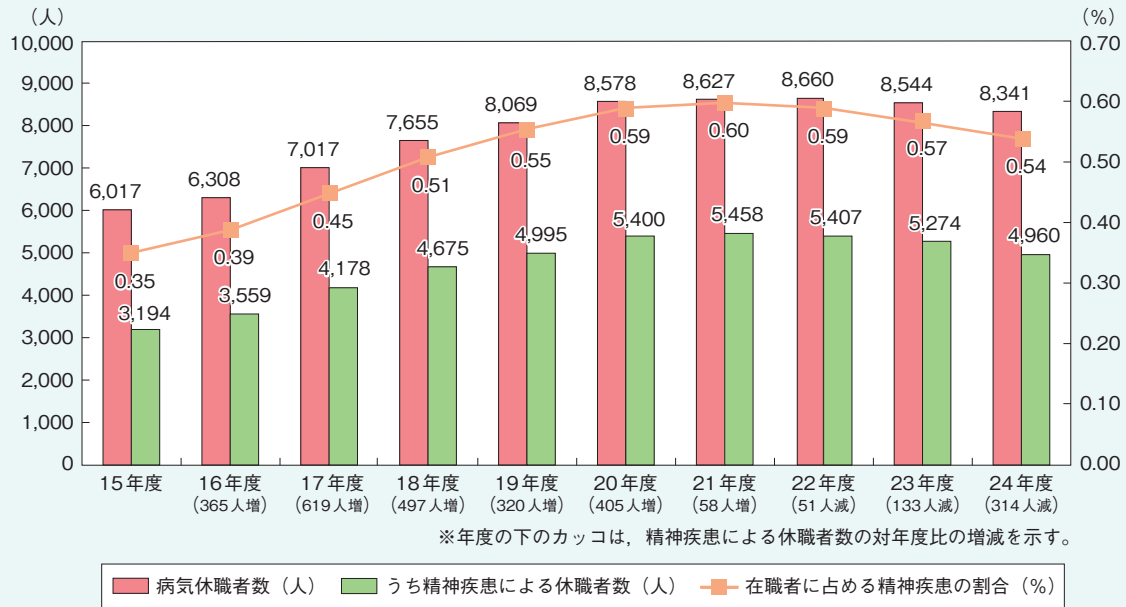
(4) 教職員のメンタルヘルスの保持

学校教育は教員と児童生徒との人格的な触れ合いを通じて行われるものであり、教員が心身共に健康を維持して教育に携わることが重要です。しかし、公立学校の教員の精神疾患による病気休職者数は、平成24年度においては4,960人となっており、減少傾向にあるものの依然として高水準であり、教職員のメンタルヘルス対策の充実・推進を図ることが喫緊の課題です(図表 2-4-19)。

こうした現状に鑑み、文部科学省では、有識者による「教職員のメンタルヘルス対策検討会議」を開催し、平成25年3月に最終まとめを取りまとめました。本最終まとめでは、教職員のメンタルヘルス対策は、人事や学校運営と関連付けて、効果的・効率的に取り組むことが重要であり、教職員本人のセルフケア、校長等のラインによるケア、教職員が心身共に健康を維持して教育に携わることができるような良好な職場環境・雰囲気醸成等も含めた予防的な取組を推進するとともに、教職員が復職する際に、心身の快復状況に加え、授業等の業務を滞りなく行えるか等の本人の状況、産業医・嘱託精神科医等の意見などを踏まえて、教育委員会において慎重に判断することや、復職後の経過措置も含めた復職支援の充実を連携させて取り組むことが必要であるとされています。

文部科学省では、上記最終まとめを参考にしつつ、教職員のメンタルヘルス対策の充実・推進について一層積極的に取り組むよう、各教育委員会に対し指導しています。

図表 2-4-19 公立学校教員の病気休職者数の推移



	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
在職者数 (A)	925,007	921,600	919,154	917,011	916,441	915,945	916,929	919,093	921,032	921,673
病気休職者数 (B)	6,017	6,308	7,017	7,655	8,069	8,578	8,627	8,660	8,544	8,341
うち精神疾患による休職者数 (C)	3,194	3,559	4,178	4,675	4,995	5,400	5,458	5,407	5,274	4,960
在職者比 (%)										
(B)/(A)	0.65	0.68	0.76	0.83	0.88	0.94	0.94	0.94	0.93	0.90
(C)/(A)	0.35	0.39	0.45	0.51	0.55	0.59	0.60	0.59	0.57	0.54
(C)/(B)	53.1	56.4	59.5	61.1	61.9	63.0	63.3	62.4	61.7	59.5

※「在職者数」は、当該年度の「学校基本調査報告書」における公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員（本務者）の合計。

(出典) 文部科学省「平成24年度公立学校教職員の人事行政状況調査」

(5) 民間人校長、民間人副校長・教頭制度の活用

文部科学省では、地域や学校の実情に応じ、学校の内外から幅広く優秀な管理職を登用することができるよう、平成12年に校長の資格要件を緩和し、教員免許を持たず、教育に関する職に就いた経験のない者であっても校長に登用できることとしています（副校長については20年の設置時から可能、教頭については18年から）。

これらの資格要件の緩和により、平成25年4月1日現在、全国の公立学校における民間人校長の在職者数は122人、民間人副校長・教頭の在職者数は59人となっています。

2 学級編制・教職員定数・義務教育費国庫負担制度

(1) 学級編制と教職員定数

① 制度の概要

国は、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図ることを目的として、公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校における1学級の児童生徒の数（学級編制）や教職員の配置（教職員定数）の「標準」を定めています。

公立の小・中学校等の学級編制の標準は、現在、1クラス40人（平成23年度から、小学校第1学年は35人）となっており、各都道府県教育委員会は、これを標準として、学級編制の基準を定めることになっています。

なお、地域の実情や児童生徒の実態に応じた柔軟な対応が可能となるよう、各都道府県教育委員会

の判断で、国の標準よりも少人数の学級編制基準を定めることを可能としており（平成13年度から）、22年度以降は、全ての都道府県において国の標準を下回る学級編制の取組が実施されています（図表2-4-20）。

図表 2-4-20 平成25年度において国の標準を下回る学級編制を実施する都道府県の状況について

編制人員 学年区分	30人	31~34人	35人	36~39人	実態に応じて実施	純計
小学校 1 学年	14	3	0	0	6	20
2 学年	12	3	35	0	7	47
3 学年	2	3	21	2	6	32
4 学年	2	2	18	2	6	28
5 学年	1	2	12	3	6	23
6 学年	1	2	11	3	6	22
中学校 1 学年	5	3	30	0	6	41
2 学年	1	3	13	1	6	24
3 学年	0	3	12	1	6	22
純計	15	6	42	3	8	47

※学級編制について、小学校1年生において35人未満、小学校2年生から中学校3年生において40人未満で実施しているものを計上。
 ※全県的な措置ではなく、地域や学校の実態に応じ個別の措置を講じている県については、「実態に応じて実施」欄に計上。
 ※同一学年でも学級数等により編制人員の取扱いが異なる場合は重複計上。
 ※全県的な措置を講じている場合でも、学年1学級の場合には40人（小学校1学年は35人）標準のままとしているなどの例外措置を設けている場合もある。

（初等中等教育局財務課調べ）

②これまでの学級編制及び教職員定数改善の経緯

少子高齢化やグローバル化が急速に進展する中、学校教育に託された国民の期待は、ますます高くなっています。また、非正規教員の任用状況、免許外教科担任の状況、1学級当たり児童生徒数など地域間での義務教育における環境の格差が生じているとともに、家庭の経済状況による教育格差も指摘されています。このような中で、学習指導要領の円滑な実施や、いじめ問題や特別支援教育への対応等の教育上の課題に的確に対応し、世界トップレベルの学力・規範意識等を育む質の高い義務教育を実現するためには、教職員等の指導体制の充実が不可欠です。

中でも、学校における最も基礎的な学習・生活上の単位である学級の規模の縮小や、個別の教育課題への対応のための教職員配置の適正化は、教育環境整備の中心的な課題であり、これまでに様々な取組が進められてきました（図表2-4-21）。

図表 2-4-21 公立学校の学級編制と教職員定数の改善状況

	第1次 S34~S38 [5年計画]	第2次 S39~S43 [5年計画]	第3次 S44~S48 [5年計画]	第4次 S49~S53 [5年計画]	第5次 S55~H3 [12年計画]	第6次 H5~H12 [6→8年計画]	第7次 H13~H17 [5年計画]
改善の内容	学級編制及び教職員定数の標準の明定	45人学級の実施及び養護学校教職員の定数化等	4個学年以上複式学級の解消等	3個学年複式学級の解消及び教頭・学校栄養職員の定数化等	40人学級の実施等	指導方法の改善のための定数配置等	少人数による授業、教頭・養護教諭の複数配置の拡充等
公立小中学校の学級編制標準	50人	45人			40人		
改善増	34,000人	61,683人	28,532人	24,378人	79,380人	30,400人	26,900人
自然増減	△18,000人	△77,960人	△11,801人	38,610人	△57,932人	△78,600人	△26,900人
差引計	16,000人	△16,277人	16,731人	62,988人	21,448人	△48,200人	0人

※公立義務教育諸学校…公立の小学校、中学校、中等教育学校前期課程並びに特別支援学校小・中学部
 (注) 1. 第6次定数改善計画は、財政構造改革の推進に関する特別措置法（H9.12.5 法律第109号）により、計画期間が2年延長された。
 2. 近年の定数改善
 平成21年度 改善増 1,000人、自然減 △1,900人、合理化減 △200人
 平成22年度 改善増 4,200人、自然減 △3,900人
 平成23年度 改善増 4,000人、自然減 △2,000人、振替△1,700人
 平成24年度 改善増 3,900人、自然減 △4,900人、合理化減 △100人
 平成25年度 改善増 1,400人、自然減 △3,200人、合理化減 △600人

③少人数学級の推進

平成23年2月、政府は、小学校第1学年の学級編制の標準を35人に引き下げること等を内容とする「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案」を国会に提出しました。国会審議の過程では、新たな加配事由のほか、教職員定数配分に当たり都道府県教育委員会に市町村教育委員会の意見を十分に尊重することを義務付けることなどについて追加的な議員修正が行われた上で、23年4月に「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」（「義務標準法改正法」）が成立・公布されました。

改正法の附則において、政府は、学級規模及び教職員の配置の適正化に関し、学級編制の標準を順次に改定することその他の措置を講ずることについて検討を行い、その結果に基づいて法制上その他の必要な措置を講ずることとされました。さらに、国会審議においては、少人数学級の教育効果や、加配定数の十分な確保の重要性などについて様々な指摘がなされました。

平成23年度予算においては、小学校1年生について35人以下学級を実現するため、2,300人の教職員定数の増が盛り込まれました。

また、小学校2年生の35人以下学級については、平成24年度予算では、法改正による制度化ではなく、現に小学校2年生で36人以上となっている学級を解消するために必要な加配定数の増（900人）により対応することとなりました。

④地域や学校の実情に応じ、柔軟に学級を編制できる仕組みの構築

平成23年4月の義務標準法等の一部改正では、学校の設置者である市町村の教育委員会が自らの判断と責任で学級編制を行うことにより、地域や学校の実情に応じて、最も効果的な学習・生活指導を行うための適切な学級編制を、より一層実施できるようにするため、以下のような改正が行われました（施行は平成24年4月1日）（[図表 2-4-22](#)）。

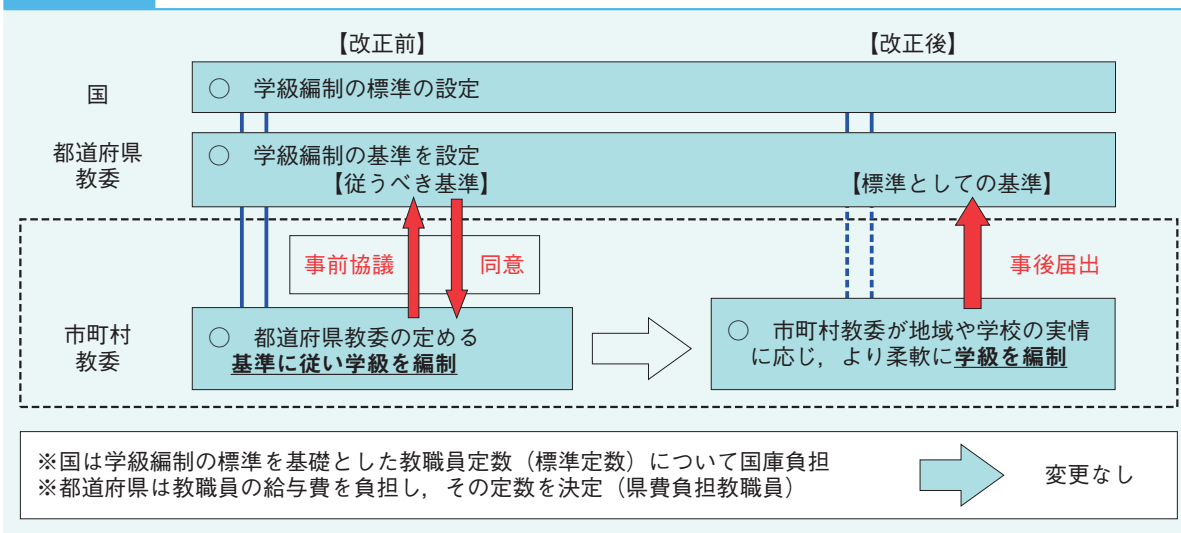
（ア）市町村教育委員会が地域や学校の実情に応じ、学級を編制する際、

- ・都道府県教育委員会が定める学級規模の「基準」について、市町村教育委員会が「従うべき」とされている拘束性を緩め、「標準」としての基準とするとともに、学級編制を行うに当たり、当該学校の児童又は生徒の実態を考慮することを明記する。
- ・市町村教育委員会が都道府県教育委員会に協議し、その同意が必要な仕組みを改め、事後届出制とする。

（イ）学級編制に関する市町村教育委員会の主体性を教職員定数配分の観点からも担保

- ・都道府県教育委員会が県費負担教職員の市町村別の学校の種類ごとの定数を定める場合の勘案事項として、「当該市町村における児童又は生徒の実態、当該市町村が設置する学校の学級編制に係る事情等」を明記する。
- ・都道府県教育委員会に対し、市町村教育委員会の意見を十分に尊重することを義務付ける。

図表 2-4-22 学級編制の権限に係る見直しのイメージ



この法改正により、例えば、小学校1年生の児童数が少ない学校で、児童の状態に応じた教育的配慮が必要である場合、例外的に35人の標準を超える人数で学級を編制し、担任とTT（チームティーチング担当教員）で授業を実施することなどが考えられます（図表 2-4-23）。

図表 2-4-23 学級編制の弾力化の具体例

■小学校1年生の児童数が少ない学校

【原則】 18人学級 18人学級 (例) 学級編制の標準が35人であるため、18人で分割。教科等の特性に応じて合同授業を実施。

【例外】 ○ 1年生が40人以下の学校で児童の状態に応じた教育的配慮が必要な場合の例外的措置。

36人学級 担任+TT (例) 36人で学級を編制。担任とTT（チームティーチング担当教員）で授業を実施。

■児童生徒の実態に応じた柔軟な学級編制

(例) 中1・中2とも1学年の生徒数が152人であるが、中1の方が学級経営上困難を生じている場合 (県の基準35人)

【原則】

中学校1年 30人 30人 30人 31人 31人 中1：30人3学級、31人2学級

中学校2年 30人 30人 30人 31人 31人 中2：30人3学級、31人2学級

【例外】

○ 児童生徒の実態に応じた教育上の配慮が必要な学校における例外的措置（各都道府県教委において国の標準（40人）より少人数の基準を定めている場合に、都道府県教委から配置された教職員の範囲内で対応）。

中学校1年 25人 25人 25人 25人 26人 26人 中1：25人4学級、26人2学級

中学校2年 38人 38人 38人 38人 中2：38人4学級

⑤平成25・26年度予算における対応

平成25年度予算においては、国・地方を通じた公務員全体の人件費抑制に取り組むという非常に厳しい状況の中で、教育再生を支える基盤として、いじめ問題や特別支援教育への対応など計800人の教職員定数増のほか、約7,000人（常勤換算2,100人）を計上した「補習等のための指導員派遣事業」

を新規に実施しました。

平成26年度概算要求においては、25年8月に公表した「教師力・学校力向上7か年戦略」に基づき、世界トップレベルの学力・規範意識を育むきめ細かな指導体制を整備する観点から、今後7年間で計画的に3万3,500人の定数改善を図ることを目指し、その初年度分として3,800人の定数改善の要求を行いました。

しかしながら、厳しい財政状況を踏まえ、平成26年度予算においては、少子化時代に対応する教職員定数の配置改善として、今後の少子化等を踏まえた定数の見直し（713人減）を図る一方で、小学校英語の教科化やいじめ・道徳教育への対応など個別の教育課題への対応に必要な703人の定数の改善を計上するとともに、8,000人の経験豊かなシルバー人材等の積極的参加による地域ぐるみの教育再生を図る取組として、「補習等のための指導員等派遣事業」を25年度に引き続き実施することとしています。

○学級規模等の国際比較

欧米など主要先進国と比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員一人当たりの児童生徒数など、我が国の教育環境は依然として低い水準にあります（参考1～3）。

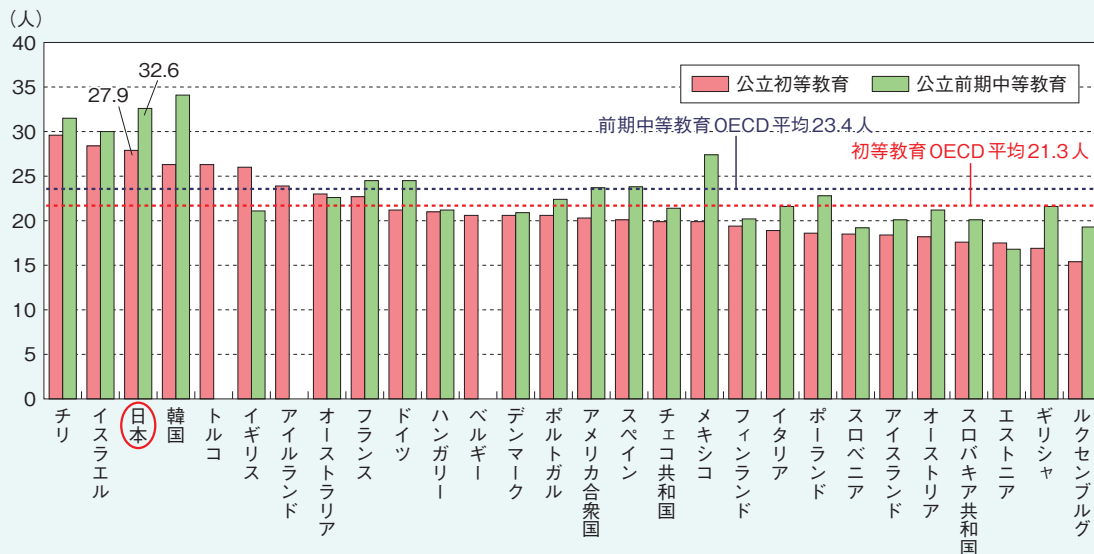
（参考1 学級規模の基準 [国際比較]）

		(公立)	
	学校種	学級編制基準	
アメリカ (ケンタッキー州 の場合)	初等・中等学校 ※初等学校,中等学校の在学年 数は州によって異なる	(上限)	
		就学前教育～第3学年	24人
		第4学年	28人
		第5～6学年 第7～12学年	29人 31人
イギリス	初等学校	第1～2学年	30人 (上限)
	中等学校	第3～6学年	なし なし
フランス	小学校	なし (学級編制基準は大学区視学官 (県レベルの国民教育省の出先機関) が 毎年決定することとされており,全国的な編制基準は設けられていない.)	
	中等学校	なし (学級編制は各校の権限とされており,全国的な編制基準は設けられて いない.)	
ドイツ (ノルトライン・ ベストファーレン 州の場合)	初等教育 中等教育 ハウプトシューレ ギムナジウム	(標準) (範囲)	
		第1～4学年	24人 18～30人
		第5～10学年	24人 18～30人
		第5～10学年	28人 26～30人
日本	小学校	40人 (上限) ※小学校1年生に関しては35人	
	中学校	40人 (上限)	
	高校	40人 (標準)	

(出典) 文部科学省調べ

(参考 2 1 学級当たり児童生徒数 [国際比較])

国公立学校での平均学級規模は、初等教育27.9人、前期中等教育32.6人であり、OECD平均を上回り、最も高い国の一つ。

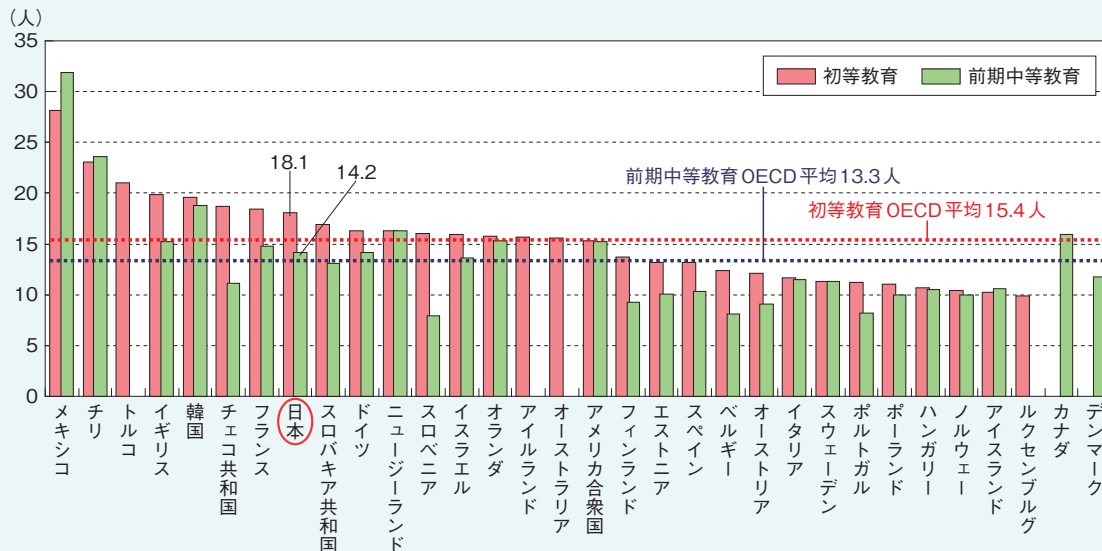


(注)・日本の数値は、平成22年度学校基本調査を元に算出したもの。
 ・日本の調査年は、OECDの調査年の1年前となっている。[例、日本：平成22年(2010年)→OECD平均：2011年]
 ・日本の数値が、学校基本調査に基づく数値と異なるのは、各国間比較のため特別支援学級を除いていることなどによる。

(出典) OECD「図表で見る教育(2013年版)」表D2.1

(参考 3 教員一人当たり児童生徒数 [国際比較])

日本の国公立学校での教員一人当たり児童生徒数は、初等教育18.1人、前期中等教育14.2人であり、OECD平均を上回る。



(注)・日本の数値は、平成22年度学校基本調査を元に算出したもの。
 ・日本の調査年は、OECDの調査年の1年前となっている。[例、日本：平成22年(2010年)→OECD平均：2011年]
 ・日本の数値が、学校基本調査に基づく数値と異なるのは、各国比較のため校長・教頭を除いていることなどによる。

(出典) OECD「図表で見る教育(2013年版)」表D2.2

(2) 義務教育費国庫負担制度

義務教育費国庫負担制度は、全ての国民が、全国どの地域においても無償で一定水準の義務教育を受けられるようにするため、義務教育費の大半を占める公立の義務教育諸学校の教職員給与費について、国と都道府県の負担によりその全額を保障するものです。この制度は、学級編制や教職員定数の標準を定める法律とあいまって、教育の機会均等とその水準の維持向上のために重要な役割を果たしており、結果として全国約70万人の教職員給与費の総額約5兆円が確保されています。

また、教員の給与については、学校現場に優れた人材を確保し、もって学校教育の水準の維持向上に資することを目的として、昭和49年に「学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法」（いわゆる「人材確保法」）が制定され、教員の給与は一般の公務員より優遇することが定められています。

人材確保法に基づく給与改善実施後の昭和55年時点では、月額比較で7%以上あった教員給与の一般行政職に対する優位性は年々減少し、平成24年時点では0.3%程度となっています。文部科学省としては、引き続き人材確保法の趣旨を維持していくことが重要と考えています。

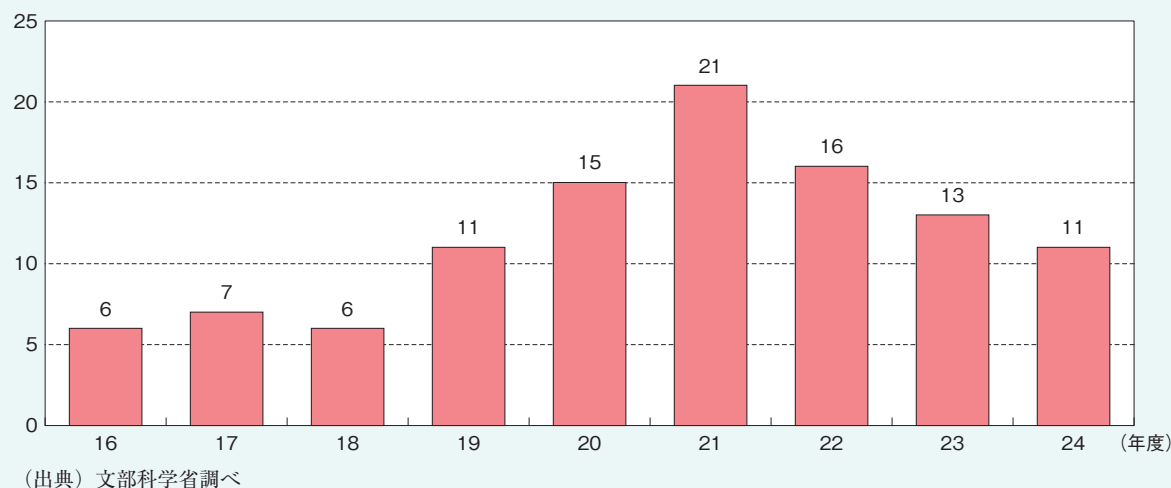
平成16年度からは、義務教育費国庫負担金の総額の範囲内で給与額や教職員配置に関する地方の自由度を大幅に拡大する「総額裁量制」が導入されました。

その後、国庫補助負担金、税源移譲を含む税源配分、地方交付税の在り方を一体として見直すこととした「三位一体の改革」においては、義務教育費国庫負担制度も検討の対象となり、平成18年度から、国の負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられました。

なお、近年の厳しい地方財政状況の影響もあり、教職員給与費の確保に苦慮している都道府県も見られており、教職員人件費を国が定める基準まで確保できていない県は、平成24年度には11県となっています（図表2-4-24）。

平成26年度の義務教育費国庫負担金においては、教員の士気を高めるためのメリハリある給与体系の推進を図る観点から、部活動指導手当の増額等を確保しました。

図表 2-4-24 教職員人件費を国が定める基準まで確保できていない自治体数（都道府県）



(3) 指定都市に係る県費負担教職員の給与負担等の移譲について

現行制度では、市町村立学校職員給与負担法の規定により、市町村立の小学校・中学校・特別支援学校等の教職員の給与費は都道府県の負担とされています（県費負担教職員制度）。これらの教職員の人事権は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定により都道府県教育委員会が有していますが、指定都市については、特例として指定都市教育委員会が有しています。このため、指定都市に関しては、人事権者と給与負担者が異なる状態にあり、この状態を解消するよう要望がなされ

ていました。

給与負担等を関係道府県から指定都市に移譲するに当たっては、指定都市に安定的かつ確実な財源保障を行う必要があることから、総務省において、関係道府県と指定都市を交えた協議を実施し、平成25年11月14日、関係道府県と指定都市の間で、個人住民税所得割2%の税源移譲について合意しました。

また、「今後の地方教育行政の在り方について」（平成25年12月13日中央教育審議会答申）において、「指定都市に係る県費負担教職員の給与等の負担、県費負担教職員に係る定数の決定及び学級編制基準の決定については、指定都市に移譲する方向で所要の制度改正を行うことが適当である」と指摘されました。さらに、「事務・権限の移譲等に対する見直し方針について」（平成25年12月20日閣議決定）において、指定都市に係る県費負担教職員の給与等の負担等を、指定都市に移譲することが決定されました。

この閣議決定等を踏まえ、文部科学省では、第186回国会で成立した「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の中で、指定都市への給与負担等の移譲に必要な法制上の措置を盛り込んでいます。

第11節 生涯にわたる人格形成の基礎を培う 幼児教育の推進

第2期教育振興基本計画における関連成果指標

成果目標6（意欲ある全ての者への学習機会の確保）

【成果指標】

<主として初等中等教育関係>

①幼稚園等の就園率の増加

計画策定後の主な取組と課題（ポイント）

- 3～5歳児の就園率（平成25年）幼稚園：49.7% 保育所：43.7%
- 幼稚園就園奨励費補助を拡充し、低所得世帯、多子世帯の保護者負担の軽減を行った。
- 子ども・子育て支援新制度の構築により、質の高い幼児教育・保育を総合的に提供するための更なる条件整備を図るとともに、幼稚園における子育て支援活動・預かり保育の充実を図ることが必要。

1 幼稚園教育の現状

幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う大切な時期であり、このような時期に行われる幼児教育は非常に重要なものです。

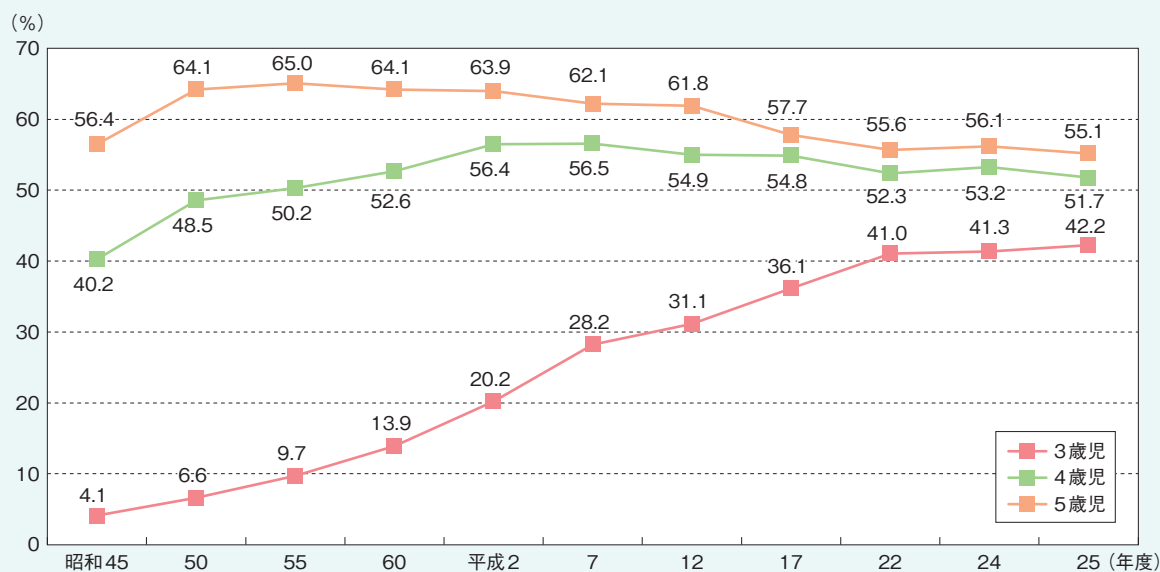
幼稚園は、満3歳から小学校就学前までの幼児であれば、誰でも入園することができる学校であり、我が国の幼児教育の中核としての役割を担っています。平成25年5月1日現在、全国で1万3,043園の幼稚園があり、約160万人の幼児が在園しています。全国の5歳児のうち、約55%が幼稚園に就園しており、また、3歳児の就園率については増加傾向にあります（[図表2-4-25](#)）（[図表2-4-26](#)）。

図表 2-4-25 幼稚園数及び幼稚園児数等

区 分	合計	国立	公立	私立	
幼稚園数（園）	13,043	49	4,817	8,177	
在園児数	計	1,583,610	5,785	274,164	1,303,661
	3 歳 児	440,512	1,292	42,599	396,621
	4 歳 児	554,321	2,203	103,467	448,651
	5 歳 児	588,777	2,290	128,098	458,389
教員数（本務者）	111,111	360	23,793	86,958	

（出典）文部科学省「学校基本調査」（平成25年5月1日現在）

図表 2-4-26 幼稚園就園率の推移



（出典）文部科学省調べ

2 幼稚園の教育活動・教育環境の充実

幼児教育の重要性などに鑑み、平成18年12月に改正された教育基本法では「幼児期の教育」という条項が新設（第11条）されるとともに、19年6月の「学校教育法」の改正において、学校種の規定順の変更（幼稚園を最初に規定）、幼稚園の目的・目標規定の改正、家庭や地域の幼児教育支援に関する規定の新設、いわゆる預かり保育の適正な位置付けなどが行われました。

このような動きを踏まえ、文部科学省では、次のような施策を総合的に展開し、幼児教育の振興を図っています。

（1）幼稚園教育の内容の改善・充実

平成20年3月に行った幼稚園教育要領の改訂は、近年の子供の育ちの変化や社会の変化に対応し、①子供の発達や学びの連続性の確保（小学校教育との円滑な接続）及び幼稚園での生活と家庭などでの生活の連続性の確保、②教育課程終了後等に行ういわゆる預かり保育や子育ての支援の充実を図ることを狙いとして、21年4月から施行されています。

小学校教育との接続については、有識者による協力者会議を設けて検討を行い、平成22年11月に「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について」報告書を取りまとめ、各幼稚園等における幼小接続の取組の推進を図っており、全国の約8割の幼稚園で、幼児と小学校児童との交流や教員同士の交流が実施されています。

また、地域の実態や保護者の要請に応じて行ういわゆる預かり保育や子育ての支援（子育て相談、子育てに関する情報の提供、未就園児の親子登園、保護者同士の交流の機会の提供など）については財政措置などを通じた支援を行っており、全国の約8割の幼稚園で実施されています。

さらに、文部科学省では、「幼稚園における学校評価ガイドライン〔平成23年11月改訂〕」を示し、幼稚園の特性に応じた学校評価を推進することで、幼稚園教育の質の向上を図っています。

これらの幼稚園教育に関する様々な課題等について、幼稚園教育に携わる者の理解を深めるため、国及び都道府県において、幼稚園の園長や教諭等を対象とした協議会を開催しています。

（2）幼稚園就園奨励事業の充実

幼稚園に通う園児の保護者に対する経済的負担の軽減や、公私立幼稚園間における保護者負担の較差の是正を図ることを目的として、保育料（入園料を含む）を軽減する「就園奨励事業」を実施している地方公共団体に対して、幼稚園就園奨励費補助金によりその所要経費の一部を国庫補助しています。

平成25年度は、私立幼稚園における補助単価を引き上げるとともに、幼稚園に同時就園する第3子以降について、保育所と同様に所得制限を撤廃し補助対象を拡大することとし、園児の保育料を無償としています。

平成26年度予算では、幼稚園と保育所の負担の平準化を図る観点から、生活保護世帯と多子世帯の保護者負担について保育所と同様の軽減措置を行うこととしています（特集2第4節①参照）。

③ 幼児教育，保育の総合的な提供

（1）幼稚園と保育所の連携

文部科学省は厚生労働省と連携して、幼稚園と保育所との連携を進めています。具体的には、幼稚園と保育所の施設の共用化の推進、教育内容・保育内容の整合性の確保、幼稚園教諭と保育士の合同研修の実施・資格の併有の促進、幼稚園と保育所の連携事例集の作成・提供などの取組を行っています。

（2）認定こども園制度の活用促進等

上記のような取組に加え、近年の急速な社会の変化に伴い多様化するニーズに柔軟かつ適切に対応するため、平成18年10月から、幼稚園、保育所等のうち、教育・保育を一体として提供し、地域における子育ての支援を実施する施設を、都道府県知事（教育委員会の場合あり）が認定する認定こども園制度が開始されました。

認定こども園制度は、①親の就労の有無にかかわらず施設の利用が可能となる、②適切な規模の子供の集団を保ち、子供の育ちの場を確保できる、③既存の幼稚園の空き教室の活用により保育所の待機児童の解消に資する、④育児不安の大きい家庭への支援を含む地域の子育て支援が充実するなどの効果が期待されています。平成26年4月1日現在で、認定こども園として認定を受けた施設は全国で1,359件となっています（図表2-4-27）。

図表 2-4-27 認定こども園の認定件数

認定こども園の認定件数	件数	（内訳）			
		幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
認定こども園の認定件数	1,359	720	410	189	40

（出典）文部科学省・厚生労働省 幼保連携推進室調べ（平成26年4月1日現在）

文部科学省・厚生労働省では、平成20年度補正予算等において、新たな財政支援策である「安心こども基金」を創設し、取組の普及促進に努めています。

(3) 子ども・子育て支援新制度

平成24年8月、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援を総合的に推進するため、子ども・子育て関連3法（「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）が成立し、これに基づき「子ども・子育て支援新制度」を構築することとなりました。この新制度では、住民に身近な市町村が実施主体となり、幼児期の学校教育・保育、子育て支援に関する住民のニーズを把握し、ニーズを満たすための方策を定めた計画（「市町村子ども・子育て支援事業計画」）を策定して、地域の子ども・子育て支援の体制を計画的に整備します。新制度における制度の改善・充実の主なポイントは以下の三点です。

一点目は、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」及び小規模保育、家庭的保育等への給付である「地域型保育給付」の創設です。これまで、幼稚園、保育所に対する財政措置は学校教育の体系、福祉の体系として別々になされてきましたが、新制度では、認定こども園、幼稚園、保育所に共通の給付である「施設型給付」を創設し、財政支援を一本化することとしています。また、新たな給付である「地域型保育給付」を創設し、6人以上19人以下の子供を預かる「小規模保育」、5人以下の子供を預かる「家庭的保育（保育ママ）」や子供の居宅において保育を行う「居宅訪問型保育」、従業員の子供のほか地域の子供を保育する「事業所内保育」の四つの事業について財政支援の対象とすることとしました。

二点目は、認定こども園制度の改善です。認定こども園制度は平成18年に創設されたものですが、利用者から高い評価を受ける一方で、これまでの制度では、学校教育法に基づく幼稚園と児童福祉法に基づく保育所という二つの制度を前提にしていたことによる、認可や指導監督等に関する二重行政の課題などが指摘されてきました。今回の制度改正では、認定こども園の類型の一つである「幼保連携型認定こども園」を、学校及び児童福祉施設の両方の法的位置付けをもつ単一の認可施設とし、認可や指導監督等を一本化することなどにより、二重行政の課題などを解消し、その設置の促進を図ることとしています。また、財政措置についても、「幼保連携型」以外の「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」を含む4類型全てが「施設型給付」の対象となります。

三点目は、地域の子ども・子育て支援の充実です。保育が必要な子供のいる家庭だけでなく、全ての家庭を対象に地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させるため、市町村は事業計画を策定し、その計画に基づき、保護者が地域の教育・保育、子育て支援事業等を円滑に利用できるような情報提供・助言等を行う利用者支援や、子育ての相談や親子同士の交流ができる地域子育て支援拠点、一時預かり、放課後児童クラブなど、市町村が行う事業を新制度では「地域子ども・子育て支援事業」として法律上に位置付け、財政支援を強化して、その拡充を図ることとしています。

現在、早ければ平成27年度からの本格施行に向けて、25年4月に国に設置された子ども・子育て会議において具体的な検討を進めています（[図表 2-4-28](#)）。

図表 2-4-28 子ども・子育て関連3法（平成24年8月成立）の趣旨と主なポイント

◆3法の趣旨

自公民3党合意を踏まえ、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

◆主なポイント

- ① 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
 - * 地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子供の数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応
- ② 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）
 - ・ 幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置付け
 - ・ 認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化
- ③ 地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実
- ④ 市町村が実施主体
 - ・ 市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
 - ・ 国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える
- ⑤ 社会全体による費用負担
 - ・ 消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提
（幼児教育・保育・子育て支援の質・量の拡充を図るためには、消費税率の引上げにより確保する0.7兆円程度を含めて1兆円超程度の追加財源が必要）
- ⑥ 政府の推進体制
 - ・ 制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備（内閣府に子ども・子育て本部を設置）
- ⑦ 子ども・子育て会議の設置
 - ・ 国に有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして子ども・子育て会議を設置
 - ・ 市町村等の合議制機関（地方版子ども・子育て会議）の設置努力義務
- ⑧ 施行時期
 - ・ 平成27年度



第2期教育振興基本計画における関連成果指標

成果目標1（「生きる力」の確実な育成）

【成果指標】

- 幼・小・中・高等学校における障害のある幼児児童生徒に対する個別の指導計画及び個別の教育支援計画の作成率の増加

計画策定後の主な取組と課題（ポイント）

- 平成25年度 個別の指導計画の作成率
90.6%（作成する必要がある該当者がいない学校を除く）
- 平成25年度 個別の教育支援計画の作成率
78.7%（同上）
- 障害のある児童生徒等の就学手続について、学校教育法施行令の一部を改正し、市町村の教育委員会が、障害の状態、教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案し、総合的な観点から就学先を決定する仕組みに改めた。
- 就学手続の改正や特別支援教育関係予算の大幅な増額など、障害のある児童生徒の教育の充実に向けた取組が着実に進められており、引き続き、障害のある児童生徒が、障害の状態に応じた十分な教育を受けられるよう、教育環境の整備を進めていくことが必要。

1 特別支援教育をめぐる現状

障害のある子供については、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を培うため、一人一人の障害の状態などに応じ、特別な配慮の下に、適切な教育を行う必要があります。このため、障害の状態などに応じ、特別支援学校や小・中学校の特別支援学級^{*20}において、特別の教育課程や少人数の学級編制の下、特別な配慮を持って作成された教科書、専門的な知識・経験のある教職員、障害に配慮した施設・設備などを活用して指導が行われています。また、通常の学級においては、通級による指導^{*21}のほか、習熟度別指導や少人数指導などの障害に配慮した指導方法、特別支援教育支援員の活用など一人一人の教育的ニーズに応じた教育が行われています。

平成25年5月1日現在、特別支援学校に在籍している幼児児童生徒と、小・中学校の特別支援学級及び通級による指導を受けている児童生徒の総数は約38万5,000人です。このうち義務教育段階の児童生徒は約32万人であり、これは同じ年齢段階にある児童生徒全体の約3.1%に当たります（図表2-4-29）。特別支援学校に在籍している幼児児童生徒と、小・中学校の特別支援学級及び通級による指導を受けている児童生徒は、年々増加しています。また、文部科学省において、24年に実施し

*19 インクルーシブ教育システム

障害者の権利に関する条約第24条によれば、「インクルーシブ教育システム」(inclusive education system, 署名時仮訳：包容する教育制度)とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が「general education system」(署名時仮訳：教育制度一般)から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

*20 特別支援学級

小・中学校に障害の種別ごとに置かれる少人数の学級。知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害の学級がある。

*21 通級による指導

小・中学校の通常の学級に在籍し、言語障害、弱視、難聴などのある児童生徒を対象として、主として各教科などの指導を通常の学級で行いながら、障害に基づく学習上又は生活上の困難の改善・克服に必要な特別の指導を特別の場で行う教育形態であり、平成5年度から行われている。18年度からは、学習障害(LD)・注意欠陥多動性障害(ADHD)の児童生徒についてもその対象に位置付けられた。

た調査においては、知的発達に遅れはないものの発達障害の可能性のある学習面又は行動面において著しい困難を示す児童生徒の在籍率は、通常の学校で6.5%程度であるという結果となっています。

近年、障害のある児童生徒をめぐっては、障害の重度・重複化や多様化、学習障害（LD）^{*22}、注意欠陥多動性障害（ADHD）^{*23}、高機能自閉症^{*24}などの発達障害のある児童生徒への対応や早期からの教育的対応に関する要望の高まり、高等部への進学率の上昇、卒業後の進路の多様化などの状況も見られます。こうした状況を考慮し、平成18年6月に学校教育法等の改正が行われ、19年4月から従来の盲・聾・養護学校の制度は、障害の重複化に対応するため、複数の障害種別を受け入れることができる「特別支援学校」の制度に転換しました。特別支援学校については、これまでに蓄積してきた専門的な知識・技能を生かし、地域における特別支援教育のセンターとしての機能・役割（これを「センター的機能」という）を果たすために、小・中学校などの要請に基づき、これらの学校に在籍する障害のある児童生徒などの教育に関し、助言・援助を行うよう努めることとされました。また、小・中学校などにおいても、発達障害を含む障害のある児童生徒等に対する特別支援教育を推進することが法律上明確に規定されました。

また、平成23年8月に改正障害者基本法が公布され、教育分野では、障害者とその年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、可能な限り障害のある児童生徒が障害のない児童生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならないことなどが新たに規定されています。

*22 学習障害（LD：Learning Disabilities）

基本的には一般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。その原因としては、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではない。

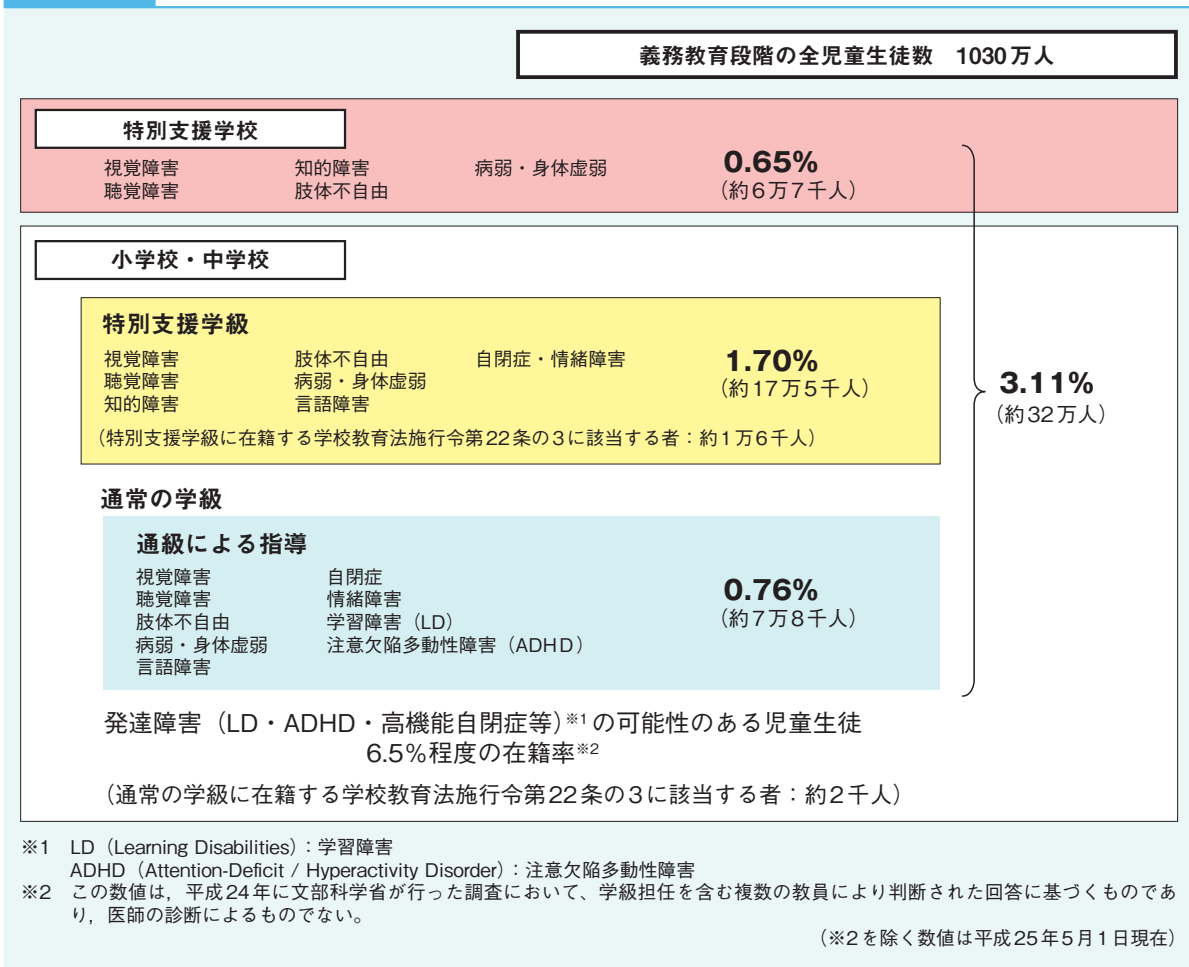
*23 注意欠陥多動性障害（ADHD：Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder）

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障を来すものである。一般に7歳以前に現れ、その状態が継続するもので、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

*24 高機能自閉症（High-Functioning Autism）

3歳くらいまでに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

図表 2-4-29 特別支援教育の現状



2 特別支援教育を推進するための取組

(1) 特別支援教育の在り方に関する検討

「障害者の権利に関する条約」(「障害者権利条約」)は、平成18年12月に国連総会で採択され、20年5月に発効しました。日本政府は、19年9月に署名を行い、26年1月に批准しました。この障害者権利条約の批准を受け、障害のある児童生徒等に対する更なる支援の充実が求められています。

同条約の批准に向け、教育関係では、インクルーシブ教育システムの構築という障害者権利条約の理念を踏まえた特別支援教育の在り方について検討を行うため、中央教育審議会の「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」において審議が行われ、平成24年7月には、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(初等中等教育分科会報告)」が取りまとめられました。本報告においては、①共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築について、②就学相談・就学先決定の在り方について、③合理的配慮の充実とその基盤となる教育環境整備等について、④多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進について、⑤教職員の専門性向上等について提言されています。

さらに、同報告等を踏まえ、平成25年8月には、障害のある児童生徒等の就学手続について、特別支援学校への就学を原則とする従前の仕組みを改め、市町村の教育委員会が、障害の状態、教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、総合的な観点から就学先を決定する仕組みとされました。

(2) 地域・学校における支援体制の整備—発達障害を含む子供たちへの支援—

①特別支援教育の充実のための体制整備

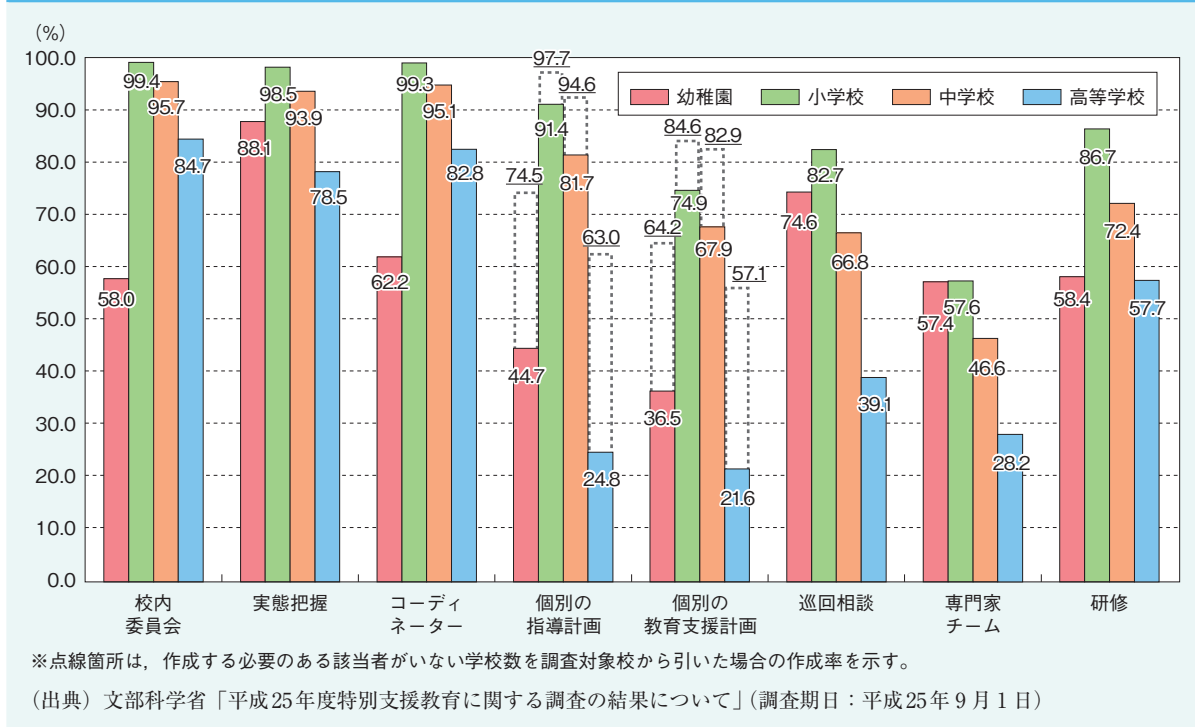
文部科学省では、平成19年4月1日の改正学校教育法の施行を踏まえ、体制整備を含む基本的考え方や留意事項などについて同日付で「特別支援教育の推進について」（初等中等教育局長通知）を出し、学校や教育委員会などの取組を促進しています*25。

また、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒への支援体制の整備、巡回相談や専門家チームによる支援、研修体制の整備・実施、関係機関との連携など、特別支援教育の体制整備の推進に係る経費の一部について、国がその経費の一部を補助しています。

さらに、平成24年7月には、障害者虐待の防止と対応のポイント等を取りまとめるとともに、25年3月には、病弱療養児に対する指導等の在り方について取りまとめ、これらに関係機関に周知するなど、地域・学校における支援体制の整備に向けた取組を充実しています。

平成25年度特別支援教育体制整備状況調査によると、小・中学校においては、「校内委員会」の設置、「特別支援教育コーディネーター」の指名といった基礎的な支援体制はほぼ整備されており、「個別の指導計画」の作成、「個別の教育支援計画」の作成についても、着実な取組が進んでいます。また、幼稚園・高等学校における体制整備は、進みつつあるものの、小・中学校に比べると、課題が見られます（図表2-4-30）。

図表 2-4-30 平成25年度特別支援教育体制整備状況調査



②発達障害に関する支援事業

発達障害の可能性のある児童生徒の多くが通常の学級に在籍していることから、全ての教員が発達障害に関する一定の知識・技能を有していることが必要とされています。

文部科学省では、平成25年度から、発達障害に関する教職員の専門性向上のための事業を実施しているほか、高等学校等に在籍する発達障害のある生徒へのキャリア教育の充実等に関する実践研究や、障害の状態などに応じた教材等の在り方及びそれらを利用した効果的な指導方法や教育効果などについての調査研究等を実施しています。

*25 参照：http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/07050101.htm

③公立幼稚園、小・中・高等学校における特別支援教育支援員の配置

公立小・中学校において、障害のある児童生徒に対する学校生活上の介助や学習活動上の支援などを行う「特別支援教育支援員」の配置に関する経費について、各市町村に対して平成19年度から地方財政措置が講じられています。21年度から公立幼稚園、23年度から公立高等学校に地方財政措置が拡充されました。文部科学省では、支援員の活用事例などの参考情報をまとめたパンフレットを各教育委員会へ配布するなど情報提供を行い、配置を促進しています。

この財政措置などを有効に活用し、全国的に支援員の配置数増加が図られています（平成25年5月1日現在、全国で公立幼稚園：約5,200人、公立小・中学校：約4万1,000人、公立高等学校：約500人を配置）。

④障害の重度・重複化への対応

近年、特別支援学校に在籍する児童生徒の障害の重度・重複化が進んでおり、こうした児童生徒に対するより適切な対応が求められています。このような状況を踏まえ、平成18年6月には従来の盲・聾・養護学校の制度を特別支援学校の制度とする法改正が行われました（参照：第2部第4章第12節①）。また、21年3月に公示した特別支援学校学習指導要領等においても障害の重度・重複化に対応した改善を行いました（参照：第2部第4章第12節②（3））。

⑤特別支援学校等における「医療的ケア」について

特別支援学校等には、日常的に医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が在籍しており、学習や生活を行う上での適切な対応が求められています。

このため、文部科学省では、平成10年度から、厚生労働省との連携の下、盲・聾・養護学校（現在の特別支援学校）と医療機関との連携の在り方などについて実践的な研究を行い、体制整備を図ってきました。

一方、平成23年6月に公布された「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第72号）による社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正に伴い、24年4月から、一定の研修を受けた介護職員等は一定の条件の下にたんの吸引等の医療的ケアができるようになったことを受け、これまで実質的違法性阻却^{*26}の考え方に基づいて医療的ケアを実施してきた特別支援学校の教員についても、制度上実施することが可能となりました。

これに関して、文部科学省では、特別支援学校等において安全かつ適切な医療的ケアを提供するために必要な検討を行うため、平成23年10月から「特別支援学校等における医療的ケアの実施に関する検討会議」を開催し、同年12月に報告書が取りまとめられました。これを受け、文部科学省として、特別支援学校などにおいて、新制度を効果的に活用し、医療的ケアを必要とする児童生徒などの健康と安全を確保するに当たり留意すべき点などについて整理し、都道府県・指定都市教育委員会等に通知しました^{*27}。

⑥就学支援

障害のある児童生徒などに対する就学を支援するため、「特別支援学校への就学奨励に関する法律」などに基づき、特別支援教育就学奨励制度が実施されています。

この制度は、障害のある児童生徒などの教育の機会を保障するためのものです。特別支援学校や小・中学校の特別支援学級などへの就学に関する特殊事情を考慮して、児童生徒などの就学に関する保護者などの経済的負担を軽減することを目的として、その負担能力の程度に応じ、通学費や教科用図書購入費、寄宿舎費などの就学に必要な経費の全部又は一部を国や地方公共団体が負担しています。

^{*26} 実質的違法性阻却

ある行為が処罰に値するだけの法益侵害がある（構成要件に該当する）場合に、その行為が正当化されるだけの事情が存在するか否かの判断を実質的に行い、正当化されるときには、違法性が阻却されるという考え方

^{*27} 参照：http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1314510.htm

(3) 特別支援教育に関する教育課程の改善

特別支援学校や小・中学校などの特別支援教育に関する教育課程については、平成20年1月の中央教育審議会答申を踏まえた検討を行い、同年3月に小・中学校学習指導要領を、21年3月に高等学校及び特別支援学校学習指導要領等を公示しました。新しい学習指導要領等はこれまで小・中学校及び特別支援学校小・中学部において順次実施に移されており、25年度からは高等学校及び特別支援学校高等部において年次進行で実施されています。

特別支援学校については、1.幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教育課程の基準の改善に準じた改善、2.障害の重度・重複化、多様化に対応した一人一人に応じた指導の一層の充実、3.自立と社会参加を推進するための職業教育等の充実という観点から改訂を行いました。

また、小・中学校などにおける特別支援教育については、必要に応じて個別の指導計画や個別の教育支援計画を作成するなど生徒の障害の状態等に応じた計画的・組織的な指導を行うことを明記しました。

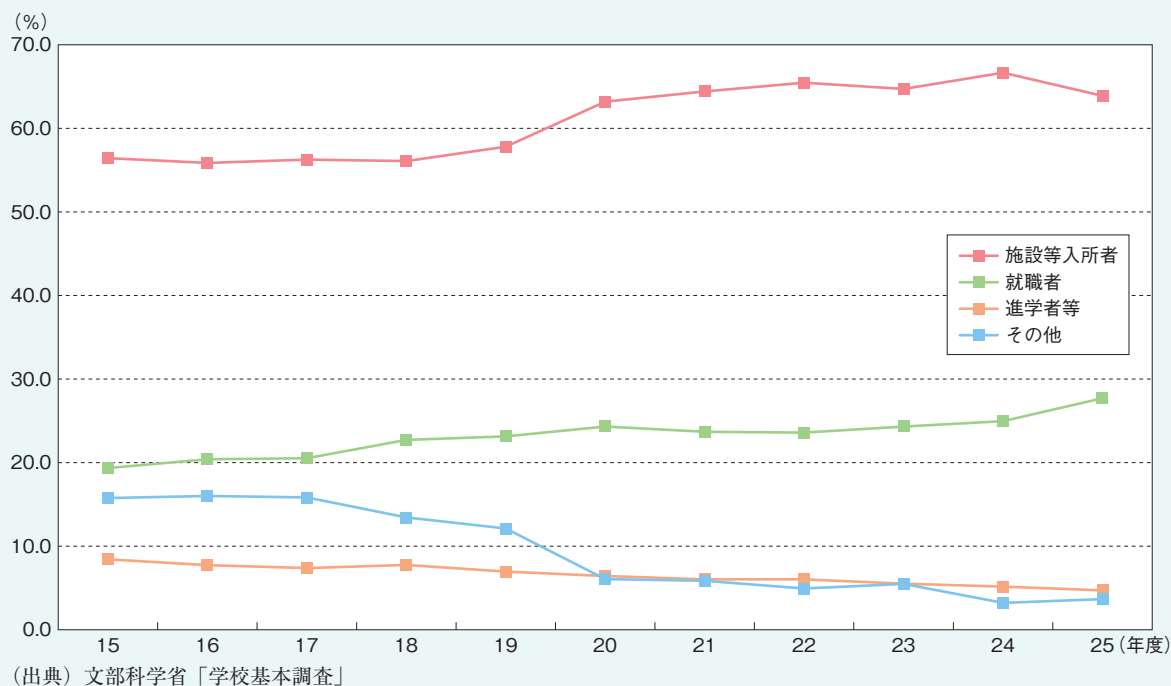
①障害の重度・重複化、多様化への対応

特別支援学校における指導については、従来、個別の指導計画を作成することや知的障害を併せ有する場合の教育課程編成の工夫、障害のため通学して教育を受けることが困難な場合の訪問教育の実施について規定するなど、学校において障害の重度・重複化に対応できるようにしてきましたが、平成21年3月に公示した現行の特別支援学校学習指導要領等においては、教師間の協力や外部専門家の活用など指導方法の工夫を例示したほか、一人一人に応じた指導を充実する観点から、関係機関と連携した支援を行うための個別の教育支援計画の作成を義務付けるとともに、「自立活動」の内容として「他者とのかかわりの基礎に関すること」などを新たに規定するなどの改善を図りました。

②関係機関と連携した職業教育・就労支援

障害者が、生涯にわたって自立し社会参加していくためには、企業などへの就労を支援し、職業的な自立を果たすことが重要です。しかし、近年、特別支援学校高等部卒業者のうち、福祉施設等入所者の割合が約64%に達する一方で、就職者の割合は約28%となっており、職業自立を図る上で厳しい状況が続いています（図表2-4-31）。この背景には、特別支援学校高等部卒業後の就職者数は増加しているものの、特別支援学校高等部在籍者数も大幅に増加しており、就職者の割合が微増にとどまっていることなどが挙げられます。

図表 2-4-31 特別支援学校高等部（本科）卒業後の状況



現行の学習指導要領では、職業教育・就労支援の充実に向けて、1.産業現場等における長期間の実習を取り入れるなどの就業体験の機会の充実、2.校内の組織体制の整備や労働・福祉等の関係機関との連携、地域や産業界等の人々の積極的な協力を得るなどの進路指導の充実、3.知的障害者を教育する特別支援学校高等部に専門教科「福祉」を新設するなどの改善を行っています。現在、文部科学省では、学習指導要領の趣旨を踏まえた職業教育の改善に関する研究に取り組んでいます。

障害者の就労を促進するためには、教育、福祉、医療、労働などの関係機関が一体となった施策を行う必要があることから、文部科学省では、厚生労働省と連携し、各都道府県教育委員会等に対して共同で文書を発出し、就労支援セミナーや障害者職場実習推進事業等の労働関係機関等における種々の施策を積極的に活用することや、福祉関係機関と連携を図り就労への円滑な移行を図ることなど障害のある生徒の就労を支援するための取組の充実を促しています。

③交流及び共同学習の充実

障害のある子供と、障害のない子供や地域の人々が活動を共にすることは、全ての子供の社会性や豊かな人間性を育成する上で意義があるだけでなく、地域の人々が障害のある子供に対する正しい理解と認識を深める上でも重要な機会となっています。

このため、文部科学省では、従来、学習指導要領等において障害のある子供とない子供が活動を共にする機会を設けることを規定し、各学校において取組が進められてきました。また、現行の学習指導要領等においては、障害者基本法も踏まえ、障害のある子供とない子供との交流及び共同学習の機会を設けることなどを規定しました。加えて、平成25年度から、インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育を推進していくため、交流及び共同学習の計画的・組織的な実施について実践研究を行うとともに、これらの交流及び共同学習における「合理的配慮」の提供について実践事例を蓄積・普及する取組を進めています。なお、国立特別支援教育総合研究所においては、教員や指導主事を対象とした、交流及び共同学習推進指導者研究協議会を実施し、各都道府県において指導者となる人材を育成しています。

(4) 教員の専門性向上

平成23年8月に公布された改正障害者基本法において、「国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、(中略)人材の確保及び資質の向上、(中略)その他の環境の整備を促進しなければならない」と明記されるなど、特別支援教育に関する教員の専門性の向上が一層求められています。

また、平成25年5月1日現在、特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状等の保有率は全体で71.5%であり、その保有率の向上が喫緊の課題となっています。

このため、文部科学省では、各都道府県教育委員会等に対して、特別支援学校教諭免許状等の保有率向上に向けた目標及び計画を策定するとともに、採用、研修、配置等に当たって教員の免許状保有状況を考慮するなどの措置を総合的に講じるよう依頼しています。また、特別支援学校教員の専門性を向上させることを目的として、平成18年度から、各都道府県の教員等を対象とした研修を実施するなどの取組を行っています。さらに、国立特別支援教育総合研究所においても、各都道府県において指導者となる人材を育成するための様々な研修を実施しています。

(5) 国立特別支援教育総合研究所における取組

国立特別支援教育総合研究所(NISE)においては、我が国唯一の特別支援教育のナショナルセンターとして、発達障害を含め様々な障害のある幼児児童生徒に対する指導法等についての専門的な研究や研修が進められています^{*28}。また、「発達障害教育情報センター」を設置し、教育関係者や保護者等に対し、インターネットを通じて、発達障害に関する各種教育情報の提供や教員向けの研修講義の配信を行っています^{*29}。

第13節 地方教育行政の在り方と地域と共にある学校づくり

第2期教育振興基本計画における関連成果指標

成果目標8(互助・共助による活力あるコミュニティの形成)

【成果指標】

- 「コミュニティ・スクールを全公立小・中学校の1割に拡大」

計画策定後の主な取組と課題(ポイント)

- コミュニティ・スクール指定状況：1,570校(平成25年4月1日現在)
- コミュニティ・スクールの導入拡大や取組の充実を支援するため、調査研究や推進フォーラム、制度説明会を実施した。
- コミュニティ・スクールの導入について地域差があることから、未導入の地域を中心とした支援を推進することが必要。

1 教育委員会制度について

(参照：第1部特集2第2節3)。

2 コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の促進について

保護者や地域住民の力を学校運営に生かす「地域と共にある学校づくり」により、子供が抱える課

*28 参照：<http://www.nise.go.jp>

*29 参照：<http://icedd.nise.go.jp>

題を地域ぐるみで解決する仕組みづくりや、質の高い学校教育の実現を図ることが重要です。このため、学校には、保護者や地域住民の意見や要望を的確に反映させ、家庭や地域社会と連携・協働していくことが求められています。同時に、保護者や地域住民が、学校と共に地域の教育に責任を負うとの認識の下、学校運営に積極的に協力していくことも重要です。平成25年12月に取りまとめられた中央教育審議会「今後の地方教育行政の在り方について（答申）」においても、地域と共にある学校づくりの重要性が提言されており、文部科学省では、地域と共にある学校づくりの推進に取り組んでいます。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、平成16年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により導入されました。

この制度は、保護者や地域住民が一定の権限と責任を持って公立学校の運営に参画することを可能とするものです。

教育委員会からコミュニティ・スクールに指定された学校には、保護者や地域住民を委員とした「学校運営協議会」が設置されます。学校運営協議会は、校長が作成する学校運営の基本的な方針について承認を行うことや、学校運営全般について教育委員会・校長に意見を述べることで、教職員の任用に関して任命権をもつ教育委員会に意見を述べるすることができます（図表2-4-32）。

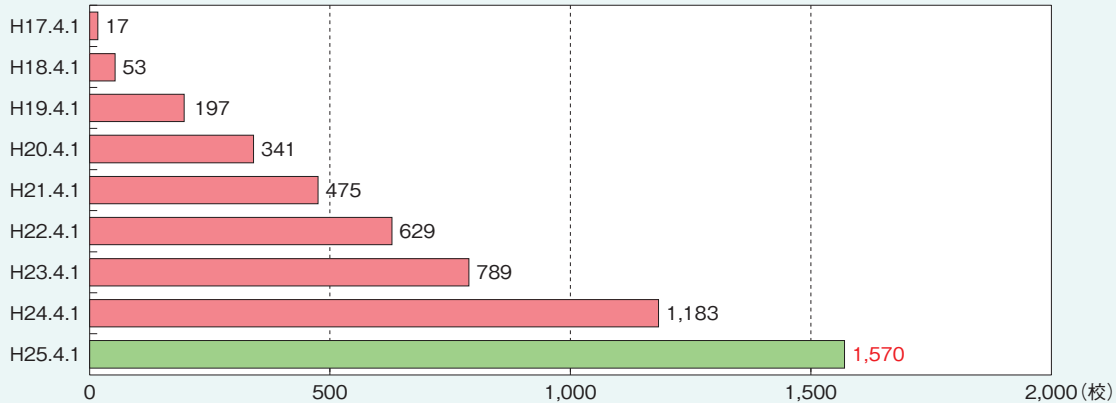
図表 2-4-32 コミュニティ・スクールのイメージ



このように、保護者や地域住民が一定の権限と責任を持って学校運営に参画することにより、学校と地域の人々が目標を共有し、共に行動する関係を構築することが期待されます。

平成25年4月1日現在、コミュニティ・スクールとして指定を受けている学校は、昨年度から387校増え、全国で1,570校となっており、着実に全国に広まりつつあります（図表2-4-33）。また、設置する小・中学校全てをコミュニティ・スクールに指定している教育委員会の数も、昨年度の約2倍の38市町村と増加しています。

図表 2-4-33 公立学校における学校運営協議会を置く学校（コミュニティ・スクール）数の推移



(出典) 文部科学省「コミュニティ・スクール指定状況調査」(平成25年4月1日現在)

コミュニティ・スクール指定校の校長に対するアンケート調査では、コミュニティ・スクールの導入による成果が以下のように述べられています(図表 2-4-34)。

図表 2-4-34 コミュニティ・スクールの成果に関する校長の認識

○指定校の校長のコミュニティ・スクール導入の成果認識は以下のとおり。地域との連携に関する成果のみならず、生徒指導上の課題解決(42.7%)、学力向上(36.2%)にも成果があったとの回答も見られる。

学校と地域が情報を共有するようになった	92.6
地域が学校に協力的になった	87.7
地域と連携した取組が組織的に行えるようになった	84.0
特色ある学校づくりが進んだ	83.0
学校に対する保護者や地域の理解が深まった	82.6
教職員の意識改革が進んだ	77.4
保護者が学校に協力的になった	63.8
地域の教育力が上がった	56.3
地域が活性化した	51.4
児童生徒の学習意欲が高まった	50.5
保護者や地域からの苦情が減った	46.5
いじめ・不登校・暴力など生徒指導の課題が解決した	42.7
児童生徒の学力が向上した	36.2
家庭の教育力が上がった	32.8
教職員が子供と向き合う時間が増えた	19.8

※「当てはまる」+「ある程度当てはまる」の合計(%)
(平成23年度文部科学省委託調査研究報告書/学校運営の改善の在り方に関する調査研究より)

文部科学省では、「2016年度までに、コミュニティ・スクールの数を全公立小・中学校の1割(約3,000校)に拡大」することを推進目標としています。その実現に向けて、文部科学省では、①コミュニティ・スクールの導入を目指す地域における運営体制づくりなどの実践研究(平成25年度は全国148市町村に委託)、②導入を目指す地域に実践経験のある元校長や地域住民を派遣するコミュニティ・スクール推進員(CSマイスター)派遣事業、③先駆取組の成果発信などを通じて更なる制度普及を図る「地域とともにある学校づくり推進フォーラム」(同年度は静岡・京都・愛媛・大分・栃木・富山・青森・東京で開催)や説明会などを実施しています。

文部科学省ウェブサイトには、コミュニティ・スクールに関するパンフレットや事例集、推進

フォーラムの実施報告、調査研究事業の報告書を掲載しています*30。

3 自律的・組織的學校運営体制の構築

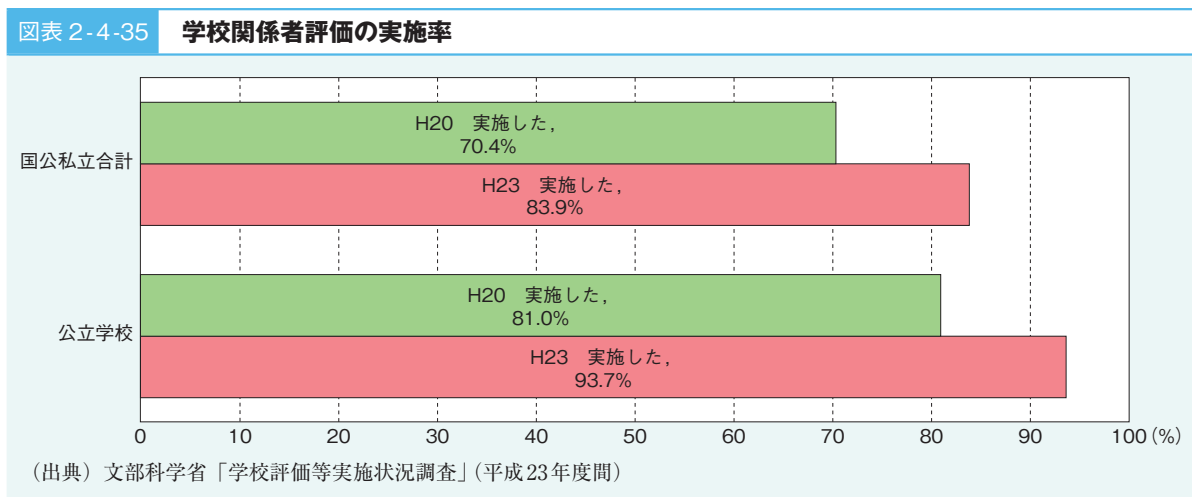
(1) 学校評価の推進

学校評価は、各学校が自らの教育活動等の成果や取組を不断に検証することによって、①学校運営の組織的・継続的な改善を図ること、②各学校が保護者や地域住民等に対し、適切に説明責任を果たし、その理解と協力を得ること、③学校に対する支援や条件整備等の充実につなげることを目的に行われます。

平成19年に、「学校教育法」・「同法施行規則」が改正され、自己評価の実施・評価結果公表義務、学校関係者評価の実施・評価結果公表の努力義務、評価結果の設置者への報告義務等が法令上規定されました。これを受け文部科学省では、各学校や設置者における学校評価の取組の参考に資するため、20年に「学校評価ガイドライン」を策定し、22年には第三者評価の在り方に関する内容を追加しました。

平成24年度に実施した学校評価等実施状況等調査（23年度間）では、保護者や地域住民等による学校関係者評価の実施率が前回調査（20年度間）に比べて上昇しており、特に93.7%の公立学校において実施されていることが分かりました（図表2-4-35）。一方、学校評価の効果については、95.6%の学校が「学校運営の組織的・継続的改善」において「効果があった」と回答したものの、このうち「大いに効果があった」は16.3%にとどまっています。このため、特に、都道府県、市町村等の設置者が評価結果の分析及びそれを踏まえた学校に対する支援や条件整備等の改善の措置を講じることにより、学校評価の実効性を高めることが重要です（現在の取組状況については図表2-4-36）。

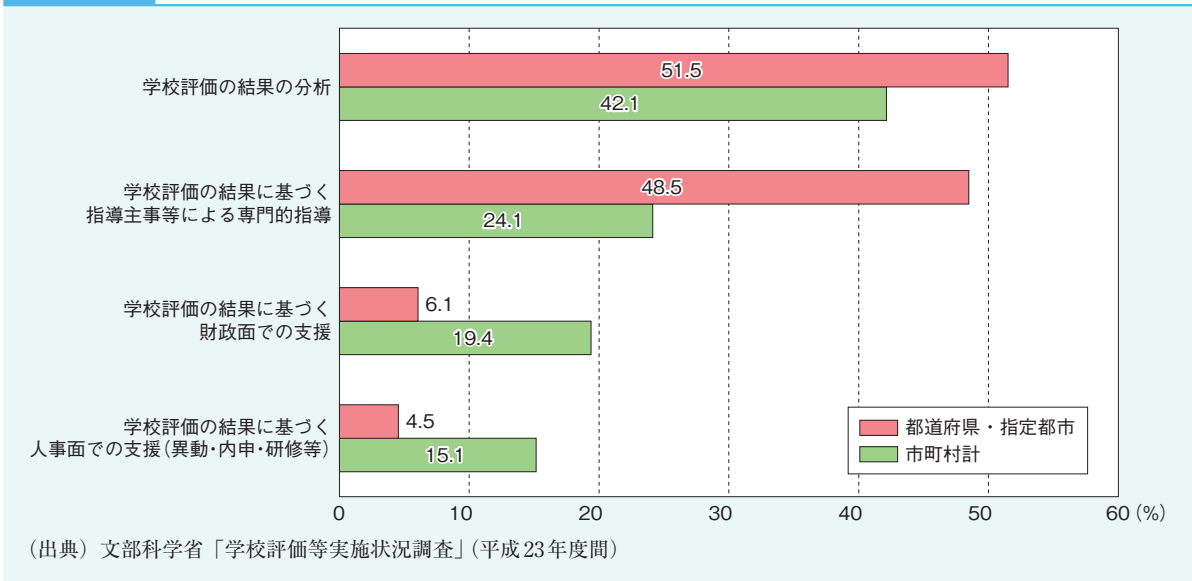
学校評価について、第2期教育振興基本計画においても「取組の充実に図る」こととされており、文部科学省としても、実効性向上の実践研究委託などを通じた好事例の普及・啓発や、学校評価に係る指導的立場にある教育行政職員に対する研修などを実施しています。文部科学省ウェブサイトには上述の調査結果やほかにも学校評価に関する調査研究事業の報告書や教育委員会における学校評価の取組事例等を掲載しています*31。



*30 参照：http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/community/index.htm

*31 参照：http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakko-hyoka/index.htm

図表 2-4-36 教育委員会における学校評価結果の活用状況



(2) 学校の裁量拡大とマネジメント力の強化

地域に開かれた特色ある学校づくりを実現するためには、各学校において、それぞれの教育理念や教育方針に基づき、児童生徒や地域の状況などに応じて、自主的・自律的な学校運営を行うことが必要です。このような観点から、各教育委員会において、学校の裁量を拡大するため、次のような取組が行われています(図表2-4-37)。

○学校管理規則における教育委員会の関与の縮減

学校と教育委員会の関係を定めている学校管理規則について、これまで教育委員会の許可や承認などが必要であったものを届出に改めるなど、教育委員会の関与を縮減する取組が進められています。

○校長裁量経費を措置するなど、学校予算における学校の裁量を拡大

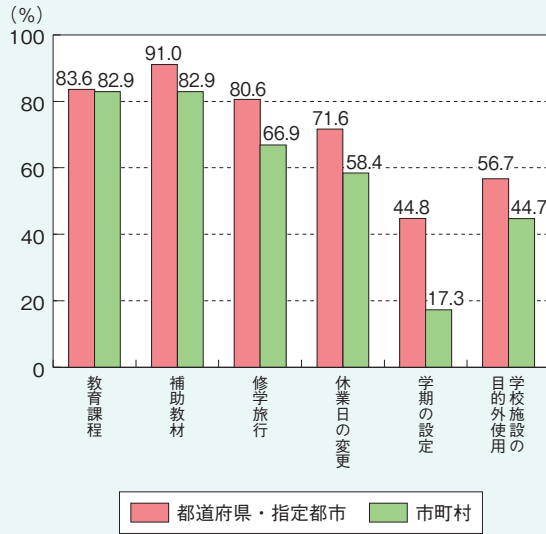
従来細かな費目ごとに配当していた学校予算の仕組みを見直し、一定総額の中での学校独自の予算編成を可能とする仕組みや、各学校独自の提案に対して予算措置を可能とする仕組みの導入が進められています。

さらに、平成18年度に行った「教員勤務実態調査」によると、教員の残業時間が増えており、また、授業の準備に十分な時間がとれていない状況があります。こうした状況に対応し、質の高い教育を行うために、教員の負担を軽減し、子供と向き合う時間を確保することが重要です。このためには、校長のリーダーシップの下、教職員の役割分担の明確化や事務機能の強化などを通じて業務を効率化するなど、組織的・機動的な学校運営を実践していくことが一層重要となっています。

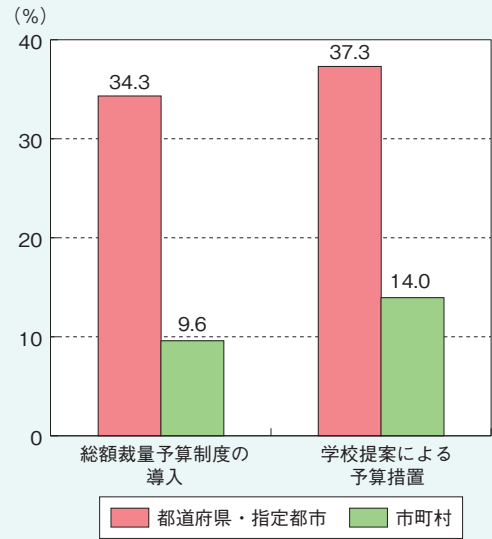
文部科学省としても、学校マネジメント力の強化に関する調査研究や、「学校マネジメントフォーラム」の実施等を通じ、好事例の普及を図っています。

図表 2-4-37 各教育委員会における学校の裁量拡大の取組状況

①学校管理規則で、学校の各種取組について許可・承認による関与を行わないこととしている教育委員会の割合



②学校裁量予算を導入している教育委員会の割合



(出典) 文部科学省「教育委員会の現状に関する調査」(平成24年度間)*³²

*³² 参照：http://www.mext.go.jp/a_menu/chihou/1343410.htm

第14節 幼児・児童・生徒に対する 経済的支援の充実

第2期教育振興基本計画における関連成果指標

成果目標6（意欲ある全ての者への学習機会の確保）

【成果指標】

〈主として初等中等教育関係〉

- 経済的な理由による高校中退者の数の減少
- 家庭の経済状況や教育環境の違いが学力に与える影響の改善

〈主として高等教育・生涯学習関係〉

- 進学機会の確保や修学の格差の状況改善（被災した世帯の学生等も含め、家庭の経済状況によらない高等教育への進学機会の確保）
 - ・大学等奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を受けることができた者の割合の増加
 - ・低所得世帯の学生等のうち授業料減免を受けている者の割合

計画策定後の主な取組と課題（ポイント）

- 義務教育の無償制、教科書の無償配布に加えて、就学援助を通じ、経済的困難を抱える家庭に対する支援を継続的に実施（国は要保護児童生徒への支援の2分の1を補助）。
- 義務教育段階の就学援助について、要保護児童生徒数は微増であるが、近年増加傾向にある。準要保護児童生徒数は減少しているが、主な要因は児童生徒数全体の減少であり、援助率は引き続き増加している。
- 各市町村が実情に応じて実施している就学援助制度については、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されたことを踏まえ、就学援助制度の実態把握を通じ、各市町村における貧困対策の取組がより一層充実されるよう情報提供していくことが必要。
- 生活扶助基準について、その適正化の観点から、平成25年8月1日から3年程度かけて段階的に新たな基準に見直しを行うこととしており、これに伴い、他制度に影響が生じる可能性が指摘されていることから、政府ではできる限り影響が及ばないようにするため、25年2月5日に全閣僚で対応方針を確認している。就学援助については、25年度当初に要保護者として就学支援を受けていた者については、引き続き要保護者として国庫補助の対象とすることとしている。地方単独事業である準要保護者への就学援助についても、国の取組を説明の上、その趣旨を理解した上で各自治体において判断いただくよう依頼しており、その取組をフォローアップしていくことが必要。

1 小学校就学前教育段階における経済的支援

幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う大切な時期であり、このような時期に行われる幼児教育は非常に重要なものです。幼稚園は、我が国の幼児教育の中核的役割を担っています。

文部科学省では、幼稚園の入園料や保育料に関する経済的負担を軽減する「就園奨励事業」を実施している地方公共団体に対して、幼稚園就園奨励費補助金によりその所要経費の一部を補助しています（参照：第2部第4章第11節）。

2 義務教育に係る教育費負担軽減

義務教育は、国民一人一人の幸せな人生を実現するための根幹であるとともに、国や社会の発展の基礎になるものです。義務教育段階では、国公立学校の授業料や教科書が無償となっていますが（参照：第2部第4章第6節）、それ以外にも学校生活を送るためには多くの費用が必要です。例えば、

「平成24年度子どもの学習費調査」によると、学用品費・遠足費・修学旅行費などの学校教育費や給食費は、公立小学校で年間約10万円、公立中学校で年間約17万円となっています。

このような費用を負担することが困難な児童生徒の保護者を経済的に支援するために、市町村が行う就学援助制度があります。

就学援助制度とは、学校教育法上の実施義務に基づき、各市町村が、経済的理由により小・中学校への就学が困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、学用品の給与などの援助を行う制度です。就学援助制度の対象者は、生活保護法に規定する要保護者と、それに準ずる程度に困窮していると認められる準要保護者となっています。

就学援助を受けている児童生徒の割合は増加しており、就学援助制度の重要性はますます高まっています。なお、就学援助制度は市町村において実施されるものですが、要保護者に対する就学援助にかかる所要の経費については、国が補助を行っています。また、要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる準要保護者の就学援助にかかる所要の経費については、地方財政措置が行われています。

3 高等学校段階に係る教育費負担軽減

(1) 公立高校の授業料無償制及び高等学校等就学支援金について

今日、高等学校等の進学率は約98%に達し、国民的な教育機関となっており、その教育の効果が広く社会に還元されていることから、高等学校等の教育に関する費用について社会全体で負担していくことが求められています。「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」が平成22年3月31日に成立し、同年4月1日から施行されています。

本制度では、公立高等学校（中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部を含む）については、授業料を原則不徴収とし、これまでの授業料に相当する経費を地方公共団体に対して、国費により負担しています。一方、私立高等学校等の生徒については、所得に応じて高等学校等就学支援金を支給しています。

しかし、本制度の導入以前から授業料減免を受けていた低所得者層にとっては実質的なメリットがなかったことや、私立高等学校等の低所得世帯の生徒にとっては、授業料を中心に依然として負担が大きいことなどの課題があり、制度の見直しを行いました。平成25年11月には「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、26年度に入学する生徒からは新制度が適用されます（参照：第1部特集2第4節）。

(2) 高校生等に対する奨学金事業について

日本学生支援機構（旧日本育英会）が実施してきた高等学校等の生徒に対する奨学金事業については、平成17年度の入学者から順次、都道府県に移管されています。各都道府県において必要な資金を円滑に確保できるよう、国は奨学金の原資として、高等学校等奨学金事業交付金を交付しており、25年度予算においては約135億円を措置しています。加えて、高校生修学支援基金により、奨学金事業を実施する都道府県に対して緊急支援を行っており、24年度以降は、当該基金を利用する都道府県において、所得連動返済型の奨学金制度（貸与者本人が一定の収入を得るまでの間、奨学金の返済を猶予）が整備されるよう制度改正を行っています。

4 障害のある児童生徒などに対する就学支援

近年、特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級等に在籍する児童生徒などの数が増加しており、その就学を経済的に支援することが重要になっています。

文部科学省では、特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級等に就学する障害のある児童生徒などの保護者の経済的負担を軽減することを目的として、「特別支援教育就学奨励制度」を実施してい

る地方公共団体に対して、所要経費の一部を補助しています（参照：第2部第4章第12節2（2））。